

第八十四回国会 衆議院 法務委員会 議録 第二十七号

(四八五)

昭和五十三年六月二日(金曜日)

午前十時十分開議

出席委員

委員長 鳴田 宗一君

理事 羽田野忠文君

理事 保岡 興治君

理事 稲葉 誠一君

理事 横山 利秋君

理事 沖本 泰幸君

理事 上村千一郎君

田中伊三次君

西田 司君

梅野 泰二君

飯田 忠雄君

正森 成二君

鳩山 邦夫君

理事 濱野 清吾君

理事 山崎武三郎君

理事 橋山 高望君

鹿野 道彦君

玉沢徳一郎君

渡辺美智雄君

西宮 弘君

長谷雄幸久君

加地 和君

同日 同月三十日
辞任 柴田 陸夫君
補欠選任 正森 成二君

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願(荒木宏君紹介)

(第五五二六号)

同(工藤晃君(共)紹介)(第五五二七号)

同(小林政子君紹介)(第五五二八号)

同(瀬川博義君紹介)(第五五二九号)

同(津川武一君紹介)(第五五三〇号)

同(東中光雄君紹介)(第五五三一号)

同(不破哲三君紹介)(第五五三二号)

同外一件(正森成二君紹介)(第五五三三号)

同(松本善明君紹介)(第五五三四号)

同(山原健二郎君紹介)(第五五三五号)

は本委員会に付託された。

○鴻田委員長 内閣提出、刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案を議題といたします。
○鴻田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

本日、最高裁判所岡垣刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 それではお答え申しあげます。

典型的な例がよろしいと存じますので、この事例の中にも載つておりますいわゆる企業爆破事件についての第三回の公判廷の模様について少し詳しく述べます。

大体この企業爆破事件は、被告人全部と一緒に審理してほしいといふわゆる統一公判の要求というものがあって、それで被告人の不出頭、弁護人の不出席といふことで、裁判所が全部一緒にしない限りは進まないという状況があつたので、それでそれを統一公判といいますか、全部一緒にして審理することになつたわけですが、その場合、併合して一緒に審理をする前に、裁判所としましては、当然弁護人の方と審理の打ち合わせ、進め方についていろいろ御相談申し上げたわけであります。弁護人の方からは、もし統一して一緒に裁判してもらえるならば、自分たちはその地位にかけても被告人の出頭を、つまり被告人が法廷に出てくるようにそれは確保いたしますといふ約束、それから、その一緒にしてやる最初の法廷では、報告人はだれかということで人質問と申しますが、確かめたり、起訴状を読んだり、それから黙秘権、黙つていてもいいんだよといふようなことを告げたりする手続がありますが、そういう手続はそのままスムーズにさせるというふうなことを約束されました。その手續が終わるまでは、弁護人も被告人も勝手なことは言わないといふ三點の事前の打ち合わせ、了承があつたわけであります。

裁判所は、それを前提にいたしまして第三回の開廷の前に、弁護人の方から裁判所に對して、

本日の会議に付した案件

刑事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(内閣提出第五三号)

民事執行法案(内閣提出第七六号)

仮登記担保契約に関する法律案(内閣提出第七

二号)(參議院送付)

司法書士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

民法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、衆法第二二号)

第六回

議題

委員の異動

六月一日

辞任

正森成二君

補欠選任
柴田 陸夫君

第一類第三号

法務委員会議録第二十七号

昭和五十三年六月二日

○鴻田委員長 これより会議を開きます。

お詫びいたします。

人との行動、日時、事件名、状況等、ひとりに届いている報告ができるだけ客観的に、その状況を余り専門語を使わないでわれわれに示していただきたいと思う。特にそのときにおける弁護

の異常な事態というものの例を皆さんとのところに届いてる報告ができるだけ客観的に、その

すとお考えいただいてよろしいと思いますが、こ

の異常な事態といふのの一例を皆さんとのところに届いてる報告ができるだけ客観的に、その

状況を余り専門語を使わないでわれわれに示して

いただけるだけ詳しくというよりも平易ということの

こと

です。

ちょっと打ち合わせをしたいという申し出がありまして、裁判所は開廷期日の時間が決まっておりましたけれども、その時間をおくらせて、そして、じやお話を伺いましょうということで、したわけあります。そうしましたところが、弁護人の方からは、開廷の冒頭の段階で被告人や弁護人に意見陳述させろ、つまり裁判所が被告人がだれであるかということを確かめ、そこで問題になるのはこの事実ですよという起訴状を読んで、さあこれについてどうかということを言う前に、とにかくしゃべらせる、こういう御要求であります。その機会が与えられない限りは、もう訴訟手続を進めることはできない、こういう申し入れがあつたわけあります。裁判所は、これは最初の打ち合せの了解とは違うじゃありませんかということです。いぶん説得いたしましたけれども、しかし、これは余り強く言いますとまた出ていただけませんので、それで譲歩いたしまして、人定質問の後一時間くらいの範囲内で、事実関係には触れないことを条件に意見陳述を与えるというふうなことで、一時間くらいかかるって譲歩というか、調整が終わりまして開廷することになったわけあります。

開廷の後に人定質問、要するにおまえはだれかということから始まったわけありますが、裁判長が、君はだれかという質問に対して、被告人は、東アジア反日武装戦線中兵士、以下必要ありませんといふ返事、生年月日はと言ふと、言う必要はありません、本籍は、全世界人民の共和国といふふうな大声を張り上げる、こういうことあります。裁判長は検察官に、この被告人は何のだれかと対照して、それで人定質問といいか、だれが来ているかということを確かめた上で、検察官が提出した被告人の顔写真写真帳を見ると、裁判所は場当たり的であつて、感情的

な訴訟指揮をしている、将来も安定した一貫性のある訴訟指揮がされるかどうか大変不安だ、裁判所は大体最初は分離して公判期日を開くと言いますが、突然統一公判ということで変更した理由がはつきりしないから、これを明らかにしろというふうに迫られたわけです。それから被告人も、裁判所は最初は分離公判が迅速な裁判に適しているから、突然統一公判ということで変更した理由がはつきりしないから、これを明らかにしろというふうに迫られたわけです。それから被告人も、裁判所は最初は分離公判が迅速な裁判に適していると言ひながら、被告人が統一公判を要求すると、たちまち統一公判が迅速な裁判に変わるというのは矛盾しているから合理的な説明をしろというようなこと、あるいは接見禁止を早く解除したとか、東京拘置所当局の被告人に対する処分がどうも妥当ないから、裁判所は適切な措置をとれといふふうなことをいろいろと長く述べられて、裁判所の回答を迫られたという状況にあります。

裁判長は、そういうことは本来訴訟手続の中で応答しなければならぬ事実だと思わないけれども、しかし一応答えようということで、二つのグループに分けて進めるのが一番合理的な方法であるということにはいまの考えは変わりはないけれども、被告人や弁護人が出頭を拒否されるのでは審理が不能に陥るから、その要望に沿つて統一公判にせざるを得ないというふうにしたのだ、それからそれ以外の点については、裁判所とというもののは、これは非常にテクニカルなことになりますけれども、第一回公判期日が終わらないと、被告人の身柄関係についてまだ裁判所が権限を持つているわけではありませんで、裁判所の権限外であるというふうないろいろ説明をしたわけあります。

その後、そういうことで喧騒状態が一応一段落しましたので、被告人や四名の弁護人が在廷する法廷で、中断されていた検察官の起訴状の朗読が続行され、一人分の起訴状の朗読が終わった段階で一たん休憩したわけあります。

休憩時間中に、先ほどの残つておりました四人の弁護人が裁判官室に来られまして、すでに退廷させられている弁護人と四名の被告人を再び法廷に入れてほしいという話があつたわけがあります。そこで裁判長は、現在起訴状朗読中だから、退廷させられた者が起訴状朗読といふ手続が終わるまでは発言しないということを約束してもらいました。退廷させた者もまた人れましようといふことを言つたわけあります、弁護人は、ではそういうことを退廷させられた者と協議しますと言つて退去されたわけあります。

そこで裁判長は、四十分の休廷が終わった後で法廷に入りました、残つておった被告人、弁護人、傍聴人を入廷させて開廷を宣したところが、弁護人の一人が立ち上がりまして、退廷させられた弁護人と相談しましたが、その弁護人の言い分もますけれども、裁判所が言つても、それは説明になつていいという返事が返ってくるだけであります。そこで、弁護人の意見陳述に入ったわけですが、弁護人は提出した被告人の顔写真写真帳を見ると、裁判長は、それじゃ起訴状も読めないではありませんかということで、そんなに執拗に発言されると、裁判所は場当たり的であつて、感情的

なのでは困るから、発言は禁止ですと何度も何度も禁止をし、そんなに続けられると退廷させますよ、こうしたこと。それでもまだ発言を続けられる。そこで裁判長は、やむを得ないから弁護人に退廷を命じたということになるわけであります。

この段階で傍聴席は騒然となりまして、裁判長の発言禁止命令に従わない傍聴人の十人くらいが退廷させられたわけであります。

この訴訟指揮に抗議するというわけで、被告席から被告人が立ち上がりまして大声で発言をする、裁判長を論難する。被告人のうち四名がそういう態度をとつたために退廷命令を受けて退廷させられた。

その後、そういうことで喧騒状態が一応一段落しましたので、被告人や四名の弁護人が在廷する法廷で、中断されていた検察官の起訴状の朗読が続行され、一人分の起訴状の朗読が終わった段階で一たん休憩したわけあります。

その間、発言あるいは発声をした傍聴人が退廷させられておりました。裁判長は、勝手に出ようとしたのを拘りであります。裁判長は弁護人に對して、それがでは困る、法廷においてくださいという在廷命令を出されたわけです。ところが、こういう裁判所のやり方が不服だということで退廷するそぶりを示した三人の弁護人がありますので、その人に對してもさらに在廷してくださいということで在廷命令を出したわけです。しかしながら四人の弁護人の方は、警備員がとめるのを振り切って、前後して法廷から出でていってしまったわけです。

この間、発言あるいは発声をした傍聴人が退廷させられるなどして喧騒状態が続いておったわけであります。被告人の一人は、サルモジ居なんかもやめてしまえというふうに叫んで、自分で出ていこうとした。それからもう一人の被告人がこれと一緒に退廷しようとしたので、この二人の被告人に対しても、君たちは出でていってはいかぬと言つて在廷命令が発せられたわけであります。ところがこの二人の被告人は、勝手に出ようとしたのを拘置所の係官に被告人席に一たん連れ戻されたわけありますけれども、その後も激しく叫び声を上げ騒ぐものですから、裁判所もしようがないといふわけで、そんなに騒ぐのなら君出でいけといふことで、そのうちの一人に退廷命令が発せられました。それからもう一人の被告人はなおしばらく興奮した顔で座つておりましたが、突然前の机を手

と足で突き飛ばして、結局退庭を命ぜられた、こういう状況になつたわけあります。

○高橋委員 ありがとうございます。

でもちょっと飲んでおいてくださいませ。

そこで、いま喧騒状態というものの代表的な例を第三回の公判で私に教えていただいたのですが、こういう事態がこの第三回公判のときに突然発生したのではなくて、それよりも前からそういう傾向は出ていたのではないかと私は思うのです。

○岡垣最高裁判所長官代理者 お答え申します。

こういう法廷で騒ぐのが一番最近私たちの前で顕著になりましたのは、例の四十四年の東大事件以来のいわゆる学生事件が始まるわけでございます。

○高橋委員 少なくとも四十四年にそういう傾向が出てきて、何とかしなければいかぬというお考えがあつた。現実にいま私たちがこの法案を審議しているのは昭和五十三年ですね。そうするとざつと十年近くになる。私が言わせれば、ちょっと長く時間をかけ過ぎている。異常な事態に対しての手当て、幾ら何ぼでもこの長い間対策なしでこられたとは思えませんが、この時間のあきについてはどのような事情の説明をなさりますか。

○伊藤(榮)政府委員 ただいま最高裁の方からお話をありましたように、昭和四十四年のいわゆる学生騒ぎのころから荒れる法廷というのは顕著になつたわけでございますが、東大事件を中心としますあのころの事件は、どちらかといいますと凶器準備集合罪とかそういうものでございまして、要するに必要的弁護事件ではないものが中心であったわけでございます。したがいまして、法廷が荒れるといいましても、すでに刑事訴訟法にござりますように被告人がいなくとも裁判ができるという規定を使いまして何とかやりくりして

きたわけでございます。

ところがここ数年前から、ただいま御説明がありましたような連続企業爆破とか連合赤軍とか

そういう非常に重大な罪を犯した者が、弁護人が被告人と一緒に闘争をやるという

ことが顕著になりまして、私どももいたしましても、これは何とかしなければいかぬのではなかろうかという感じをだんだん持ってきておったわけでございます。

そのところへ、御承知のクアラルンブルール事件、ダッカ・ハイジャック事件が相次いで起きまして、裁判係属中の被告人がむざむざと連れ去られるというきわめて忌まわしい出来事があつたわけでございます。一度ならず二度までもそういうことがあつた。それとうのも、やはり裁判が遅々として進まないということのために、司法権の実現を見ない今まで連れ去られるという事態が生じたわけでございます。

そこで、私ども政府といたしましては、もうがまんがならないのじゃないか、もう一回こういうことがあつたらどうなるだろうということで思ひあつた。現実にいま私たちがこの法案を審議を新たにいたしましたして、ハイジャック等の防止対策を詰めますと同時に、こういった過激派による事件の訴訟の遅延については、もう何か手を打たなければならぬというふうに決意をしたわけでございます。なるべくなればやはり弁護士さんの自覚を促して正規の刑事訴訟手続にのつとつた法廷の運営ができるようにしていきたいものだと思ひます。

○伊藤(榮)政府委員 いまさら御指摘くださいませ。

○伊藤(榮)政府委員 まさに御指摘のとおりでございまして、訴訟の指揮あるいは期日の指定、裁判の幾つかの事件を一緒に審理をするか別々にして審理するかというようなこと、広い意味で訴訟指揮と申しますが、これはもう刑事訴訟法に明文がございまして、裁判所あるいは裁判長の専権に属する、こうしたことになつております。もちろんその運用に当たつては、当事者の合理的な意見は裁判所としても十分お聞きになつておやりになつておるわけございますが、法のたてまえは御指摘のとおりでございまして、そういう裁判所あるいは裁判長の専権に属する訴訟指揮を中心とし、関係当事者がお互いに良識を持って法廷の場で白熱した議論をして真相の究明、真相の発見、適正な判断、こういふものを自指していくべきもので、これが訴訟の本義であろう、こういふふうに思つております。

○高橋委員 私もそう思います、その上に立つ

御自身から反者の余地があるというお言葉をいたしましたのでこれ以上のお尋ねはやめますが、何か少し時間をかけ過ぎて、かえつていろいろな問題をそこへ絞ませ過ぎてしまったのじゃないか、そんな気がしてなりません。

そこで問題を少し原則的な方へ移させていただきますが私自身にしてみれば当然のことだと思つておるのでされども、そうでないと考える人がありますので、お伺いしておきたいことがあります。

それは裁判の進行に当たつては、その審理方式や期日指定等の訴訟指揮権というものは裁判長の専権である、こう思つておりますが、この私の考え方には間違つておりますか。もちろんその前提として、権力というものの発揮は常に謙虚であれといふ鐵則を踏まえた上での立場をとりますが、それにいたしましても、審理方式、期日指定等の訴訟指揮権は裁判長の専権ではないか、このようになります。

そこで、私は裁判の進行に当たつては、その審理方式や期日指定等の訴訟指揮権といふものは裁判長の専権ではあります、法によつていろいろな制約といいますか、訴訟は

これが妥当でないと非難される、そしてそれが原因だといふふうにしてやれといふことが皆決めてございまして、裁判長が勝手にあれこれできるといふものではないわけです。

そこで問題を少し原則的な方へ移させていただきますが私自身にしてみれば当然のことだと思つておるのでされども、そうでないと考える人がありますので、お伺いしておきたいことがあります。

それは裁判の進行に当たつては、その審理方式や期日指定等の訴訟指揮権といふものは裁判長の専権ではあります、法によつていろいろな制約といいますか、訴訟は

これが妥当でないと非難される、そしてそれが原因だといふふうにしてやれといふことが皆決めてございまして、裁判長が勝手にあれこれできるといふものではないわけです。

○岡垣最高裁判所長官代理者 裁判所の訴訟指揮権によつていろいろな制約といいますか、訴訟はこれが妥当でないと非難される、そしてそれが原因だといふふうにしてやれといふことが皆決めてございまして、裁判長が勝手にあれこれできるといふものではないわけです。

としでこの法案に大変な反対をなさる方々の声に、裁判長の無理な訴訟指揮が法廷を荒らす原因になるということをよくわれわれは聞かされるわけですが、この実情をひとつ率直にお述べいただきたいと思います。

○岡垣最高裁判所長官代理者 裁判所の訴訟指揮権によつていろいろな制約といいますか、訴訟はこれが妥当でないと非難される、そしてそれが原因だといふふうにしてやれといふことが皆決めてございまして、裁判長が勝手にあれこれできるといふものではないわけです。

そこで問題を少し原則的な方へ移させていただきますが私自身にしてみれば当然のことだと思つておるのでされども、そうでないと考える人がありますので、お伺いしておきたいことがあります。

それは裁判の進行に当たつては、その審理方式や期日指定等の訴訟指揮権といふものは裁判長の専権ではあります、法によつていろいろな制約といいますか、訴訟は

これが妥当でないと非難される、そしてそれが原因だといふふうにしてやれといふことが皆決めてございまして、裁判長が勝手にあれこれできるといふものではないわけです。

○高橋委員 私もそう思います、その上に立つ

高等裁判所がその事件について控訴審で判決を五十三年四月六日にいたしまして、そしてその判決は確定しているわけですが、その高等裁判

所の判決の中にこういうことがあります。つまり弁護人の方から「当時、同被告人は失神状態になされた医師伊藤順通に対する原裁^裁所の審問調書によれば、同被告人の健康状態は、前述したこところのほか」というのは、ずっと血压だとかなんとか述べておるわけあります、「前述したところのはか、同医師が眼球の対光反応を調べるために眼を開けようとすると、自分で眼を閉じてしまい、無理に開けると黒眼を上方につり上げるなど、故意に診察を拒否する態度を示したこと、腱反射は正常で、五分ないし一〇分程度であれば起立することも可能な状態であったことが認められるので、これらの事実に従すれば、当時、同被告人が失神状態にあつたとは到底認められない。」こういうわけであります。したがいまして、そのときの状況といふものを、あるいは弁護人の方でもいろいろの認識がございましょうから、これは被告人が失神しているのじやないかと思われたという錯誤に陥られることもあるらんあり得るわけあります。しかしそれにしましても、その当時の状況、裁判所がお医者さんに聞いたり、お医者さんがそういうことを話してくれたりした状況といふのを考えて、それから從来の法廷の被告人の状況、それから期日を指定してもなかなか判決期日に出てこないといったような状況、いろいろな状況をお考えになれば、むしろこの場合には、けしからぬから出ていくと言われるよりも、やはり残つて状況をごらんになった方がよかつたのじやなかつたかといふふうに思うわけであります。これは人によってとり方はいろいろありますけれども、そういうのが一つございます。

ども、たとえは一番批判的になつてゐるのは連合赤軍事件においてのいわゆる百回指定というところがいろいろ問題にされているわけであります。この百回指定というのもいきなりぱっと決めたわけではございませんので、何度も何度も、数回にわたりまして弁護人ととの間に打ち合わせをいたしました、そして検察官の主張と弁護人の主張とが折り合わない。そこで裁判所は、一応その期日を決めます、決めますが、具体的にこうこうこういう事情でこういうふうにしてもらわなくては困るのですということの事情があれば、それはその変更の申請をしてくだされば、それが合理的な事情であつたら変更いたしましようという柔軟な指定をいたしましたけれども、弁護人の方ではいや百回指定そのものがもう絶対に弁護人の生活権あるいは被告人の防御権を侵害するものであるから、まず取り消さなければだめだということで、具体的に、一応裁判所はそう決めた、じきやつてみるとが、ここでこれは困るから変えてくれ、こういう態度ではなかつたわけであります。

○瀬戸山國務大臣
以上です

○瀬戸山国務大臣　いま裁判の運営の問題等につき、また過去の裁判の実例等についていろいろ法務省や裁判所から説明がありました。

御参考というと恐縮であります、その点に關して私からも高橋さんに申し上げて御参考に供し

たいと思います。

であります。紹介かたがた考え方を示すわけであります。二つは元の日弁連の会長の吉川太二

郎氏が書いた文章でございます。日本法律家協会

の会報に示されている。その問題に触れておりま
すから、全部は紹介しませんが、これは御承印の

文楽それから歌舞伎、これをたとえにとつて書い

である文章であります。が「裁判は芸術ではないが、裁判所、検事、弁護士の三者一体の協力関係にお

いて、その運営がなされねばならぬ点では文楽と

『同様である』、文楽というのは、これは私の注釈でございますが、いわゆる大夫が中心になつてでき

上がるのだそうです。「いうまでもなく、そ

の指導権はどこまでも裁判所にある。この指導権は、法的には主として、口頭弁論における訴訟指

権と、法廷秩序維持のための法廷警察権として見つらう。二つある。三二、二つ見つかる。或則

現われるのである。まさにこの限りでは、藝半所の役割は文楽の大夫のそれに匹敵するといえる

であろう。しかるに、近時における裁判の実態を見ると、主として公文事半二の労働事半二の根

東京事件とその歴史

られた範囲においてではあるが、裁判所が自らの指導権を放棄して、一部の弁護士に引き廻されるというケースが、いわゆる「荒れる法廷」などといふ名の下に、しばしば報せられている。いわば、裁判所が大夫の座をすてて、「チョボ」太夫となり下がっているわけである。「これは私の注釈でござりますが、チョボ太夫といふのは字が違うのだぞうであります。これは歌舞伎の太夫をチョボ太夫と言つたのだそうです。わき役であるということであります。『わが司法制度の円滑な運営とその進展の上から見て、まことに遺憾にたえない次第である。もともと、当該事件を担当する裁判官は大変な苦労であるが、勇気をもつてその職責を果してもらいたい、とともに、同僚裁判官はもとより在野法曹たる弁護士もこれに協力し、バックアップする心掛けとその実践が肝要であると信じられる。そこでわたくしは、この際、声を大にして叫びたいのである。『裁判官よ、チョボになるな。弁護士よ、裁判官をチョボとするな』と。」こう書いてある。

こういうことが原則であると私も信じて疑いませんが、先ほど来説明しておるような事態が起こつておる。

ここで一つつけ加えておきたいのは、先ほど最高裁の刑事局長から御説明いたしましたが、いわゆる連続企業爆破事件等の実態を見ておりますと、先ほども説明がありましたが、わが国の裁判に服する必要がないのだ、こういう主張でござります。基本の主張はこういうことでござります。でありますから、裁判官の訴訟指揮権とかあるいは法廷警察権、それはナンセンスである、われわれがむしろ裁判所を裁判する立場にある、こういう主張が根本にあります。現にそう言われております。そういうことで、しかしほかにそれを貫く手段がありませんから、いま申し上げておるよう、いわゆる必要たる弁護の規定を適用している。そして退廷、不出頭、こういうことが続いておる、これが実態でございます。

だけ申し上げないことににして、伺う立場を続けた
いと思います。

そこで、この種の法律をつくると、俗に法律の
一人歩きと申しますようか、法の拡大適用という
ことを懸念する人が多いのですが、私との特例
法についてはその危険性を考えますけれども、こ
の特例法が仮に成立をしたとした場合の一人歩き
について、どのような御説明をなさいますか。危
険性についての私の疑問にお答えをいただきたい
と思います。

○岡垣最高裁判所長官代理者 お答え申し上げま
す。

法律の一人歩きということが言われ、あるいは
暗黒裁判というふうなものを招来するということ
が言われております。この言葉の意味するところ
が何であるか、必ずしも明確ではございませんが、
ごく具象的に申し上げますと、たとえば弁護人が
いない今まで裁判所は勝手に裁判をやってしまう
という状態になるのではないかということだろう
と思います。

法律の一人歩きということが言われ、あるいは
暗黒裁判というふうなものを招来するということ
が言われております。この言葉の意味するところ
が何であるか、必ずしも明確ではございませんが、
ごく具象的に申し上げますと、たとえば弁護人が
いない今まで裁判所は勝手に裁判をやってしまう
という状態になるのではないかということだろう
と思います。

人はまず最初、大体の場合に選任されて、私選で
ついておられる、あるいは国選についておられると
いう状態がまず出発点にあるわけですが、いまし
て、もちろん任意弁護と申しますか、現在でも長
期三年を超えないもの、たとえば先ほど申し上げ
ました凶器準備集合などといふもの、あれは弁護
人がつかなくてもよろしいわけでありまして、で
すから、四十四年以後の学生事件の場合には、裁
判所は弁護人がいない今まで裁判をしてきたわけ
であります。ところが、その最初におられる弁護
人の方が、必要的弁護の場合はもちろん、その他
の場合もそうでありますけれども、いかなると
いう現象はなぜ出てくるか。それは、気運のよ
うな裁判官がいて、理由もなく出ていけとかとい
うことになればそういうことになるかもしませ
ん。しかし、まあその点ではどうか裁判所を御信
用いただきたいということを申し上げるばかりあり
ませんし、それから、現実に裁判官は、当事者が

十分にお互いの主張をし、資料を出されたところ
でもって判断するということで審理を行いたいわ
けでありまして、当事者が抜けた裁判などとい
うものはまるでもう、裁判所がすべての責任は自分一
人でみずから出ていくべきようなことであり
まして、そんなことを裁判官がしたいなどと思う
気持ちはないわけであります。できるだけ当事者
の方から資料を積極的に出してもらって、もう自
分たちで出せるものはこれだけだというところを
聞いた上で判断したい、これが裁判官の考えると
ころであります。

いまの場合には退廷の場合でござりますけれど
も、辞任させた場合、こういう場合は、被告人の
方で自分で弁護人をおつけになればそれでぐる
とに返るわけであります。ですから、暗黒と言わ
れますが、自分で目をつぶっておれば暗黒
なわけであります。自分で目をあければいい、
それだけのことだと考えております。ですから、
そう一人歩きして広がるとか、暗黒裁判になると
いうことはないというふうにわれわれは考えてお
ります。

○高橋委員 定められた時間もありますので、こ
こで私、弁護士問題をひとつ伺つてみたい。
とは言ひながらも、弁護士さんに対するては、い
ろいろとこれを監督する官庁もないという組織も
よく存じた上で伺うのですが、まず、昭和二十四
年に弁護士法が制定されました、議員立法だと
伺つております。この制定の経緯をごく簡単にひ
とつ御説明いただけませんでしょうか。

○枇杷田政府委員 お答え申し上げます。
戦後、新憲法の精神に基づきまして裁判所法、
検察庁法、弁護士法の改正が必要になってまいり
ましたわけでございますが、裁判所法、検察庁法
は改定されたわけでございますが、弁護士法に関し
ましては終戦直後から議論がなされておりま
す。昭和二十一年の九月に司法省内に弁護士
法改正準備委員会といふものが設けられまして、
ここで弁護士法改正要綱案といふものが作成され
て、二十一年の十一月に当時の司法大臣に答申が
なされております。ところが、この委員会の答申
が、司法省内部での委員会ではござりますけれ
ども、司法省自体も反対でござりますし、それが
裁判所等からも反対が出るということで、結局
司法省としての案にまでまとまることができな
かったわけでございます。そのときの案と申しま
すのは、大体現行法に近いような答申案だったよ
うに聞いております。

そういうことでございましたが、翌昭和二十二
年の十一月に、衆議院の法務委員会におきまして、
松永義雄委員長から弁護士法の改正を法務委員会
で取り上げようという発言がなされたようであ
ります。そして、また一方日弁連側は、先ほど申し
ました答申案をもとに弁護士法の改正案の確
定案を発表いたしております。そういう動きを背
景といたしまして、衆議院の法制局の方で日弁連
の案をいわば基礎といたしまして、当時のGHQ
と交渉するなどして、第一次整理案から第六次整
理案まで作成をいたしましたけれども、結局それ
もまだ案としては提出に至らないという状態でござ
いました。

ところが、昭和二十四年の第五国会に至りまし
て、衆議院の法務委員会に弁護士法改訂起草小委
員会といふものが設けられ、二十四年の五月に、
その小委員会で起草した改正法案が法務委員会で
可決され、そして衆議院の本会議でも可決され
た。即ち参議院に送られ、若干参議院で修正を受けた
後、また衆議院に戻って、採決により結局原案を
可決したという経緯になつております。その原案
が大体現行法ということになるわけでございま
す。

○高橋委員 経緯としてはわかりましたが、私が
現在の弁護士法をざっと勉強させていただいた範
囲内でも、非常に自律権の許された世界でもまれ
な制度だらう、私はこう思います。

そこで皆様にちょっとお伺いしておきたいので
す。特にこれは大臣にちょっとお伺いしたいと思
いますが、私、つい先日、たしか五月二十七日で

ございましたが、読売新聞に、日弁連が総会の席
上で「国連軍縮特別総会が開催中だが、日弁連と
しても核兵器の使用を禁止する国際条約を締結す
るよう提言しております。政府もそのために積極的外
交を展開してほしい」という、そういう考え方を
正式に発表されるわけでございます。そちら
すると、日弁連というか弁護士さんの会は強制加
入団体でございますから、そういう強制加入団体
が、一定のいわゆる政治的な活動と申しましよう
か、政治的な立場に立つと思われるような決議を
して、そしてそれを発表するというようなことは
何か割り切れないのですけれども、現行法では、
このような弁護士会の政治活動——私はあえて言
うのですけれども、強制的な加入をさせられて
いるその弁護士会が、こういうふうな政治活動をす
るということに対して規制することはできないの
ですか。また法務当局はこれについてどのように
お考えになられますか。

○瀬戸山國務大臣 御承知のとおり、弁護士会の
やられるることについて法務省は報告を受ける立場
にございません。でありますから、これをとやか
く言うことは適當でないかもしませんが、弁護
士法の目的は、御承知のように、人権を擁護し、
社会正義を守る、こういうことに使命があるよう
でござります。その他にもいろいろあります
が、言論あるいは政治的見解といふものをどういうよ
うに考えるか。これは自由でございますが、日本
弁護士連合会として政治問題に方向づける、何
かの問題について決議をするということは、これ
は私、弁護士会の性格からいって好ましいことで
ない、かように考えますけれども、それをどうす
る、こうするという手だてはないわけでございま
す。

○高橋委員 私、先ほどから自分の意見を言わな
いよう心がけていると申し上げながらも、どうも
申し上げちゃうのですけれども、日弁連さんのこ
の種の政治活動というものは、くどいようですが
れども、強制加入団体として妥当かどうか、何か
の席にはひとつ取り上げてお考えになつていただ

きたい、そんなふうに思います。

そこで、続いてでございますけれども、われわれの社会で一番むずかしいことは、個人も団体も含めて、みずからを律するということは非常にむずかしいものだらうと私は思います。個人であれば特にそうですが、そういう場合、やむを得ずどうしても他によつて定められた枠を意識しないわけにまいります。日弁連さんというのその自律性を十分に認められておつて、それで裁判官にあるような弾劾制度のようなものもございませんし、自律性というのは非常にむずかしいと思います。そこで、前回でしたか、日弁連の代表として前の前の会長の柏木さんの御発言によつても、なかなか全員をコントロールするというのはむずかしいということをおつしやつておられました。

そこで、私、日弁連の懲戒委員会の問題をちよつとここでお伺いしてみたいのです、法廷で、ま

あ荒れた法廷をつくり出した一つの役割りを演じてしまつた弁護人を懲戒しようとする。それを裁

判所の方から弁護士連合会に対してお願ひすると

いか、求める。私は、日弁連の懲戒委員会とい

うものが正しい運営をされるということを期待し

ておりました。当初、日弁連さんがよく言われた

ことは、日弁連といふか、弁護士会の懲戒委員会とい

うのは第三者も入つて、から一方的に自分

たちだけでやつてゐるんぢやない、こういふよう

に書類の上でもあるいは口頭でも私聞きました。

しかし、その後わかつてきただところでは、裁判所

の懲戒請求に対して、即懲戒委員会が開かれるの

ではなくて、その前段として、日弁連さん内部で、

いわゆる内部の訴追委員会的な仕事をする綱紀委員会といふものがある、その綱紀委員会が検討し

て懲戒委員会にかける、こういふ段取りになつて

いるよう私、知りました。それで、懲戒委員会

は確かに第三者が入つておられるようですが、それ

も、この綱紀委員会はどうも弁護士さんだけのよう

です。まず、その辺に私の理解が違つて、お示しをいただきたいと思いま

す。

さうだ、この綱紀委員会が下した裁定というものを取り上げた懲戒委員会がどう取り扱つたかと第三者が入つておらぬわけございません。これは法律に入つておらぬわけでございません。これは法律の各弁護士会でも入つておらぬようあります。それから第一点の、綱紀委員会が扱つたものを

○批評田政府委員 まず第一点の、綱紀委員会に

第三者が入つておるかといふ点は、御指摘のように入つておらぬわけでございません。これは法律の各弁護士会でも入つておらぬようあります。それから第一点の、綱紀委員会が扱つたものを

うに思つております。

それからもう一つ逆に、昭和四十四年に東京地裁所長が懲戒請求をされましたMという弁護士さん、これも同じようなケースでございますが、これは東京弁護士会で昭和四十六年に綱紀委員会で懲戒相当の議決がありましたが、昨年の十二月になりました。今度は懲戒委員会で審査を開始することができないという議決があつたそうでございまして、これも異議の申し立てがなされて、現在上も入ることを必要としておりませんし、実際上の各弁護士会でも入つておらぬようあります。それから第一点の、綱紀委員会が扱つたものを

○伊藤(榮)政府委員 当としたといふふうな事例もあるかと思いますが、その詳細は残念ながら承知しておりませんので、お許しいただきたいと思ひます。

○高橋委員 わかりました。

それは、すでに他の委員が尋ねられたことと若干重複するかと思ひますけれども、例の百回指定問題とも関連して、私思つことなんですが、日弁連側が言われるような月一回あるいは月二回きりの裁判開催、それ以上は困難だということの理由の中で、ほかにいろいろ事件を抱えていて、それが忙しいからできない、こういうことをよく聞くのですが、逆に言えば、仕事をたくさん抱える

と、重大な事件でも公判が開かれないと、あるいは回数が少なく開かれるということにもなつてしまつておるといふことは適当でない、だからその構成について改めることを検討すべきである、こういう答申が出ておることを申し添えます。

それから、具体的な案件として一つ申し上げま

すと、昭和四十四年に、当時の東京地方裁判所長

からYといふ人に対して、東大事件の法廷で著し

く不当な言動があつたといふことで、弁護士会に

て懲戒委員会にかける、こういふ段取りになつて

いるよう私、知りました。それで、懲戒委員会

は確かに第三者が入つておられるようですが、それ

も、この綱紀委員会はどうも弁護士さんだけのよう

です。まず、その辺に私の理解が違つて、お示しをいただきたいと思ひます。

二つの面からある種の感想を持つておるわけでござります。

一つは、普通町で商売をしておられますお店屋さん、こういう方は大体売れるだけの数を見込んでお仕入れになる、こういうものだらうと思ひのでござります。ところが、どうも弁護士さんの中には、販賣能力を超えてどんどん仕入れられるところのために、在庫が非常にふえまして、なかなかはけいかない、こういうことが顕著でござりますが、一種の専門店でございまして、店舗の数が少ないこともあるようございまして、きわめて多量の仕入れがなされるというところに一つの原因があるのじやないか、こういったことをつきましては、いわゆるいまの例で大変恐縮でございますが、一種の専門店でございまして、店舗

には、やはり裁判官が口頭でなされますこと自分

の記憶にある間に判断をして裁判をするというものが理想だらうと思うのでござります。

そういう感想を持つておるわけでございます

が、そういう感想から申しますと、たとえば特定

の弁護士さんに事件がきわめて集中をして、適正

の申しだし立てられました。されば、陪審員などはそれからもう一つは、諸外国との対比をしてみておれば、たとえば陪審制度とかあるいは參審制度といふ制度の国では、一月に一回、二回といふような法廷を開いておりましたら、陪審員などはそれこそ飯の食い上げになるということでござりますから、望むと望まさるとにかかわらず連日開廷もあります。幸か不幸か、我が國におきましては職業裁判官による裁判がなされておりますから、月に一回、二回といふような裁判でも、大変頭のいい裁判官が多いのでございましょう、ちゃんと覚えていて適正な裁判をなさると思ひますけれども、ただそれにしましても、刑事訴訟規則にちゃんと明文がありますように、二日以上の公判開廷を必要とする場合には、なるべく連日でも開廷して集中審理をしなさいと書いてあります。裁判といふものは、やはり裁判官が口頭でなされますことを自分

の立場をちょっと越えるような話で恐縮でござりますが、私の経験に基づく感想でございますが、

なでテンボによる期日の指定が受けられないという状況がもしあつたいたしますれば、それらはやはり他に監督機関もないわけでござりますから、弁護士会において、公正でかつ迅速な裁判の実現のためにその辺の調整を十分なさるということが望ましいのじやないか、こういうふうに考えておる次第でございます。

○高橋委員 それでは、ここでちょっと憲法問題で一つだけお伺いしておきたいことがあります。どうかひとつできるだけ平易にわかりやすくお教えいただきたいと思いますが、憲法三十七条第三項、条文でも私も知らない間に暗記しちゃいましたけれども「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人を依頼することができます。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。」とこうあるのですが、この「依頼することができる」という言葉を考えましたときに、被告人が、おれはいいよと言つていても弁護人をつけなければならないというふうに解釈するものなのですかどうか、この辺ちょっとお教えていただきたいと思います。

○伊藤榮 政府委員 この点につきましては最高裁判所の大法廷によります類似の判決もございまして、ただいま御指摘のように、國は、被告人が自分の好む弁護人をつけたいという場合には、その機会を奪つてはいけない、こういう趣旨の規定であるとされております。したがつて憲法三十七条三項の解釈としては、被告人がおれは弁護人は要らないんだという場合にも國がつけなければならぬ裁判であり、私どももそう思つておるわけでござります。

ただ、刑事訴訟法では、長期三年を超えるような比較的重い罪の事件については、刑事訴訟法の立法政策として、憲法の枠を超えてなお手厚くするために必要的弁護制度をとつておる、こういうことであるうと思います。もしさうでなくして、憲法三十七条三項が世上一部の人々が言つているように、どんな場合にも弁護人をつけなければならぬ

いという趣旨の規定であるとともに、現在の刑事訴訟法上、長期三年を超えない罪の事件については、被告人が要らないと言えば弁護人なしで裁判官が裁決することになりますが、その現在の刑事訴訟法の規定が憲法違反だということになるわけでございまして、そういう憲法違反の刑事訴訟法が戦後三十年続いてきておるということも全くないわけで、そういうふうに考えている人も全くないと思うのでござります。そういう点からしましても、憲法の三十七条三項の考え方はただいま御指摘のとおりだと思います。

○高橋委員 委員長、私は、与えられた時間は十分過ぎまでだったと思うのですが、もう一問だけお許しをいただきたいと思います。それは、他の委員にも御了解を願いたいのですが、ちょっと最後に現在のことでお伺いしたいことが一つあるのです。

それは、過激派の最近の無法事件で、この間の三月二十六日の成田の管制塔乱入事件、一連の暴力的革命運動だと私が思うものが行われておりますけれども、これについては私たちの立場からでも、国民一般としても強い関心を持つてゐると思います。さつと申し上げますが、これらの事件の捜査とか処理状況、起訴したのが何名ぐらいあるのか、あるいはこれはいわゆる必殺的弁護事件なのか、また弁護人がすでに選任されておりますか、それから千葉地方裁判所が千葉弁護士会にどううされ、国選弁護人の推薦を依頼しているらしいのですが、この辺の実情、そして第一回の公判の期日と、いうのはいつごろ行われですか、さつと申し上げて恐縮ですけれども、もし途中であれでしたらもう一度お尋ねいたしますが、いまの状況をひどく教えていただきたい。

○伊藤(榮)政府委員 去る三月二十六日をはさみます前後のいわゆる成田空港開港阻止闘争と申します事件で検察されて、検察庁へ身柄送致になりましたのが合計百六十八名でござります。そのうち百四十九名を今までに千葉地方裁判所に公判請求をいたしております。したがって不起訴処分

が八名、少年でありますために家庭裁判所へ送致しましたのが十一名という数になつております。このうち必要的弁護事件はどの程度かといふことございますが、端的に申し上げると、百四十九名全員が必要的弁護事件の被告人でございました。と申しますのは、傷害とか火災びんの取り締まりに関する法律あるいは航空危険罪、殺人未遂というようななどれかがついておりますので、必要的弁護事件になります。

弁護人の点でございますが、すでに保釈になりました反対同盟員三名につきましては弁護人が十三名選任されております。そのほかの百四十六名についてはまだ選任されたということを承知しておりますません。ただ、大体わかつておりますことは、この一連の成田関係の事件、これは昭和四十三年以来の事件でございますが、合計六百人ぐらいいの起訴が行われておるわけでござりますが、それらはごくわずかの一定の弁護士さんが全部についておるわけですが、その弁護士さん、これは弁護団、こう言っておられるようですが、に属する方が何回も面会したりしておられますので、そういう方がまたこの事件もおつきになるのではないかと思つております。

それから、第一回公判期日はいつごろになるかということでございますが、第一回公判期日を決めます前には刑事訴訟規則等にのつとりまして、事前に裁判所、検察官、弁護士が集まつまして打ち合わせを遂げた上、決まるというのが実情でございますが、いま申しましたように、弁護人がまだ決まつておりませんので、そういう手続にまだ入つておりませんので、いつ第一回公判期日が開かれるかまだわからないという状況でございました。

いただきたいと思ひます。ありがとうございます。
○鶴田委員長 加地和君。
○加地委員 今までのいろいろな審議の中で、
法務省が言つておられることと、それから日本弁
護士会あたりが言つておることとで非常に大きな
違いのあることが幾つか見受けられるわけで
ござります。そのうちの一つは、連合赤軍事件の
裁判があと何年ぐらいで終わるかという問題につ
いて、ある方面では、あと二十年か三十年かかる
と言ひますし、またある方面では、あと五年以内
に一審判決は下るであろうというわけでございま
す。この法案は、いろいろな物の見方があると思
いますけれども、やはり迅速にして充実した裁判
制度を実現していくために役立つ意味というものが
なければならぬと思うのです。そういう意味
合いにおきまして、いま私が挙げました連合赤軍
事件の一審判決が下されるまであと何年ぐらい現
在の制度のままではかかるものでございましょう
か。
○伊藤(榮)政府委員 よく俗に水ものと言われる
流動的な裁判の事柄につきまして、将来を予測す
るということはなかなか困難なことでござります
が、お尋ねでござりますから、率直に現在の感じ
を申し上げたいと思います。
連合赤軍事件はこれまで約六年間かかっており
ますが、その六年間に百二十一回の公判が開かれ
ております。そのうち証拠調べが行われましたのは
は第五十四回以降の六十八回ということになるわけ
でございます。六十八回で行いましたことは、
証人が四十四名、書証百八十二通、証拠物七十五
点の取り調べを行つたわけでござります。
今後取り調べる予定の証人あるいは書証、証拠
物の数を見てみると、この連合赤軍の事件の中
で最も重大事件の一つであります例の浅間山莊事
件のはが、被告人が二名ばかり逮捕されたときに
発生した事件、こういったものについては、検察
官側の証拠申請に対する弁護人側の意見もまだ述
べられておりませんので、なかなか今後の期間の

予測に困難な要素があるわけでございますが、これからやりますことを數えますと、検察官が申請しております証拠の数が、被告人の供述調書などを除きまして、書証六百五通、証拠物五百七十一点、証人四十五名など、こうことになつております。御承知のとおり、この書証六百五通については弁護人、被告人の同意があればよろしいのですが、同意がないと次々に証人に切りかえていかなければならぬわけでございます。そういう状況を踏まえまして、検察当局から報告を聞きましたところによりますと、現在のような月二回、それも午後だけ審理をするというやり方でまいります限り、真岡強姦強奪事件と言われますもの、印旛沼リンチ殺人事件と言われますもの、M作戦事件と言われますものにつきましてあと一年、山岳ベースリソチ殺人事件と言われますものにつきまして、共犯者の証人の尋問でまだ終わっていない部分、これに三年から四年、被告人尋問に二年から三年の合計五年から七年、それから永田洋子といふのが逮捕されましたときの事件につきまして半年、それから植垣といふのが逮捕されましたときの軽井沢事件と言われますものについて半年、それから浅間山荘の事件につきまして、証人尋問と書証の取り調べが五年、共犯者の証人尋問と被告人尋問に一年、合計六年をどう考へても要るということですございます。以上が検察当局からの報告でございますが、これを合計いたしますと、検察官立証と、これを合計いたしますと、検察官立証と、これは驚くべき裁判日数でございまして、私が判決がおりるところに生きておるかどもわからぬ、これが連合赤軍事件につきましては、四年から五年でござります。以上が検察当局からの報告でござりますが、これを合計いたしますと、検察官立証と、これは驚くべき裁判日数でございまして、私が判決がおりるところに生きておるかどもわからぬ、これが連合赤軍事件につきましては、四年から五年でござります。

その後、弁護人側の立証に入るわけでございますが、弁護人側がどういう立証方針であるか全くわかりませんけれども、これまでの言動に従いまして、一連の連合赤軍事件が革命運動の一環である、あるいは内乱であるというような観点から、事件の背景立証といふようなことで、資本主義構造から革命運動の歴史などについて立証しようといいます。こういった、私どもからしますと、全く本件と関係のない背景立証と言われますものにつきまして、もし裁判所がこれを認めなければ延々と続くでありますし、お認めにならなければ退廷騒ぎ等が起きるでございましょうし、いずれにいたしましても、弁護人側の反証が相当かかるであります。仮にきわめて大ざっぱに、検察官立証の半分と見ますと大体十年から十一年かかるでありますと、今後判決が出ますのは二十三年から二十六年後に第一審判決が出る、こういう計算になります。

被告人は捜査段階で全部自白をしておりますから、これは恐らく有罪になると思います。有罪になりますと恐らく控訴があるのでないか、また仮に控訴棄却でもなければ上告があるのでないか、こういうふうに考えますと、計算上は四年ぐらいはかかる。こういうふうに言わざるを得ない実情で、私ども放置できないという感じを持つております。

○加地委員 まことに驚くべき裁判日数でございまして、私が判決がおりるところに生きておるかどもわからぬ、これが連合赤軍事件につきましては、四年から五年でござります。以上が検察当局からの報告でござりますが、これを合計いたしますと、検察官立証と、これは驚くべき裁判日数でございまして、私が判決がおりるところに生きておるかどもわからぬ、これが連合赤軍事件につきましては、四年から五年でござります。

○伊藤(榮) 政府委員 私も全く理解に苦しむところでございまして、私どもの計算は、検察当局に、今回国会で御答弁申し上げることを前提にいたしまして、從来の一開廷における証人調べに要した

時間とかを厳密に積み上げまして計算をさせましたので、この計算は個々具体的な検察官の立証計画も、なるべく早く終わらせるために本当の骨だけの立証を現在やつてゐるわけでございますけれども、それを厳密に計算をさせた数字が先ほど申立てましたと、五年以内にもし終わるお見通しが弁護士会の側にあるとすれば、それは一転して被告人が公判廷で事実を認めてしまはれるとおりでございまして、五年以内にもし上げたとおりでございまして、五年以内にもし終わるお見通しが弁護士会の側にあるとすれば、それは五年で終わるのではないかと思ひます。まあか、そうでないとしても、書証等に全部同意をされる、こうしたことであり、かつ弁護人、被告人側の反証も情状程度に限られるということで、五年で終わるのではないかと思ひます。

現在の状況はなかなかそうではございません。それを厳密に計算をせた数字が先ほど申立てましたと、五年以内にもし終わるお見通しが弁護士会の側にあるとすれば、それは五年で終わるのではないかと思ひます。まあか、それで、五年以内にもし終わるお見通しが弁護士会の側にあるとすれば、それは五年で終わるのではないかと思ひます。

○伊藤(榮) 政府委員 しかしながら、一般論としまして、たとえば被害者の被害感情とか国民の感情、それから今度は裁判上の問題でも証拠の散逸、先ほどちょっと仰せになりましたが、証人が死んでしまった記憶を失ってしまう、あるいは現場が変わってしまうというようないろいろなことがござりますので、早くやらなければ適正な裁判も得られないという要素があるわけでございます。そういう点を考えますと、非常に大ざっぱに言えば、私どもとしては、一審というものはどんな事件でも少なくとも数年で終わるべきものであらうと思います。

○伊藤(榮) 政府委員 具体的なケースを見てみると、連合赤軍事件におきまして、分離公判で審理を受けました被告人は、分離公判ですから裁判人が相当数あるわけですが、大体この分離公判で事件は二年以内で片づけなければ世間に申しわけないのだという発言がありますし、また、連続企業爆破事件について法廷がもめた原因の一つに、新しくかわってこられた裁判官が、こういう事件は二年以内で片づけなければ世間に申しわけないのだというような発言もありますし、また、連続企業爆破事件だつたら何年ぐらいで終わるべく、あるいは連続企業爆破事件だつたら何年ぐらいで終わるべきものだというような、一つの理想像なりかくあるべしというお考えがあるのではなかろうかと思うのでござりますけれども、どのくらいの期間で現行裁判制度上は工夫をこらしやらいで終わるべきものだというような、一つの理想像なりかくあるべしというお考えがあるのではなかろうかと思うのでござりますけれども、どのくらいの期間で現行裁判制度上は工夫をこらしやらいで終わるべきものだというものが私どもの考え方であります。ただ、閑口何がしというのがなかなかどうかと思うのでござりますけれども、どのくらいの期間で現行裁判制度上は工夫をこらしやらいで終わるべきものだというものが私どもの考え方であります。ただ、閑口何がしというのがなかなかどうかと思うのでござりますけれども、どのくらいの期間で現行裁判制度上は工夫をこらしやらいで終わるべきものだというものが私どもの考え方であります。

○伊藤(榮) 政府委員 およそ刑事裁判は早ければ早いとお答え願いたいのでございます。

○伊藤(榮) 政府委員 ただいま委員の方から、連合赤軍事件を頭に置

きながらだと思ひますけれどもお話をございまし
たが、個々具体的な事件の進行を予測するという
ことはきわめて困難でありまして、私どもが、こ
の事件はこれくらいで終わるということを、現に
事件を担当していないで申し上げることはできな
いと存じます。

たとえも連合軍軍事事件の場合に、これに弁護人が例のいわゆる百回の期日指定に関連しまして、裁判長といふか、三名の裁判官の忌避の申し立てをされた、その理由書の中に弁護人が書いておられることがあります。「しかし、本件事件は裁判所においても、新聞等で知つておられるとおり、山のべーさんの事件は被害者はすでにないものであるから共犯者しかいない。いんば沼の事件もまたしかりである。浅間山庄事件もむたさん以外は警察官と共犯者であり、真岡事件も被害者と共犯者しかいない。共犯者は供述拒否権があり、特に公安事件の場合はこれを行使するものが多く、その際は一日に一〇人位済んでしまう。もし供述しても、すべての人が同じことをしゃべる必要はないのであるから、それにかかる時間はしている。したがって、五つうの公安事件と余り時間数等考えてもかわるとは考えられない。」というふうに、これは事件の最初におっしゃっているわけです。これは、常識的にはそうかもしれません。浅間山庄事件などは、あれはもうテレビで国民の目の前で起こっていた事件であります。わからなかつたことは何か、山庄の中での共犯者同士の関係であったと思います。それから、たくさん的人が殺された山岳ペース事件でございますが、これは皆死んでおるわけでありまして、あとはそこに入つておった人たちの間の関係はどうであつたかということだけであります。

ですから、もしあつしゃつて、いるようなことを前提にいたしますと、極端なことを申し上げれば、もう被告人同士の間でどうしたのだということを法廷でそれぞれ聞けば済んでしまうというふうな見方もできるわけでございまして、そういう観点

からすれば、審理期間は余り要らないという返事が出てくるかと思います。

しかし、現実はそうではありませんで、今までかかってきている状況を見ますと、そう簡単には終わらないということになる。これはやはり訴訟の当事者の出方、それからその訴訟の進行に応じてのいろいろな状況の変化、そういうものいろいろ組み合わさって決まっていくわけでございまして、裁判所は、当事者の活動の上に乗っかって、そして出てきた両方の資料を判断して裁判所はこう考えるというところを判定するということをございますので、自分で範囲等を勝手に決めてしまうわけにいきません。ですから、とにかく具体的な事件について、どれくらいができるということを申し上げることはできないわけでござります。

ただ、一般的に申し上げますと、たとえば一審の事件は五、六ヶ月で大体平均済んでおる。しかし最高裁まで参りますと、争われた事件が参りますから、一審で六ヶ月というわけにいきません。私どもの方の統計で見ておりますと、これは昭和五十一年の事件で申し上げますと、最高裁で終局しまった被告人一人当たりの期間を見ますと、一審で十三・七ヶ月、二審で七・三ヶ月、それから最高裁で四・四ヶ月、その間、一審から二審に行く期間、それから二審から上告の期間というそのまま移る期間がござりますので、その期間を加えまして、全部で二十八・二ヶ月でございますが、ですから大体二年四ヶ月ぐらいで終わっているのが、これが最高裁まで行つた事件の平均でございます。

私どもとしましては、これはそんなに遅滞があるとは思えませんが、しかしこれもできるだけ縮めるよう努めていますから、ごく理想的なことを申し上げれば、どんな事件でも二年ぐらいの間には最高裁の判決が出るぐらいのところまで持つていかなければならぬ、それを目標にして努力しなければならぬと考えております。されども、しかしながらそれが困難な現状であることは御承知のとおりでございます。

○伊藤(榮)政府委員 ところで、いま審議されておりますところの法案、通称弁護人抜き法案、これがもし可決された場合には連合赤軍事件は一審判決まで何年でいけることになるのでしょうか。
○伊藤(榮)政府委員 ただいま御審議いただいたております法案が成立いたしました場合に、これを踏まえて訴訟指揮をなさいますのは具体的な裁判所でござりますから、その当該裁判所がどういうふうな訴訟指揮をし、どういう審理をなさるかということに一にかかるわけでございまして、そういう意味で、今後具体的な事件について裁判所がおやりになることを私どもの方で予測してお答えをするということは不可能でございますが、単純な算術計算で仮にやつてみますと、まずもつて、公判期日を合理的な程度に入れようとするとき廷から逃げてしまつとう現在のその弁護人の態度がなくなつて、合理的な公判期日が入つてくる、仮に、検察側の主張は週二回であったわけですがれども、百歩譲つて月四回になる、それも朝からやついていただくということになりますと、それだけで四倍のスピードアップが図られます。それから、先ほどもちよつと申し上げましたが、まさに事件と関係のない尋問あるいは立証等が弁護人、被告人側からなされようとした場合にも、恐る恐る対応しておられるというような状況が仮になくなるといったしますと、大変な目の子算で恐れ入りますが、現在の倍ぐらいのスピードにはなるのではないか。それこれ考えますと、大変大きつな計算で恐れ入りますが、現在の八倍ぐらいのスピードになるのではないか。そうしますと、少なくとも検察官立証はあと二年で終わり、弁護人の立証等も数えましても、まさに日弁連のおつしゃつておるような五年以内には確実に終わるというようななベースになるのではないか。これは算術的な計算でございまして、具体的な処理につきましては裁判所の御判断にまつよりほかないと思ひます。

○岡垣最高裁判所長官代理者 裁判所といいたしましては、先ほど申し上げましたとおりに、具体的な事件についてこの法案が通つたらどうなることなるというふうなことを、事件を担当していない者が申し上げる筋合いではないと存じますので、連合赤軍事件はどうなるかということについては、ちょっとここでお答えできないと存じます。

ただ、一般的な問題として申し上げますと、たとえば私たちの方で調べておりますいわゆる学生事件で、五十一年と五十二年で地方裁判所で終局裁判があつた、いわゆる学生の集団事件がございますが、それで係属三年を超えたもの九十一件、これを全部一応すうと集計いたしまして、それで見ますと、その一件の平均審理期間は六十九。六月、五年八月となっております。普通の事件の審理期間が五、六カ月という点に比べると、これはまた非常に長いわけであります。この事件の証人調べの開始までに、平均二十八・三月、二年ちょっととかかっている。そういたしますと、五年八月で終わっている事件の全体が、大体半分近くとまではいきませんが、六十八月のうち二十八月まで証人調べがかかる。これはなぜかというと、皆はとんどが法廷での混乱が原因であろうというふうに考えられるわけでありまして、もちろんいろいろな事情はあると思いますけれども、多くは法廷での混乱だらうというふうに考えられます。ですから、こういう点が今度の法案で解消されば、非常にスピードが上がつてくるであらうといふふうに考えます。それからまた、開廷間隔も、平均一・八月というふうになつておりますので、の一・八月という開廷間隔も、もし裁判所の方でもっと入れても出てきていただけるということであればこれは短くなると思いますから、一・八月に一回のものが、仮に月に一回になり、二回になります、仮に月に二回になれば、もう四分の一ぐらいいに縮まるということになるわけでありまして、ですから、個々の事件というものは、これは何度も申し上げますとおりに生き物であり、本当に世の中にその事件は一つしかないわけでありますか

からすれば、審理期間は余り要らないという返事が出てくるかと思います。

しかし、現実はそうではありませんで、今までかかってきている状況を見ますと、そう簡単に終わらないということになる。これはやはり訴訟の当事者の出方、それからその訴訟の進行に応じてのいろいろな状況の変化、そういうものがありしき組み合わさって決まっていくわけでございまして、裁判所は、当事者の活動の上に乗っかって、そして出てきた両方の資料を判断して裁判所はこう考えるというところを判定するということをございますので、自分で範囲等を勝手に決めてしまおわけにいきません。ですから、とにかく具体的な事件について、どれくらいできるということを申し上げることはできないわけでござります。

ただ、一般的に申し上げますと、たとえば一審の事件は五、六ヶ月で大体平均済んでおる。しかし最高裁まで参りますと、争わたれた事件が参りますから、一審で六ヶ月といふわけにいきません。私どもの方の統計で見ておりますと、これは昭和五十一年の事件で申し上げますと、最高裁で終局しました被告人一人当たりの期間を見ますと、一審で十三・七ヶ月、二審で七・三ヶ月、それから最高裁で四・四ヶ月、その間、一審から二審に行く期間、それから二審から上告の期間というその移る期間がございますので、その期間を加えまして、全部で二十八・二ヶ月でござりますか、でありますから大体二年四ヶ月ぐらいで終わっているのが、これが最高裁まで行った事件の平均でございます。

私どもとしましては、これはそんなに遅滞があるとは思えませんが、しかしこれもできるだけ縮めるよう努力していきたいでござりますから、ごく理想的なことを申し上げれば、どんな事件でも二年ぐらいの間には最高裁の判決が出るぐらいのことこれまで持つていかなければならぬ、それを目標にして努力しなければならぬと考えておりますけれども、しかしながらそれが困難な現状であることは御承知のとおりでございます。

○加地委員 ところで、いま審議されておりますところの法案、通称弁護人抜き法案、これがもし可決された場合には連合赤軍事件は一審判決まで何年でいけることになるのでしょうか。
○伊藤榮(政府委員) ただいま御審議いただいたおります法案が成立いたしました場合に、これを踏まえて訴訟指揮をなさいますのは具体的な裁判所でござりますから、その当該裁判所がどういうふうな訴訟指揮をし、どういう審理をなさるかと、いうことに一にかかるわけでございまして、そういう意味で、今後具体的な事件について裁判所がおやりになることを私どもの方で予測してお答えをするということは不可能でござりますが、単純な算術計算で仮にやつてみますと、まずもって、公判期日を合理的な進度で入れようとして公判期日を合理的な進度で入れようとすると法廷から逃げてしまふという現在のその弁護人の態度がなくなつて、合理的な公判期日が入つてくる、仮に、検察側の主張は週二回であったわけですがれども、百歩譲つて月四回になる、それも朝からやつていただくということになりますと、それだけで四倍のスピードアップが図られます。それから、先ほどもちょっと申し上げましたが、まさに事件と関係のない尋問あるいは立証等が弁護人、被告人側からなされようとしました場合にも、恐る恐る対応しておられるというような状況が仮になくなるといったしますと、大変な目の子算で恐れ入りますが、現在の倍ぐらいのスピードにはなるのではないか。それこれ考えますと、大変大きづばな計算で恐れ入りますが、現在の八倍ぐらいのスピードになるのではないか。そうしますと、少なくとも検察官立証はあと二年で終わり、弁護人の立証等も數えましても、まさに日弁連のおつしゃつておるような五年以内には確定に終わると、いうようなねーースになるのではないか。これは算術的な計算でございまして、具体的な処理につきましては裁判所の御判断にまつよりはかないと思思います。

○岡垣最高裁判所長官代理者 裁判所といいたしましては、先ほど申し上げましたとおりに、具体的な事件についてこの法案が通つたらどうなることなるというふうなことを、事件を担当していない者が申し上げる筋合いではないと存しますので、連合赤軍事件はどうなるかということについては、ちょっとここでお答えできないと存じます。

ただ、一般的な問題として申し上げますと、たとえば私たちの方で調べておりますいわゆる学生事件で、五十一年と五十二年で地方裁判所で終局裁判があつた、いわゆる学生の集団事件がございますが、それで係属三年を超えたもの九十一件、これを全部一応すうと集計いたしまして、それで見ますと、その一件の平均審理期間は六十九。六月、五年八月となっております。普通の事件の審理期間が五、六ヶ月という点に比べると、これはまた非常に長いわけであります。この事件の証人調べの開始までに、平均二十八・三月、二年ちょっととかかっている。そういたしますと、五年八月で終わっている事件の全体が、大体半分近くとまではいきませんが、六十八月のうち二十八月まで証人調べがかかる。これはなぜかというと、皆はとんどが法廷での混乱が原因であろうというふうに考えられるわけでありますと、もちろんいろいろな事情はあると思いますけれども、多くは法廷での混乱だらうというふうに考えられます。ですから、こういう点が今度の法案で解消されれば、非常にスピードが上がつてくるであろうといふふうに考えます。それからまた、開廷間隔も、平均一・八月というふうになつておりまして、この一・八月という開廷間隔も、もし裁判所の方でもっと入れても出てきていただけるということであればこれは短くなると思いますから、一・八月に縮まるということになるわけでありまして、ですから、個々の事件といふものは、これは何度も申し上げますとおりに生き物であり、本当に世の中にその事件は一つしかないわけでありますか

ら、その個性に応じていかなければならぬのであって、それがどうこうということは申し上げられませんが、ごく一般的な觀点から申し上げれば、いま申し上げたようなことになるのではないか、こう考えております。

○加地委員 連合赤軍の場合に、いまの八倍のスピードでいけるかどうか疑問にも思いますけれども、仮に八倍でいきましても、あと相当の年数がかかるということになると思うのです。そういうことを考えていきますと、この法律を通すだけではなしに、この法律が通つた後でも訴訟関係者であるところの弁護士なりがそういうスピードで対応していくけるような方策といいますか、措置といふものが別途講じられない、スピードは速まつたけれども、どうも準備が十分にできていない、あるいは中身の乏しい裁判ということになつてしまふ場合もあると思うのです。

それは、私は、現在の裁判所と弁護士とのトラブル等が起きたときに辞任とかいうことが行われた後、弁護士会の方に国選弁護人の選任依頼といふことをなさっておりませんけれども、この国選弁護人の後がまの人がなかなか決まってこない原因の中に、この前、元日弁連会長の柏木さんもここで言つておられたのをございますが、現在、月三回開廷を標準としたところの、二万九千円程度の国選弁護料では、たとえば連合赤軍事件のような相当長期間、弁護士としてもほかの事件を犠牲にしてでもやらなければいけないというような大事件について、国選弁護人になる人が経済的な問題でしり込みしている面もあるのでなかろうかといふことを、柏木さんのお話を聞いて、私はそう感じておるわけでございます。また、それ以前からも感じておるわけでございますが、国選弁護制度の充実という点について、弁護人抜き裁判法案が法制審議会にかけられたときにも、審議会の委員の中からも何か御発言があつたように聞いておるのでございますが、どういう御発言があつたかというと、法務省の方では、この国選弁護制度の充実についてどういうぐあいに考えておられ

ますか、お答え願いたいのです。

○伊藤(築)政府委員 御指摘の点は非常に重要な点だと思います。この特例法が仮に成立をいたしました場合を考えましても、裁判所が国民の期待にこたえる合理的な間隔で公判期日を入れようとする、その場合に、私選弁護人では相当な報酬が得られないという理由で受け手がないというような場合には、国選弁護人をもつて対処しなければなりません。また、弁護人が辞任してしまつたと

いうような場合に、この法案によりまして、理論的にはどこまでも弁護人のいない状態で手続が進められるわけでございますけれども、先ほども最高裁の方からお話をありましたように、やはり当事者を十分助けるべき弁護人の存在する法廷を開くということが望ましいことは言うまでもあります。したがつて、そういう場合には、国選弁護人の請求があればすぐつけられるという状態にす

る事が望ましいことは申しますまいわけですが、事から御説明をいたしたわけございますが、物語りたいものは、最近の事態に対処するためには二つの要素が要るのである。一つは、この特例法のような内容の措置であり、もう一つは、やはり国選弁護人制度の充実である。この二つがいわば車の両輪となつていかなければ望ましくないといふふうに考えております。しかしながら、国選弁護人の点につきましては、突き詰めて言えば、公設弁護人というようなものをつくる、常に需要に応じられるというふうな制度的なことをやることも考えられますけれども、再三申し上げておりますように、法案作成の前提として日弁連御当局とお話し合いしましたときも、国選弁護人の推薦の点についてはなお努力の余地があるというお話をございましたので、その点は制度的には御提案

にさようであるという御意見があつた次第でござります。

〔羽田野委員長代理退席 委員長着席〕

確かに、ただいま御指摘になりましたように、国選弁護人の選任をスムーズにやるために、特殊な事件につきましては、また、たとえば一ヶ月における開廷期日の頻度によりましては相当額の報酬を差し上げるということを考えるということがどうしても必要ではなかろうかと思うわけでございまして、そのことは最高裁の御当局にもお話をいたしまして、これから御相談をしながら善処していくたい、かように考えておる次第でございま

す。

○岡垣最高裁判所長官代理人 国選弁護人報酬の点については、先ほど法務省の方からお話をありましたとおり、この法案をおつきになるときか

ら私の方にお話をございました。ただ、私の方の考えるところをここで申し上げますと、この間、柏木参考人が当委員会でお話になりました議事録を私、後で拝見しまして、そして少し誤解しておられるのではなくらうかといふうに考えた点が一つございます。それは何でもかんでも一件

二万九千円とか三万三千円だとかいうふうに考えておられるのではないかといふうに読んだわけですが、それはそうではございませんので、私どもの方で、地方裁判所で申し上げますと、去年までは大体一件当たり三開廷基準で二万九千円、ことしから三開廷基準で三万三千三百円という基準にしておりますのは、それはごく普通の事件を基準にして考えているものでございまして、ごく普通の事件というのはどういうのかと申しますと、御承知のとおりに、裁判所の刑事案件を考慮しておるわけございませんけれども、再三申し上げておりますように、法案作成の前提として日弁連御当局とお話し合いしましたときも、国選弁護人の推薦といふふうに考えておりますから、どうしても同じよう

二回か三回で終わるような事件であります。そういう事件を基準として、現在では地方裁判所で言えれば一件、三開廷平均で三万三千三百円が基準となっております。しかし、そういうのを基準にして頭に置いておりますから、では困難であった事例といふものはそれはそのときそのときの状況に応じて受訴裁判所がお決めになる。これは法律によって、裁判所が定めるところによつているわけでありまして、したがいまして、私どものところに来ておる報告によりますと、たとえば神戸の地方裁判所であへん法、闘争法違反の被告事件、五十年には報酬としてこれに十七万円支給しておられる事例がござりますし、それから大津の地方裁判所では、五十年でございますが、二十七万七千七百六十五円支給されている。それから横浜の地方裁判所では詐欺の事件で、昭和五十年のことでございますが、報酬として五十万円支給しておられる。挙げれば幾らでもござりますけれども、別にその三万三千三百円が固定不動のものというわけではございませんで、したがいまして、たとえばただいま問題となつておりますような連合赤軍事件なり企業爆破事件なり、これが国選弁護事件でやらなければならぬということになりますと、受訴裁判所としては、その事件の重要性、それから弁護人として働かれる場合の御努力がどちらの準備なり活動が必要であるかということも考えて適當な報酬の決定をするものと考えます。だからその決定される報酬は、現在の日弁連でお定めになつております報酬基準と比べれば、これは低いであろう、そのとおりにはいかないであろうといふうに考えます。これは国民の税金で負担され、そして結局は被告人が負担することになるものでござりますから、どうしても同じようにはいかないといふうに考えるわけございま

す。

○瀬戸山國務大臣 私からもこの際申し上げておきますが、実情はいま御説明申し上げたとおりでございますが、この案を検討する際にも国選弁護人の問題を検討いたしました。弁護活動に対する

報酬が適当でないような感じもいたすわけでござります。でありますから、この問題については予算に関係がありますから、法務省の責任でもありますし、裁判所と協議し、また弁護士会の意見等も聞いて積極的に国選弁護人として参加できるような体制をつくりたい、かように考えておるわけでございます。

○加地委員 最高裁判所にお尋ねいたしますけれども、第六十八国会の参議院法務委員会議事録によりますと、最高裁長官代理者として牧主次さんという方が出ておられまして、この国選弁護料といふのが何を基準に、どういうふうに考えるかということについてしゃべっておられるのでござります。それをちょっと引用いたしますと「私どもが一応考えておりますのは、日本弁護士連合会で報酬等基準規程というのをお定めになつております。それをちよつと引用いたしますと「私どもは不開始もしくは不処分というふうな少年事件を自分たちで経験しておりますと、それで二十五万円というのはどうだらうかというふうに思まして、できるだけそれに近づけた報酬を支給できるよういたしたい」ということで私どもはせつかり努力いたしておるわけでございます。」こういふことをしやべつておられるのでございますが、この考えはいま最も最高裁の方は変わらないのでしょうか。それからまたここに「努力いたしておる」と書いてござりますけれども、この第六十八国会以後 どういうふうに努力をなさいましてどういう成果が上がったかということをお答えください。

○岡垣最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。ただいまお話しになりましたように、当時の牧事局長がそういう趣旨のお答えをしていることはそのとおりでございまして、ただその当時は、日弁連でお定めになつてある報酬基準といふものと、私どもの方で国選弁護人の報酬の基準として考えておりますところとそう差がなかつたわけでござりますので、それに近づけようということを努力しておつたわけでございますが、その後日弁連の報酬基準が、たとえばその当時二万円であつたものが、たしか四十八年でございますか、これ

が六万円、その次には十五万円でございますか、ほんばんと上がつてしまつたものでござりますから、これは単独で十五万円で合議では二十万円でございます。ですからともその基準どおりには上げたとおりに現在では手数料二十万円、それから無罪ならば三十万円の謝金、執行猶予になれば二十万円の謝金、執行猶予事件で、合議事件であれば大体四十万円、単独事件であれば三十万円といふような基準になつております。それと同時に決めになつてある少年事件が、たとえば手数料十万円で不開始の場合十五万円。そうしますと、私どもは不開始もしくは不処分というふうな少年事件を自分でござりますけれども、必ずしも実感にびきりたつところない。地方裁判所関係のものにしまして私どもとしてはそのとおりであるという気持ちにはなれないわけでございます。

○岡垣最高裁判所長官代理者 私どもとしたしましては、いま申し上げましたうちで、少年事件関係の方は現に關係しておりませんので、その点は御容赦願います。それで十分でございますと言つて知らぬ顔しているといつも毛頭ございませんのでございまして、これは現在三万三千三百円と先ほど申し上げました。これはがまんしていくたぐぎりぎりの線であろうというふうに思つております。つまり、これで十分でございますと言つて知らぬ顔しているといつも毛頭ございませんのでございまして、これは裁判所全体の予算のバランスとの関係でいろいろと考えていかなければならぬ問題でありますと、これだけを特に飛び抜けてどうするということはできないし、するつもりもない。大体先ほど申し上げましたようないろいろな事情、この基準となつてゐる事件といふものの実態、単独事件の自白事件といふようなもの頭に置きますと、基準そのものはこれくらいでいまのところはがまんしていくだからくちやならないだろう、こういうふうに考えておるわけござります。

○加地委員 いろいろおっしゃいますけれども、私が漏れ聞くところでは、最高裁判所の方は、弁護士といふのは司法修習生時代国費で教えてもらつたんだから国選弁護ぐらいはただやるのがあたりまあだというような基本的な風潮という

か、お考えがあるよう實は聞いておるのです。もういまはなくなつたかもしませんが、あつたようにも聞いておるのでございますが、その点はどうでございます。

○岡垣最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。国選弁護人の費用、報酬といふものをどういうものとして考えるかという場合に、これはいろいろな要素が入つてくると存ります。その場合に、やはり裁判所としましては、弁護人の現在の訴訟の中において持たれるところの重要性、憲法上から持つ意味の重さというふうなこと、それから、現実に扱われる事件に対するその努力とかあるいは支出されなければならない労苦といふふうなもの、いろいろな要件をあげて考えて、これくらいならばといふうに考へるわけです。その要素の中に、やはり弁護人と裁判所を通つて、裁判所、国家の方でも費用を出して養成しておるといふことも一つの要素として入つてくるであろうといふだけのこととございまして、そいつたいろいろなものを考えてこれくらいといふつかみの額を考えておる、そういう現状でございます。

○加地委員 それはきわめて独断的な考え方だと思

うのですね。たとえば裁判官だって研修所で國費

で養成されたわけです。ところが普通の國家公務員上級試験なんかを通つてこられた方で、國立大学

出た方は別でございますけれども、私立大学なん

ながら、最高の位におりながら、弁護人の場合だ

けはそういうことも要素の一つに考えていくとい

うのは、私は官尊民卑の思想というのがまだひ

大体一〇%もしくはそれを少し超えるぐらいいなとえれば地方裁判所で申し上げますと、逆の方からいきますが、五十二年で二万九千円、その前は二万五千六百円であります。その前年の二万三千三百円であります。そういうふうに毎年三千三百円であります。

○加地委員 お聞きしておりますと、どうも数字

ついておるような気がしてならないわけでござります。

それで、国選弁護関係について次の質問に移りますけれども、たとえば連合赤軍事件というのが、いままでずっと国選弁護だったとしますと、いまの時点でもし清算したとしたらどのくらいの国選弁護料というのがいまの制度で計算できるのでしょうか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

国選弁護関係については裁判所が相当と認めるところによるという制約があるだけでございませんから、担当裁判官がその弁護人の活動状況をいろいろお考えになって、それでこれだけが相当とお決めになる額がすなわち報酬の額となるということとございます。

○加地委員 これも全く説得力のない答弁しかでござりませんけれども、現実には生き物護士というのが大体検察側といわゆる法律に従つた争いをやつてきます。裁判所と別に争うというのですね。ところが、そのいわゆる対立しておるものじやありませんけれども、現実には生き物護士といふのが何であるか見解を異にして、対立した立場になつていくという場合もよくあると思うのですね。ところが、そのいわゆる対立しておる相手方に金額をすべて決めてもらうという制度自体は、私は非常に根本的におかしいと思うのです。たとえば、労働者の賃金の問題についても争議権があり、あるいはまた公務員の方々の場合にも人事院といふものもございます。何らかの形で働く人の意向、意見というものが賃金決定にはしんしゃくされる仕組みになつておるのでございませんけれども、世の中で自分の労務賃を全くけんかしておる相手方に一方的に決めてもらうという制度は合理的なものだとは思ひませんが、この点についていかがお考えでございますか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 弁護人報酬をどういう形で決めるかということにつきましては、いろいろな決め方があると存じますし、それのどれをとるかということとは、これは立法政策の問題であります。

ありまして、私どもの方でああだこうだと申し上げる筋合いでではないと存じます。したがって、現行制度でいかぬと思っておるかという御質問といふように解釈して申し上げますと、私どもは、裁判所は弁護人と敵対関係とおっしゃいましたけれども、裁判所は弁護人と敵対関係になるというふうなことは考えておりませんので、裁判所がその事件の具体的な状況に応じて適当な判断でお決めになるというのがそれなりに合理的であり、それでいかぬからいま変えなければというふうには考えておらない次第でございます。

○加地委員 いろいろな決め方があるとおっしゃいましたけれども、他の国の立法例等ではどんな制度がありますか、当該事件についての国選弁護料の決め方にについてもしかつておられたなら教えていただきたいのです。もしいまわからなかつたら、また後で教えていただきたいのですが、いかがでございますか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 残念ながら浅学非才、直ちにお答えするだけの資料を持っておりませんので、後でまたお話しします。

○伊藤(榮)政府委員 いろんな形があると思いますが、わりあい合理的だと思つておりますのは、たとえばドイツのような場合だと思うのです。ドイツでは、弁護士報酬が法定されておりまして、国選であろうが何であろうが、たちどころに数字が出てくるという形になつております。それも一つの考え方だらうと思います。

それから、よけいなことかもしれませんのが、国選弁護に対する報酬を考えます場合に、一般的の二開廷あるいは三開廷ぐらいで終わる事件と違いますて、週に一回とかあるいは月に何回かといふような公判期日の入ります事件につきましては、当該弁護士の方の弁護士としての職業活動の何分の一ぐらいを割くことになるかというようなことをつかはわかってきてくださると思うので、決してストライキはやりません、こういうやうやいに、私、逆にたしなめられたようなことすらあつたぐらいいつかはわかってきてくださると思うので、決してストライキはやりません、こういうやうやいに、私、逆にたしなめられたようなことすらあつたぐらいいつかはわかってきてくださると思うので、決してストライキはやりません、こういうやうやいに、私、逆にたしなめられたようなことすらあつたぐらいいつかはわかってきてくださると思うので、決してストライキはやりません、こういうやうやいに、私、逆にたしなめられたようなことすらあつたぐらいいつかはわかきてくださいます。

だらうと思うわけで、これは私の記憶でございまますが、そういうような行き方をしている國もあつたのじゃないかと思います。

○加地委員 今まで日弁連等からいろいろ資料等も出でたかもしませんが、實際には、私選弁護の場合と比べて国選弁護の場合には、家族とか友人の協力といふのはほとんど得られないわけです。私選弁護の場合でございますと、家族とか友人に、ちょっと事務所の方へ来ててくれ、あるいは被害者との示談書をまとめてきてください、こういうことが弁護士以外の人の手でやれるわけであります。ところが国選弁護人の場合には、大体その弁護人が全部動いてあげなければならない。二万九千円に見合つた仕事だけしておつたらしいという考え方の人はほとんどないと思うのですね。やはり弁護士としての使命から考えてただけのことをやるというのがほとんどの人でございますが、国選弁護の方が私選よりも実際手間がかかるのですよ。手間もかかるし神経も使うと、いう要素が強うございまして、研修所でおまえらに金を出してやつたから、ちょっとは安くてもいいのだ、しかもそれを一つの要素にも考えるというお考えは、私はなくしていただきたいと思うのですね。いま弁護士会などのことがいろいろ問題になつておりますけれども、余りにもこういう金額が少ないといために、それじゃ国選弁護人一回ストライキをやつたらどうかというやうやいに冗談みたいに私は言つたのです。そうすると、その担当の役員の方は、弁護士というのは、拘置所に入つてゐる被告人のことを考えれば、どこかの世界のように何もかもそうしたいとか、ストライキとか、そういうことはやれません、現行の制度の中いろいろな証拠といいますか他の例等も突きつけながら言えば、裁判所も法務省も良識のある方だから、いつかはわかつてくださると思うので、決してストライキはやりません、こういうやうやいに、私、逆にたしなめられたようなことすらあつたぐらいいつかはわかれてくださいます。

所がお決めになる制度でございますけれども、普通の場合は不服申し立ての方法があるわけですね。ところが、この国選弁護料の決定については不服申し立ての方法もないというのは、これもちょっと片手落ちの制度じゃないかと思うのですけれども、これは最高裁の方はどう思われますか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 これは法制の立て方の問題でございます。ですから、たとえば民事で言えば、たしか破産管財人でございますが、この報酬を裁判所が決めた場合に、不服があればたしか即時抗告で争う方法があつたと存じます。

○岡垣最高裁判所長官代理者 これは法制の立て方でございます。ですから、たとえば民事で言えば、たしか破産管財人でございますが、この報酬を裁判所が決めた場合に、不服があればたしか即時抗告で争う方法をきめることで、規定期の立て方で争う方法をきめることでありますから、規定期の立て方で争う方法をきめることであります。

○鷹田委員長 時間でございますので、また次の機会に続行します。

○鷹田委員長 午後二時再開することにし、この際、暫時休憩いたします。

○加地委員 時間でございますので、また次の機会に続行します。

○鷹田委員長 午後零時十六分休憩。

午後二時二分開議

○鷹田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○鷹田委員長 質疑を続行いたします。鳩山邦夫君。

○鷹田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○鷹田委員長 私は、民社党の高橋委員と同じ観点から、実際の裁判での実情その他のわかりやすく御説明いただきたいと思うります。

まず最初に、連続企業爆破事件の裁判におきまして、裁判所側が公判期日、回数その他について約束を破ったということしづらびやかに言われておる御説明いただきたいと思います。

まず最初に、連続企業爆破事件の裁判におきまして、裁判所側が公判期日、回数その他について約束を破ったということしづらびやかに言われておる御説明いただきたいと思います。

うにお考えになつておられるか、わかりやすくてお聞かせいただきたいと思います。

○岡垣最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

連続企業爆破事件におきまして、裁判所と弁護人との間に将来月二回の開廷ペースで審理をずっと続けていくという申し合わせがあったのではございません。すなわち、この事件につきましては、被告人と弁護人の要求を入れまして、いわゆる統一公判、全部一緒に裁判をするということにしました昭和五十年十二月十七日に、検察官と弁護人と裁判所側が打ち合わせを二回行っているわけになりますけれども、このときの内容は、裁判所の打ち合わせ調書と申しまして、そのときの状況を記録しておる書面がございますが、次のとおりになつております。まず統一公判を始める前の第一回目の打ち合わせにおきましては、事件を併合した場合においては、弁護人側は原則として月二回の公判期日を、これは受けるといふ形になつております。まず統一公判を始める前の第一回目の打ち合わせにおきましては、事件を併合した場合においては、弁護人側は原則として月二回の公判期日を、これは受けるといふ形になつております。まず統一公判を始める前の第一回目の打ち合わせが行われたわけですが、そのときに検察官の方からは、検察側の意見として、は今後月に三回から四回くらいのペースで期日を指定してほしい、こういう申し出があつたわけであります。これに対して裁判所の答えは、最初の打ち合わせの際に了解を得たように、裁判所としては、一応原則として月二回ということで進行していくべきだと思っていましたが、今後の審理の進行状況に応じてその都度時宜に適した期日の入れ方をしていきたいと考えておる、こういうふうになつておるわけであります。

したがいまして、当分の間月二回程度の開廷ペースで審理するということの一応の申し合わせがあつたことはございましたが、審理の進行状況のいかんによつてはこの開廷ペースを検討することとされていましたことは明らかであります。そして、その後月四回の公判期日の指定が行われたことも

事実でございますが、これは決して突然にあるいは一方的に行われたものではございません。すなわち裁判所としましては、昭和五十一年の十月七日、第十三回公判の段階でございますが、ここで統一公判の初めのころからいろいろ紛糾したことありますけれども、このときの内容は、裁判所の打ち合わせ調書と申しまして、そのときの状況を記録しておる書面がございますが、次のとおりになつております。まず統一公判を始める前の第一回目の打ち合わせにおきましては、事件を併合した場合においては、弁護人側は原則として月二回の公判期日を、これは受けるといふ形になつております。まず統一公判を始める前の第一回目の打ち合わせが行われたわけですが、そのときに検察官の方からは、検察側の意見として、は今後月に三回から四回くらいのペースで期日を指定してほしい、こういう申し出があつたわけであります。これに対して裁判所の答えは、最初の打ち合わせの際に了解を得たように、裁判所としては、一応原則として月二回ということで進行していくべきだと思っていましたが、今後の審理の進行状況に応じてその都度時宜に適した期日の入れ方をしていきたいと考えておる、こういうふうになつておるわけであります。

したがいまして、当分の間月二回程度の開廷ペースで審理するということの一応の申し合わせがあつたことはございましたが、審理の進行状況のいかんによつてはこの開廷ペースを検討することとされていましたことは明らかであります。そして、その後月四回の公判期日の指定が行われたことも

すでに、昭和五十二年の一月以降は毎週金曜日を公判期日として指定したい考えであるということを告げております。さらに、五十一年十一月十五日に当事者と弁護人と検察官が打ち合させた際に

も予定の期日を通知をした上で、そして昭和五十二年の十二月三日の第十七回の公判期日で、五十二年の一月から四月までの期日を正式に指定したのであります。決して突然に裁判所が抜き打ち的に期日指定をしたというものではありません。

○鳩山委員 午前中の加地委員の質問の中でも、この法律が通ると連合赤軍事件の第一審判決までどのくらい短く、早くできるのかということが出ました。

現在は午前中しか開かれていないものが朝から開かれるようになるから半分になるという御答弁があつたわけであります。

そこで私も調べてみますと、連続企業爆破事件の方は十時半から午後五時ぐらいまでびつかり開くことができる。それに対して連合赤軍事件の方

は、午前中に弁護人と被告人との打ち合わせを行なうことがありますと寝てしまう、こういうことがあります。

○伊藤榮(榮)政府委員 率直に言つて、そのとおりでございます。被告人、弁護人の気にいらないよ

うなやり方でしか裁判が行われていないということですか。

○鳩山委員 ということは、はれものにさわるようなやり方でしか裁判が行われていないということですか。

○伊藤榮(榮)政府委員 うな気がしますと寝てしまう、こういうことがあります。

○鳩山委員 午前中の加地委員の御質問といふのは、私は国民的な関心だらうと思うのです。二十

年かかるのか、いや十年ぐらいなのか、それとも三年ぐらいなのか、これが国民が知りたがつて

いる一番大きな事柄だらうと思うのです。ところが、もし午前中も開廷できるようになれば、刑事

局長の朝の御答弁にもありましたように、たとえば二十三年かかるものは十年ちょっとでできるよ

うになるわけですね。実はこれは大変な違いなん

じやないか、そう思うわけでございまして、この法律ができればはるものにさわらなくてもいいと

いうことではありますけれども、この法律と無関係に、そうした企業爆破と連合赤軍事件との際立った裁判進行の相違というもの、これは何らか

の手を打つていただきたいかという希望をいたす

それから、法務省刑事局資料「過激派裁判正常化法について 五十三年三月 必要的弁護の例外規定の新設」こういう資料を刑事局からいただ

ております。この十二ページ、十三ページにかけ

まして憲法との関係についてお書きになつてい

る。そこで、今回の特例法で問題になつておる弁護人の不出頭あるいは退廷、退廷命令といふよう

な場合に、弁護人と被告人が意思が通じ合つておれば、これは弁護を受ける権利を放棄しているとみなすことができる。憲法三十七条では弁護を受けることができるというような表現になつてお

る。つまり先ほどの御答弁にもありましたように、弁護を受けようとしない人間は弁護人がいなくていいんだ、弁護を受ける権利を放棄している、そういうふうな解釈。その憲法の解釈はそれでもいいと私は思うのですけれども、意思が通じておれば弁護を受ける権利の放棄とみなしていいかといふと、私はうはみなすことはできないのじやないか、という気がするのですね。いやしくも法廷

闘争戦術として退廷、不出頭、いろいろなことをやるわけでありますから、これはやはり被告人の方は弁護を受けようという気持ちは失つてはいけないか、という気がするのです。ただ、そのやり方がルール違反だ、そう解釈すべきじゃないだろうか。つまり、いわば権利の乱用である。公共の福祉に著しく反するような権利の主張である、そういう権利乱用という立場からこの憲法との関係を処理すべきではないかと思うわけであります。

これを考えてみると、たとえば相撲の「待った」みたいなものじゃないかと思うのです。

「待った」を五回も十回も繰り返すと、相撲のルールでどういうふうになるかわかりませんけれども、これは相手をしらそうという一つの戦術だ。

何も相撲をとろうという気持ちまで放棄しているわけではないけれども、やたらと「待った」をして相手をしら立たせるという戦法というのを考えられる。それを「待った」を五回やれば、これはもう相撲をとる気がないのだからおまえは負けだ

るのじやないか。だから、今までのこの十二ページから十三ページにかけて書いてある弁護を受ける権利を放棄したとみなそうという論法を、むしろ

権利乱用という方向へ変えていただければ、この

特例法というのはもつと素直に読み取れる、私はそう思うわけあります、いかがでしょうか。

○伊藤(業)政府委員 物事には両面あるわけござりますが、それを一面から正當に御指摘になつておると思います。土俵の中から力士が姿を消してしまつた、こういう状態を徹底的に見ました場合に、なるほど弁護人はいないけれども被告人の意思のとおりなくなつておるのだ、そういう状況を見ると弁護権の放棄ということになるわけですねけれども、そういう戦術全体を見ますと、まさに必要な弁護制度というものを適用して、ときどき姿をくらましたり、また出てきたり、そういう現象としての大きな見地から見ますときは、まさに定められた権利の乱用という形でとらえるとことをやるわけでござりますから、そういう社会現象としての大きな見地から見ますときは、まだいまの御指摘は正しいのじゃないかと思ひます。

○鳩山委員 最高裁にお伺いいたしますが、東京弁護士会が三月五日印刷、三月九日発行をいたしました「閉ざされる真実への道」「弁護人抜き裁判」を許してはならない「東京弁護士会」という資料があります。そのページによれば、長野地裁ではこんな例がありました。事案は背任事件です。検察官の持つている証拠を弁護人に見せるよう裁判所から命令を出してもらうため、弁護人が裁判官にいろいろと意見を述べはじめようとしたしました。

弁護人A 現段階で検察官は手持ちの証拠を開示する必要があると考えるので、その必要性について述べたい。

裁判官 それは弁護人提出の書面に書いてあるのでわかっている。

弁護人A その書面をさらに敷衍してのべたい。

裁判官 くどい。発言禁止。それ以上発言すると退廷させる。

弁護人B いまの裁判官の態度は問答無用ではないか。少なくとも弁護人の意見を十分聞いた

うえで判断してもらいたい。

裁判官 それはそうです。

弁護人A それでは弁護人の基本的考え方を述べたい……

裁判官 退廷! 廷吏、退廷させなさい。

弁護人B 裁判官、その退廷命令に對して異議がある。異議の理由は……

裁判官 君も退廷。

弁護人B 異議の理由を述べるのである。

裁判官 もう退廷させられている。退廷しなさい。

いうことは多く行われております。

それから、もう一点何か、三点あつたと思いま

すが……。

○鳩山委員 ふだん裁判といふものはテープをとるものかということですか、もうお答えはいた

だいたようなものです。

裁判公開の原則といふのは傍聴ができるという

ことでもあると思うのですが、ある意味で言えば、裁判の実態といふものが、ビデオテープとは言わ

ないまでも、録音テープあたりでとつてあって、何も調査をつくるためじゃなくて、記録をつくるためじゃなくて、テープという近代的な手段があ

るわけですから保存しておいていただき、それ

件であるかももちろんわかりでございますね。

そこで妙なことを伺うわけではありませんが、内

容がこのとおりであるかどうかということが第一点

と、これはテープにはとつてあるのでしょうか、

ないのでしょうか。それから、普通裁判といふも

のはすべてテープにとるわけではないのでしょうか

か。その辺についてお答えいただきたいのです。

○岡垣最高裁判所長官代理者 いまの事件につきましては、長い時間にわたるものを持ちこ

都合のいいようにとつて書いてあるというふうに

私ども思うのござります。ですから、個々具体的な言葉で、たとえばそれは、もうくどい、そんな繰り返しては困るじゃありませんかというふうなことがあったかもしません。しかし、それが

どういう経過を経たかといふ前後の事情といふもの抜きにしてはその記述が正しいかどうかといふことをちょっととここで申し上げるわけにはいかないわけでございます。もし御必要とあれば、そ

のれば、それを私たちが聞く権利がいつでもあるかどうかは別といたしまして、便利だろうなと思うわけであります。たとえばこの「くどい。癡言禁止」なんというのも、物の言い方がどういう調子で言われたのか、あるいは語尾がどうであったかといふのは、これはかなり大きな違いではないことがあります。

次はまたテープの話なんですが、法務省が連続企業爆破事件の遺族の方々にアンケートをしたところは、週刊誌あるいは新聞でも報道をされ

ておるわけでございます。私もそのことを法務省の皆さん方から伺いまして、とりわけその中の一人が、これは恐らく企業爆破事件で亡くなられた方の弟さんだと聞いておるわけでありますけれども、大変熱心に裁判所に通われて、その公判の模様を聞かれた。途中でいやになつて行かなつた

こともあるけれども、大体裁判に行って傍聴をしたということを聞いておるわけであります。その

裁判官は調書を正確に書くための補助手段としまして録音テープを使うことは多うございます。ただ、

とつて、それを補助として調書をつくる。調書をつければそれを消してまた別の事件に使う、こう

ますが、伺いましたところ、その遺族の切実なる訴えといふものを法務省はテープでとつて、そして正確な記録を作成しようとなさつたということなんですね。委員長、どういうものでしようか。そのテープをここでお聞かせいただくわけにはいかぬでしょうか、理事会には譲つておりませんけれども。

○鴨田委員長 ただいまの鳩山君の御要求については、理事会において御協議して、何かの方法でもつて御期待に沿えるようにしたいと思います。

○鳩山委員 理事会で協議してオーケーというこ

とであれば、ここでテープを聞いても……。

○鴨田委員長 いままで委員会ではそういうのはないらしいんですね。

○鴨田委員長 だから、理事会でよろしいといふことですね、いままで。

○鳩山委員 しかし、そう考えますと、日本の委員会といふのは非常に非近代的だということでございませんね、いままで。

○鴨田委員長 しかしながら、理事会でよくいふことであればいいんじゃないですか。

○鳩山委員 私は、先ほどの裁判のテープの点も

そうなんでござりますけれども、文字と記憶で委員会で議論をするというのは余りすばらしいこと

だとは思わないのです。それはやらと物を持ち込込んで議論し合うというのも国会としてはどうか

と思いませんけれども、たとえば相撲でも、際どい勝負のときに写真判定というものをやればずいぶん違う。昔はいろいろ協議しまして、みんなの見

た感じで、いや、足が先に出たとか先に倒れたと

かく議論をした。でも、やはり後から新聞社の

写真を見ると、これは逆だったなんということもよくあるわけで、テープというようなもの、せつ

かく近代的な便法といふものがあるわけでありま

すから、これから委員会ではなるべくそういう

もののを取り入れやすい仕組みというものを確立

していただきますよう委員長にお願いをする次第

そこから法廷の録音でございますが、これは書記官が調書を正確に書くための補助手段としまして録音テープを使うことは多うございます。ただ、それでは、私が法務省からいただいた、これはテープではないけれども、文字に直したものをお読み上げさせていただきたいと思いま

「連続企業爆破事件被害者の遺族(実弟)の訴え 東京都、自営業、男五十一歳」こうなつております。御自分の生まれから語られておるこの方、ますこう言つています。

私は第一回の公判から行つてゐるわけだけれども、もつとも途中であまり裁判がだらだらしていて情けないので绝望してやめてしまつたこともありますけれども、しばらくすると、

一番私が不思議に思うのは、被告が衣服を脱いで水につけて格子にしがみつくと、それを無理やりに引っ張り出して公判に回さないということですね。

こんなことも言つている。それから、

当時六人の被告がいたわけだが、彼らが言うことというものは裁判には全く関係のないことなので、つまり、拘置所内でのいかに彼らが不当な目に遭わされたかということを延々としてしゃべるわけです。六人が六人とも大体同じことを言つてゐる。ですから、公判といふものははほとんど進捗しないわけでしょう。だからそれで時間が来て、その日の公判といふものは終わってしまう。

そして、次の裁判はどういうことを言つうかといふと

その前回と次回との間の拘置所内での生活、つまりさつき言つた、またまた非常に不当な扱いを受けたということを延々として述べ立てるわけです。そうすると、裁判官もたまりかねて発言を中止させるわけですね。そうすると、それは被告の自由を奪うものだとして、机を飛ばしたりいすを飛ばしたりして暴れるわけであります。そうすると、当然、刑務官といふんですか、廷吏といふんですか、ああいう係りの人があつて取り押さえられるわけですね。外へ連れ出していく、不思議なことがあります。

そこで私は、これは大変リアルで、よく説明されていると思うわけなんですが、この六人の被告が、拘置所内で自分たちがひどい扱いを受けていいことを受けたということを延々として述べ立てるわけです。そうすると、裁判官もたまりかねて発言を中止させるわけですね。そうすると、それは被告の自由を奪うものだとして、机を飛ばしたりいすを飛ばしたりして暴れるわけであります。そうすると、当然、刑務官といふんですか、廷吏といふんですか、ああいう係りの人があつて取り押さえられるわけですね。外へ連れ出されるわけですね。そうすると、不思議なことに弁護士まで一緒に帰つてしまふわけです。もちろん裁判官は、弁護人は残るよう

にということを言つうんだけれども、被告のいな裁判なんていうものはあり得ないんだからとかなんとか言いながら出でていつてしまつわけですか。ですからその裁判といふものは流れてしまつわけですね。それから、被害者の遺族の心情といふものをこう語つております。

連続企業爆破事件に対しても十五年ということを言つてゐるわけですね。そうすると、われわれ被害者といふものは、私のおふくろは七十七でもうすっかりボケちゃつてゐるし、おやはじは七十九でよたよたしている。とても十五年もつてではない。恐らく二、三年でだめになるだろうと思う。そうしたならば、せめて親の生きているうちに彼らが死刑になつたという報告だけは私はしてやりたいと思う。それが子供を失つた親の気持ちだらうと思うんですね。

それから、結論的には、

だから、連続企業爆破事件のこととかえてみると、裁判の正常化といふものは当然の話なんですが、これに反対する人といふのは連続企業爆破事件あるいは過激派の事件、そういう公判を一回見てみればいいと思うんですね。

そんなことも言つている。

そこで私は、これは大変リアルで、よく説明されてゐると思うわけなんですが、この六人の被告が、拘置所内で自分たちがひどい扱いを受けていいことを受けたということを延々として述べ立てるわけです。そうすると、裁判官がちつとも進まないという実態は実際にあつたことなかつて、あるいはほかの事件でもこういうことが行われているかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○伊藤榮 政府委員 連続企業爆破事件などの実態と申しますのは、とにかく被告人は法廷へ出ない、そのため素っ裸になつて衣服を使器の中の水の中にしがみついて何としても引き出せない、こういふ状況で一回が流れてしまふ。これが二回、三回と流れてしまふ。そしてやつと出てまいりますと、

しがみついて出たくないと言つたのに、手を引張られたとか足を引張られたとかということを言つてゐる。また房の中で、たとえば天皇在位五十周年でありますと、次の法廷で、看守にけられたとか殴られたり、手をねじられたとかいろいろなことをされたりを止めることを止めるために、裁判所の職員としては、秩序を維持するためこれを制止させるというようなことをいたしますと、次に法廷で、看守にけられたとか殴られたとか、手をねじられたとかいろいろなことを言つてゐる。あるいは腹が痛いと言つて医者に見てもらつたけれども、何の手当もしてくれなかつたとか、そういうことをくだくだと言いまして、裁判所はまずもつて拘置所の中を検分をして拘置所の扱いをとにかく改めさせて貰うべきであるというようなことから毎日の公判が始まつて、これが連続企業爆破事件の大方の姿であつたわけであります。さようなことはいわゆる過激派の事件の被告人は常に言ひ立てるわけでありまして、一つの戦術として流行しておるというふうに言つてもいいのじやないかと思います。

○鳩山委員 同時に、そういう自分たちに対する不当な取り扱いについて述べ立てて、裁判官が発言を中止させる、そうすると、自分たちの自由を奪つたと言つて被告人たちが暴れる、そして取り押さえる、外へ連れ出していく、不思議なことに弁護士が一緒に外へ出でていっちゃん、裁判官は、弁護人は残るよう言うけれども、被告のいない裁判官は残るよう言つてゐる。ただ、そんなことが実際にあつていいのかと思うんですね、弁護人が。それで裁判長から何か処分を受けたらしいんですけど、そんなことが実際にあつていいのかと思うんですね、弁護人が。されど裁判長から何か処分を受けたらしいんです。ただ、そんなことが実際にあつていいのかと思うんですね、弁護人が。

○伊藤榮 政府委員 実際にあつたことであります。被告人に対する退廷命令を執行しようとしたが、被告人の足を弁護人の一人が飛び出していくと飛ばした、こういうことで裁判所から制裁を受けております。

○鳩山委員 それはどういう制裁でござりますか。

○伊藤榮 政府委員 法廷秩序維持に関する法律と、いうのに基づきまして、監禁十日間という制裁でござります。

○伊藤榮 政府委員 監禁といふのは、どういう形でござります。

○伊藤榮 政府委員 まあ平たく言いますと、刑務所あるいは拘置所の房の中へ十日間黙つて入れられておる、こういうことであります。

○伊藤榮 政府委員 その弁護人といふか弁護士さん、いわゆる話題となつてゐる弁護士会の懲戒といふことは何か行われておるわけであります。

○伊藤榮 政府委員 私の知る限りでは、何らの措置もとられていないよう思ひます。

○鳩山委員 そうしますと、法廷というものはこの委員会と同じかそれ以上に神聖な場所で、そこで弁護士さんが暴れてけつ飛ばしたりしても、弁護士会として懲戒するわけでも何でもないということございますね。そうなると、先ほども高橋委員が御質問なさっておりましたけれども、われわれ素人としてはやはり何か考えなくてはいかぬないう気持ちになるのは当然ではないかと思います。

それから、このアンケートを離しまして、この特例法の反対論のいわばまくら言葉としてもよく使われるチソ水俣事件第一回公判の実情についてでござります。いろいろな週刊誌その他でも、これもいろいろな書き方がしてあるとは思いますが、それでも、たとえばこれは何日付かわかりませんが、週刊朝日ではこんなふうに書いてある。

「突然の打ち切りは不当だ！」
「陳述を続けさせろ！」

ヤシの中で、裁判長が叫んだ。

「傍聴人全員に退廷を命ずる」

再開した廷内には、もちろん傍聴人はいなかつた。そこで、

「公訴棄却の申し立てを却下する」と、裁判長。

これはこのとおりわれわれは受けとめてよろしかつた。

○岡垣最高裁判所長官代理人 いわゆるチソの事件の関係ではしばしば聞かれまして、それに対し私どもは実は非常に残念に思つておるわけであります。事実は大体こういうことでござります。

まずこの公訴事実といふのは、被告人がチソの社員に対してかみついたり、それから殴打するというような暴行を与えて、たとえばある人に対しては全治二週間の傷害を与えたとか、あるいはほかの人に対する一週間、またほかの人に対する二週間、二週間、約十日間というような形で傷害を加えたということで起訴された事件でござりますが、この事件の審理の最初の段階におきまして、弁護人の方から、この公訴は無効な起訴で

あるから、この起訴は無効だから裁判所は公訴棄却せよという、そういう御主張があつたわけであります。その公訴が無効だというこのとき御主張になつた内容は、これは証拠が必ずしも十分でない事件だから公訴はいかぬとか、あるいは事案が軽微だから、もう処罰に値しないので公訴はいかぬというようなことを言つて再三再四発言をされた。裁判所はもう起訴自体がいかぬからやめろというようなことに對する裁判所の判断といふものは、その事実、起訴になつてある事実を調べることとダブってしまふものでござりますから、その問題についての判断は、大体普通の事件であれば、その事件を調べた後で判定するということになるわけで、その前にそな長々いろいろやるものではないわけあります。

この当日は、午前中二時間ほどにわたつて、弁護人からまゝまゝ申し上げた性質の公訴棄却に関する公訴無効の御主張がございまして、終わりごとになりますともうすっかりダブつて、重複した発言が重ねて行われたわけであります。それで裁判長としては、その御主張はもうダブつておりますと、いうことを何度もかりダブつて、重複した発言をしておつた方だけが入つておられたということになりましたので、全員退廷を命ぜられたので、その暴れた人たちももう入れないわけとして、法廷には傍聴人としては報道関係の人、つまり静かにしゃう、こういうことになったわけです。ところが午前中にそういうふうに法廷が混乱して暴れおきましたので、全員退廷を命ぜられたので、その暴れた人たちももう入れないわけとして、法廷には傍聴人としては報道関係の人、つまり静かにしておつた方だけが入つておられたということになるわけです。そこで、陳述しろと言うところが、被告人の方では、こういう状態の法廷では裁判の公開の原則に反するから、午前中の退廷命令を撤回しろという要求があつたわけです。こういう状況では自分は意見陳述する気にはなれないということで、応じないわけあります。弁護人もまた、裁判長の午前中の指揮は、これは法廷警察の行使はいかぬからということで謝罪を要求する、傍聴人のいない法廷で被告人に意見陳述させるわけにはいかないというふうな陳述が繰り返し行われたわけであります。それで裁判長は、そういう繰り返した発言はしないでくれと、それで発言禁止ということになつたわけであります。

さらには、被告人に対する事件に対する意見があつたら述べなさい。被告人は弁護人と相談したのでと、こういうことありますから、それはどうぞ相談しなさい。主任弁護人が十分間打ち合へられ、そして裁判所がこれに対する裁判所の見解というものを述べたわけあります。それは先ほど申し上げたとおりに、起訴自体が無効であるというふうなことについて調べることとは、結局その事件の内容がどうしたことであるかという公訴

事実を調べることとダブつてしまふから、それを調べてから考えますという内容の裁判所の見解を出したわけであります。ところが弁護人は、そういう裁判所が言つておるところでもって、裁判所の訴訟指揮は支離滅裂でありますというようなことを言つて再三再四発言をされた。裁判所はもうもございましたけれども、結局普通そういう公訴に訴がいかぬから、もう処罰に値しないので公訴はいかぬというようなことを言つたわけであります。

その後、今度は順序としましては、起訴状を読みますので、その起訴状に書いてある事實に対し、そういうことがあつたかなかつたか、あるいはそれに関連する意見といふものを被告人から聞くことになりますから、その意見陳述をしなさいということになつたわけです。ところが午前中にそういうふうに法廷が混乱して暴れておられたので、全員退廷を命ぜられたので、その暴れた人たちももう入れないわけとして、法廷には傍聴人尋問などの様子を見ましても、ついで法廷が騒然としてしまつた。それでこれを制止する警備員に対する抗議それから抵抗というふうなものがあつて、結局全員の退廷と、いうことになつたわけであります。

午後になつてから、裁判長は、では検察官から午前の弁護人の御主張に対して意見があれば言つてほしいということで、検察官から意見が述べられ、そして裁判所がこれに対する裁判所の見解といふものを述べたわけあります。それは先ほど申し上げたとおりに、起訴自体が無効であるため裁判長は、いや困る、在廷命令を出します。いや、ということで無視して退廷してしまつた、こういう経過でございます。

○鳩山委員 大変失礼なことを申し上げますが、怒らないで聞いていただきたいと思うのですが、長の許可を得ないで席を立つて退廷しようとされると、それで裁判長は、いや困る、在廷命令を出します。それで裁判長は、いや困る、在廷命令を出します。いや、ということで無視して退廷してしまつた、こういう経過でございます。

この間、柏木先生が参考人としてお見えのときに、世の中のありとあらゆる裁判官がすべて神様のような聖人君子であつたら、こういう特例法はある大丈夫でしょうかと、こう私が申しましたら、そんな前提はありませんといふようなお話をあ

りました。あるいは、日弁連のある友人から聞いた話でありますけれども、いわゆる退廷とか不出頭とか、そういう事件でなくとも、裁判官と弁護人、あるいは被告人ということもあるでしょうが、トラブルはいろいろある、大体トラブルを非常に起こしやすい裁判官というのがいるんだ、すぐ興奮して、口はふるえて、この辺が、ほほがびりびりして、ヒステリックに物を言う裁判官というのがいつも問題を起こすんだよというお話を伺つたことがある。現に、世の中には鬼頭判事補など、いいうな方もおられた事実をわれわれは見せつけられておるわけであります。

裁判官といふのは、もちろん神のように冷静に判断をしなければいけないわけありますけれども、同じ人類、ホモサピエンスであるということ

は変わりがないわけでございます。しかも、裁判官と政治家といふのを比較してはいけないので

けれども、政治家といふのは、常に自分の選挙と票と、いふものを気にしていかなければいけない。

国会では多少でかいことを言いましても、地元に帰ればやはり有権者様は神様でございますといふことで、これが政治家倫理への一つの保障措置と

いうか歎めどめといふか、何かそんなものになつて試験に合格をする、それから司法修習生として勉強をする、勉強だけしているうちにいつの間にか裁判官になつてゐる。大変忙しいでしようから、いわゆる世事について疎い場合もあるかもしれない。もちろん弾劾裁判といふのがあるけれども、それは異例の場合でござりますから、通常は、人からどなれたり怒られたり、上役に氣を使つたりするといふような経験をするわけでもない。民事事件であれば、両方からこまをすられる立場にあるだろうと思うのです。もちろん刑事案件でも、これは弁護人だつて裁判官をいたく怒らせたらまづいことになるんじやないかと思うだらうし、検察側にしても、やはり裁判官の心証といふのは非常に大切にするだらう。つまり、大学で勉強をし

て、勉強ばかりしているうちにいつの間にか、あらゆる人間から、あらゆる身近な人間からこまをすられて、法律に対しては気を使わなければならぬけれども、ほかの人間に対して、われわれが選挙区を回るような形で氣を使うといふ経験はほとんどなくて、だんだん偉くなつていくと思うのです。そうしますと、一番常識を豊かに持つていただけでなければならない裁判官といふものが実は非常に常識に疎い人間になりがちではないかという議論が、これは日弁連の友人から聞いただけじゃなく裁判官といふものも、これから皆様方のお力でつくり出していただかなければならないと思うのですが、いま私がずっと申し上げたようなことに関しまして、最高裁の刑事局長としてはどのようにお考えになるか、ちょっと気持ちだけでもお答えいただきたいと思います。

○岡垣最高裁判所長官代理者 みずからに対しても、私もそういうおそれはあるな、こう思うわけですよ。ですから、なるべくまともな、りっぱな裁判官といふのをこれから皆様方のお力でつく

り出していくだかなければならないと思うのです

が、いま私がずっと申し上げたようなことに関しまして、最高裁の刑事局長としてはどのようにお

考えになるか、ちょっと気持ちだけでもお答えいただきたいと思ひます。

最後に、大臣に伺いたいと思います。これは恐らく加地委員の質問の繰り返しになるとは思いますが、敵に、他に對しては寛といふことは、これは私どもが生きていくうちで基本的な考え方でいかなければいかぬと思ひます。ですから、他人からいろいろと批判をされる場合には、頭から、そんなことはないよとか、そんなばかなことがというふうなことを考えてはいけないわけでありまして、どこか自分にそういう悪いところ、欠けるところがあるから、そういうふうに言われるのではなく、かというふうに反省しながら、ずっと一生生きていくということが必要であります。私どもも

いたいことを考えてはいけないわけでありまして、どうぞお聞きください。

○鳴山委員 私は、何も問題のすりかえをするつ

もりはないわけであります。先ほどから申し上げて、私は、裁判の迅速性といふものは大

き重要なことである。これは前にもこの委員会で

も申し上げたとおりでござります。ロッキード事

件が二十年後に判決が出たって、政治的事件としてのいわば世の中に對するいい効果といふのはも

う全くなくなつてしまふ、あるいは先ほどのアンケートに答えたられた遺族の方の話にしても、おふくろやおやじが生きているうちに裁判の結果が出た方がいいんだ、これは本当の心情そのものだらうと思ひます。そういう観点、刑事案件

の存在意義といふ点から考えますと、刑事案件と

いうのは一年ぐらいで結論が出てしかるべきじやないかと私は思ひます。三年、五年で

も長過ぎる。せめて半年か一年ぐらいでひしつと結論が出るくらいでちよどいだらうと私は思ひます。

いま裁判のお話になりましたが、これは先ほど

申し上げましたように、われわれの立場で言うと

いうことは必ずしも適切ではありませんけれども、考えはどうだといふかくのお尋ねでありますから、裁判所からも後でお答えがあると思います

ますが、ちょうど刑事案件等に特殊なあるいは重

いがある、それを裁判所がAとつた場合に、Aに反対しておればBだといふに言ってがんばる方がよろしいと思ひます。裁判官といふのを読み返す必要というのはなくなるわけです。常に記憶に新しいものがそのまま続いていくわけではありませんから、これは裁判全体の能率化といふ面で、そのためには、裁判官がいることは、これでいいか、ここを考えていただきたいと私は思ひます。しかし、それはこの問題に關して思うことあります。根本的には、これはもう本当に小心翼々、おれは足りない、おれは思ひますから、これはこの問題に關して思うことありますから、これは裁判官といふのをもたらすべき点が多少なりともあるならばお考えをいただきたい、こういうことを申し上げただけでございます。

○瀬戸山国務大臣 そのことは法務省あるいは法務大臣から言ふよりも、本當は裁判所の方の考え方

方がよろしいと思ひますが、その前に裁判の迅速性といふお話をありました。たびたび同じような

ものをきょうは伺つた次第でござります。ただ、裁判官の側にも反省すべき点が多少なりともあるならばお考えをいただきたい、こういうことを申し上げただけでございます。

最後に、大臣に伺いたいと思います。これは恐らく加地委員の質問の繰り返しになるとは思ひませんが、私は、裁判の迅速性といふものは大

き重要なことである。これは前にもこの委員会で

も申し上げたとおりでござります。ロッキード事

件が二十年後に判決が出たって、政治的事件としてのいわば世の中に對するいい効果といふのはも

う全くなくなつてしまふ、あるいは先ほどのアンケートに答えたられた遺族の方の話にしても、おふくろやおやじが生きているうちに裁判の結果が出た方がいいんだ、これは本当の心情そのものだらうと思ひます。そういう観点、刑事案件

の存在意義といふ点から考えますと、刑事案件といふのは一年ぐらいで結論が出てしかるべきじやないかと私は思ひます。三年、五年で

も長過ぎる。せめて半年か一年ぐらいでひしつと結論が出るくらいでちよどいだらうと私は思ひます。

いま裁判のお話になりましたが、これは先ほど

申し上げましたように、われわれの立場で言うと

いうことは必ずしも適切ではありませんけれども、考えはどうだといふかくのお尋ねでありますから、裁判所からも後でお答えがあると思います

ますが、ちょうど刑事案件等に特殊なあるいは重

大事件、複雑な事件がありますときには、御承知のとおりいろいろな事件と兼ね合ってやるということではなくに、特捜部といふものをこしらえて集中的に捜査をするそしてその実態を速やかに明らかにするということをやつておると同じことでございます。非常にむずかしい複雑な事件があるときには、特別の部、専属の部をこしらえてそれを速やかにやる、こういうこともありますから、それを制度でございまして、現にそういうことも行われておると私は思います。でありますから、それを制度でやるというよりも、どうすれば裁判が速やかにやれるかということは、現行法の中で十分考えられることがある。ただ問題は、いま問題になつておりますから、いろいろお話をありますように、その刑事裁判にはいわゆる法曹三者が立ち会わなければだめだという規定がある、その一角がおれは立ち会わないということになりますと裁判が進まない、それでは憲法やあるいは刑事訴訟法の法国家としての定めに反するではないか、これを放置するわけにいかないというのが、今度のこの特例法をお願いしておるやえんであるということは御理解願つておると思います。

○岡垣最高裁判所長官代理者 それでは裁判所の立場から、いまの問題について私の考えているところを申し上げたいと思います。

現在の訴訟法は、先ほど法務省の刑事局長もおっしゃいましたけれども、一日で終わらない事件はでくるだけ毎日やれというふうにすでに決まっておりまして、ですから訴訟法の予定しているように、すべての関係者が本当にその事件の争点といいますか、問題の争いのあるところはどこかということをよく調べ考へて、そしてそれに集中して証拠を出して争つていけば、これは本当に早い審理ができると思うわけであります。

〔保岡委員長代理退席、委員長着席〕

その意味では、現在の法律に欠陥があるわけではありません。したがつて、私どもとしてはできるだけ早くできるようにしておる。もし一つの部に事件が来た場合に、その裁判部がほかの事件をや

ることには、特別の部、専属の部をこしらえてそれを速やかにやる、こういうこともあり得るわけですが、それを制度でございまして、現にそういうことも行われておると私は思います。でありますから、それを制度でやるというよりも、どうすれば裁判が速やかにやれるかということは、現行法の中でも十分考えられることがあります。非常にむずかしい複雑な事件があるときには、特別の部、専属の部をこしらえてそれを速やかにやる、こういうこともあり得るわけですが、それを制度でございまして、現にそういうことも行われておると私は思います。でありますから、それを制度でやるというよりも、どうすれば裁判が速やかにやれるかということは、現行法の中でも十分考えられることがあります。非常にむずかしい複雑な事件があるときには、特別の部、専属の部をこしらえてそれを速やかにやる、こういうこともあり得るわけですが、それを制度でございまして、現にそういうことも行われておると私は思います。でありますから、それを制度でやるというよりも、どうすれば裁判が速やかにやれるかということは、現行法の中でも十分考えられることがあります。非常にむずかしい複雑な事件があるときには、特別の部、専属の部をこしらえてそれを速やかにやる、こういうこともあり得るわけですが、それを制度でございまして、現にそういうことも行われておると私は思います。でありますから、それを制度でやるというよりも、どうすれば裁判が速やかにやれるかということは、現行法の中でも十分考えられることがあります。非常にむずかしい複雑な事件があるときには、特別の部、専属の部をこしらえてそれを速やかにやる、こういうこともあり得るわけですが、それを制度でございまして、現にそういうことをやつておると同じことでございます。

余裕がない場合には、従来でも例がございますが、事件の配点ということをやめてその事件だけに専念させるということはできるわけであります。これはその来た事件をどこに分けるかというだけの問題でござりますから、裁判所の方として

は集中してやるという体制はいつでもとれるわけでござります。

問題は、今度の事例でも御認識のように、やあ百回指定だ、やあ四回はけしからぬと、いうふうなことでもめるわけであります。しかしこれはこれなりに、弁護士さんの現在の社会における業態といふものの一つの実態があると存じます。これは私どもとしてもはどうすることもできない。しかし、私どもとしてはどうすることもできない。しかし、その中で許される範囲内では、できるだけ回数、期日を多く入れて、そしてできるだけ問題の焦点に集中してやつておけるように裁判所の立場で努力しておる、こういう状況でござります。

○鳩山委員 裁判所の方はいつでも迅速裁判に応ずることができるんだというお話をありますけれども、これにつきましては加地委員とも御相談をして、さらに調査を進め、たとえば何らかの立法措置が必要であれば議員立法でも用意するというような方向で努力をいたしたいと考えております。

お約束の時間内に終了いたしましたが、終わります。

○鶴田委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後二時五十八分休憩

午後三時三十六分開議
内閣提出、民事執行法案、參議院送付、仮登記担保契約に関する法律案及び司法書士法の一部を改正する法律案、以上三案を議題といたします。

まず、政府から、順次趣旨の説明を聴取いたしまます。瀬戸山法務大臣。

**民事執行法案
仮登記担保契約に関する法律案
司法書士法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕**

○瀬戸山國務大臣 まず第一に、民事執行法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行法におきましては、判決等の債務名義に基づく強制執行については民事訴訟法第六編（強制執行）に、抵当権等の担保権の実行としての競売について競売法に、それぞれその執行手続が規定されていますが、これらの法律は、いずれも明治時代に制定されたものであります上、その両者の手続が必ずしも十分に調整されていない点もあり、加えて、規定に不備がありますため法學説も区々に分かれ、実務の取り扱い上各種の不便を生じているのみならず、競売の完結までに相当の長期間を要しており、また、必ずしも適正な価額による売却が行われがたい面も否定できません。

そこで、この法律案は、強制執行法と競売法とを統合した民事執行の手続法としての単行法を制定し、債務者その他の利害関係人の利害を調整しつつ、執行手続の改善及び執行の適正迅速化を図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、執行手続の迅速化を図ることであります。すなわち、まず、執行の引き延ばしを目的とする不服申し立ての乱用を防止するため、不服申し立ての方法を整理し、執行抗告は特に定める場合に限り許されるものとし、不適法な執行抗告は、原裁判所で却下できるものとしております。また、強制執行の停止につきましても、それが手続の遅延を生じさせ、ひいては利害関係人に對して不利益を与える現状にかんがみ、これに合理的な制限を加えることとしております。

第二は、債権者の権利行使の実効性を確保する

とともに、売却手続の改善を図っていることがあります。すなわち、まず、虚偽債権等の届け出にて、これはその来た事件をどこに分けるかという相当な保証を提供されることといたしておられます。買い受け人が代金を納付しないことを防止するため、買い受け申し出人に相当な保証を提供させることといたしておられます。しかし、次順位買い受けの申し出を認めることとしまして、最高値の買い受け申出人が代金を納付しない場合でも再競売をせずにその次順位買い受け申し出人に対し売却許可の決定ができる道を開くことといたしたのであります。また、競売場で売却の適正な実施を妨げる行為をした者等に対し

退場を命ずる等、執行官に秩序維持の権限を与え、かつ、それらの者に対しても、売却不許可決定をすることを明らかにすることとしたとしております。

第三は、買い受け人の地位の安定、強化を図っていることとあります。すなわち、不動産の買い受け人の所有権取得の時期を明確にするとともに、代金を納付した買い受け人が容易にその不動産の引き渡しを受けられるようとするための不動産の引き渡し命令の制度を強化し、買い受け人に対抗することができない不動産の占有者に対し、一定期間内に引き渡し命令を受けて強制執行をすることができる措置を講じております。

また、担保権実行としての競売における不動産等の買い受け人の地位の安定を図るために、担保権実行の要件と手続を整備し、買い受け人の所有権取得の効果は、担保権の不存在または消滅により妨げられないことを明らかにいたしております。

第四は、債務者の保護に関する規定を整備していることです。すなわち、債務者の生活の保持を図るため、動産の差し押さえ禁止の範囲を合理化する一方、執行裁判所は、申し立てにより債務者の生活の状況等を考慮して、差し押さえ禁止物の範囲の拡大または減縮ができるることとし、また、債権についても、一定の部分の差し押さえを禁止することとも、差し押さえ可能な範囲の拡大または減縮ができることとしたとしております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の制定及び関係法律の整理等所要の手続を必要といたしますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、昭和五十五年十月一日から施行することとし、また、競売法を廃止し、民事訴訟法の所要の整理をし、必要な経過措置を定めておりま

す。
以上が、民事執行法案の趣旨であります。
何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くだ
さいますようお願いいたします。

次に、仮登記担保契約に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。
民法によれば、金銭債務を担保する法的手段としては、抵当権が最も典型的、かつ、近代的な担保制度であります。近時、種々の理由により、この抵当権の利用を回避し、またはこれと併用して、代物弁済の予約等を原因とする所有権移転請求権保全の仮登記を利用する事が一般に行われております。この仮登記は、通常、金銭債務の不履行がある場合には、その履行にかえて債権者が目的不動産を取得することを目的としてされた代物弁済の予約、停止条件付代物弁済契約等の契約によって、債権者がその所有権を取得しようとするときは、債権者が目的不動産の履行にかえて債権者が目的としてされた代物弁済の予約、停止条件付代物弁済契約等の契約により、債権者がその旨を通知し、その通知が債務者に到達した日から二月の期間が経過しなければ、債権者は、その所有権を取得することができますが、この仮登記を利用すれば、不動産の価格が債権額をはるかに上回るときにおいても、債権者は、仮登記に基づく本登記をすることにより、完全にその不動産をまる取りできることとなり、債務者の保護に欠けるうらみなしとしないのです。

そこで、最高裁判所は、昭和四十二年十一月十六日第一小法廷判決を初めとし、昭和四十九年十月二十三日大法廷判決に至るまでの一連の判例により、債権者が不動産の所有権を取得しようとするときは、その価格から債権額を差し引いた差額を清算金として債務者に支払うことをする旨を明瞭化し、債権者が債権額を上回る価格を有する不動産をまる取りすることを禁止したのであります。

この判例法理は、債権者が債務者の窮状に乘じて暴利を搾取するのを防止し、債務者を保護する観点から展開されたものであります。個別事案の解決を通じて展開された判例法理の性質上関係する各般の法律関係については、必ずしも疑問なしとしないし、立法的に解決すべき多くの問題点があるのです。

そこで、この法律案は、判例法理を原則として承認しつつ、その法律関係を明確にして債務者の保護を図るとともに、債務者及び利害関係人の利益を保護することとするものであります。

この法律案は、司法書士法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。
この法律案は、司法書士の制度の充実強化によるため、その資格に関する制度を合理化するとともに、その職責、業務等に関する規定を整備します。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、現行の司法書士法によりますと司法書士となるには、法務局または地方法務局の長の選考認可によることがとされているのですが、これを改め、司書士となる資格は、(一)法務大臣が毎年一回以上行う司法書士試験に合格した者、(二)裁判所事務官、法務事務官等一定の職歴を有する者等で、法務大臣が司法書士となるのに必要な知識及び能力

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、代物弁済等による所有権取得手続の特則を設けたことがあります。すなわち金銭債務の不履行があるときは、その履行にかえて債権者が目的不動産の競売を請求し、その競売手続にこの仮登記権利者の参加を求める、仮登記権利者にも抵当権と同様の優先弁済権を認め、配当手続を通じて各債権者の利害を調整することにしたのであります。第四は、債務者の受け戻し権、すなわち債権者が所有権を取得することを目的としてされた代物弁済の予約、停止条件付代物弁済契約等の契約により、債権者がその所有権を取得しようとするときは、債権者がその旨を通知し、その通知が債務者に到達した日から二月の期間が経過しなければ、債権者は、その所有権を取得することができますが、この登記をして、その登記を無効とし、債権者が債務者に欠けるうらみなしとしないの

期間を置くことによって、利害関係を有する第三者がその期間内に権利保全の手段をとることができるようになります。第二は、債権者に對し清算義務を課したことによって、利害関係を有する第三者がその期間内に権利保全の手段をとることができるようになります。第三は、債権者は、前述の通知が債務者に到達した日から二月の期間が経過したときに不動産の所有権を取得することになるのであります。第三の通知の拘束力、その他関係人の利害の調整に関する規定を設けるほか、この法律の制定に伴う国税徴収法等の登記または登録制度のある財産権についての代物弁済の予約等にも準用することとしたのであります。

第五、以上の法律関係は、不動産の所有権以外の登記または登録制度のある財産権についての代物弁済の予約等にも準用することとしたのであります。
第六、この法律の制定に伴う国税徴収法等の登記または登録制度の変更に伴う問題点を解決するため、その登記権利者が債務者に支払うべき清算金の額に不満がないときは、債権者が債務者に支払うべき清算金の額を上回る価格を有する不動産をまる取りすることを禁止したこととされています。
第七、この法律の制定に伴う問題点を解決するため、その登記権利者が債務者に支払うべき清算金の額を上回る価格を有する不動産をまる取りすることを禁止したこととされています。

を有すると認定した者に付与するものとしてあります。また未成年者は司法書士となる資格を有しないものとするなど欠格事由に関する規定を整備することとしております。

第二に、司法書士となる資格を有する者が司法書士となるには、その事務所を設けようとする地方法務局または地方法務局において登録を受けなければならないものとし、登録に関する所要の規定を設けるとともに、登録の申請と司法書士への入会の手続とを同時にすべきこととしております。

第三に、司法書士の制度は、登記、供託、訴訟に関する手続の円滑な実施に資し、国民の権利の保全に寄与するため設けられたものであること、及び司法書士の職責は、常に品位を保持し、業務に関連する法令に精通して、公正かつ誠実にその業務を行うことにあることを明らかにすることとしております。

第四に、司法書士は、登記、供託の申請についての代理等のほか、これに関する審査請求についても代理することができますことを明らかにすることとしております。

第五に、司法書士の職責の重要性にかんがみ、懲戒処分による業務停止の最長期間を現行の一年から二年に改めるとともに、司法書士会の自主性の強化を図る見地から、司法書士会は、法令に違反するおそれがある所属の会員に対し、注意勧告をすることができるとしてし、また日本司法書士連合会は、司法書士の業務または制度につき、法務大臣に対する建議等をすることができるとしております。

第六に、司法書士法に定める罰金及び過料の多額は、これを定めて以来長年月を経過しておりますので、相当額に引き上げることとしております。以上が司法書士法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

以上でございます。

法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○鴨田委員長 次に、横山利秋君外五名提出の民法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者から趣旨の説明を聽取します。西宮弘君。

民法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○西宮議員 私は、日本社会党を代表して、民法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明いたします。

戦後、わが国においては、個人の尊厳と法のもとの平等をうたった新憲法のもと、民法もこれに応じて改正され、家の制度を廃止し、男女の不平等を取り除く努力がなされてまいりました。しかし、現行民法にはなお男女平等を阻害し、家の制度の残滓を思わせる規定が温存され、古い因習や観念と相まって婦人の地位向上の険路の原因になつてゐる点が多く見受けられるのであります。

特に相続法中、相続人である被相続人の配偶者の利益擁護が全く不十分であり、かつ実情に合わなくなつてゐる点があるので、これを改正することとこそ、現在最も緊急に必要とされていることと考え、本法律案を提案するに至つた次第であります。

次に本法律案の要旨を申し上げます。

第一は、配偶者の相続順位に関する改正であります。現行法では、血族相続人として、第一に子とその代襲相続人 第二に直系尊属、第三に兄弟姉妹相続人と並んで配偶者は常に相続人となると定められていていますが、最近は被相続人と最も密接な家

する観念も改まり、生存配偶者は、相続上第一位の相続人として重視し、血族であるというだけで相続人となり得る親等の遠い非家族構成員に優先されることが、新しい相続法の傾向に合致するものと考えられるに至っているのであります。

そこで、被相続人の配偶者、子及び直系尊属がない場合に相続人となることとし、配偶者の相続順位を被相続人の兄弟姉妹の先順位とすることといたしておられます。

第二は、配偶者の相続分に関する改正であります。

現行法では、妻の法定相続分は、子と共同相続する場合は三分の一、直系尊属と共同相続する場合は二分の一と定められているのであります。

戦後相続法が改正された當時に比べ、現在は家族構成が大きく変化しており、妻の相続分が子一人の相続分より少なくなるなど、配偶者相続分について不合理な結果をもたらし、妻の地位の保護にも欠け、実質上の不平等を生ぜしめていると考えられます。

そこで、配偶者が被相続人の子または直系尊属と共に相続人となる場合における配偶者の相続分をそれぞれ二分の一、または三分の二に引き上げることといたしております。

以上が民法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○鴨田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る六日火曜日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三分散会

第一章 総則(第一条～第二十一条)
第二章 強制執行
第一節 総則(第二十二条～第四十二条)
第二節 金銭の支払目的とする債権についての強制執行

第一款 不動産に対する強制執行
第一目 通則(第四十三条～第四十四条)
第二目 強制競売(第四十五条～第九十
二条)

第三目 強制管理(第九十三条～第一百
一条)
第二款 船舶に対する強制執行(第一百十二
条～第一百二十二条)
第三款 動産に対する強制執行(第一百二十
一条～第一百四十二条)

第四款 債権及びその他の財産権に対する
強制執行(第一百四十三条～第一百六十七
条)
第五章 金銭の支払目的としない請求権に
ついての強制執行(第一百六十八条～第一百七
十三条)

第三章 仮差押え及び仮処分の執行(第一百七十
四条～第一百八十一条)

第四章 担保権の実行としての競売等(第一百八
十一条～第一百九十五条)

第五章 訴訟(第一百九十六条～第一百九十八
条)

附則

第一章 総則
(趣旨)
第一条 強制執行、仮差押え及び仮処分の執行、
担保権の実行としての競売並びに民法(明治二十
九年法律第八十九号)、商法(明治三十二年法
律第四十八号)その他の法律の規定による換価
のための競売(以下「民事執行」と総称する)。
については、他の法令に定めるもののほか、こ
の法律の定めるところによる。

(執行機関)
第二条 民事執行は、申立てにより、裁判所又は
執行官が行う。
第三条 民事執行は、申立てにより、裁判所又は
執行官が行う。

第二条 民事執行は、申立てにより、裁判所又は
執行官が行う。

目次

第三条 裁判所が行う民事執行に関する規定はこの法律の規定により執行処分を行なうべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもつて執行裁判所とする。

(任意的口頭弁論)

第四条 執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

(審尋)

第五条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他の参考人を審尋することができる。

(執行官等の職務の執行の確保)

第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。

2 執行官以外の者が執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行うものは、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、執行官に対し、援助を求めることができる。

第七条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執るに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人の他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他の証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察官が第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執るには、執行裁判所の許可を受けなければならない。

2 執行官等は、職務の執行に当たり、前項の規定により許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

(身分証明書等の携帯)

第九条 執行官等は、職務を執行する場合には、その身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(執行抗告)

第十条 民事執行の手続に関する裁判に對しては、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をすることができる。

(執行抗告)

2 執行抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不变期間内に、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。

3 抗告状に執行抗告の理由がないとときは、抗告人は、抗告状を提出した日から一週間以内に、執行抗告の理由の記載がないとき

は、抗告人は、抗告状を原裁判所に提出しなければならない。

4 執行抗告の理由は、最高裁判所規則で定めるところにより記載しなければならない。

5 記載が明らかに前項の規定に違反しているときは、原裁判所は、執行抗告を却下しなければならない。

6 抗告裁判所は、執行抗告が不適法であつてその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、執行抗告を却下しなければならない。

7 抗告裁判所は、抗告状又は執行抗告の理由書に記載された理由に限り、調査する。ただし、その誤認の有無については、職権で調査することができる。

8 第五項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

告をすることができる。

9 第六項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。

10 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第四百二十九条の規定は、執行抗告をすることができる裁判が確定した場合について準用する。

(執行異議)

第十一條 執行裁判所の執行処分で執行抗告をすることができないものに對しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。執行官の執行処分及びその遲延に對しても、同様とする。

2 前条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

3 前項の規定による申立てがあつた場合に對しては、執行抗告をすることができない。

4 執行抗告の手続を取り消す旨の決定に對しては、執行抗告をすることができる。民事執行の手続を取り消す執行官の处分に対する執行異議の申立てを却下する裁判又は執行官に民事執行の手続を取り消す執行官の处分に対する執行異議の申立てを却下する裁判は、確定したときは、その効力を生じない。

5 前項の規定に對する執行抗告

第十二條 民事執行の手続を取り消す旨の決定に對しては、執行抗告をすることができる。民事執行の手続を取り消す執行官の处分に対する執行異議の申立てを却下する裁判又は執行官に民事執行の手続を取り消す執行官の处分に対する執行異議の申立てを却下する裁判は、確定したときは、その効力を生じない。

6 前項の規定に對する執行抗告

第十三條 民事訴訟法第七十九条第一項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者は、執行裁判所でする手続に對しては、訴え又は執行抗告に係る手続を除き、執行裁判所の許可を受けて代理人となることができる。

2 執行裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

7 抗告裁判所は、抗告状又は執行抗告の理由書に記載された理由に限り、調査する。ただし、その誤認の有無については、職権で調査することができる。

8 第五項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

2 申立て人が費用を予納しないときは、執行裁判所は、民事執行の申立てを却下し、又は民事執行の手続を取り消すことができる。

3 前項の規定により申立てを却下する決定に對しては、執行抗告をすることができる。

(担保の提供)

第十五條 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所（以下この項において「発令裁判所」という。）又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は発令裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならぬ。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

2 民事訴訟法第百十三条、第百十五条及び第百十六条の規定は、前項の担保について準用する。

3 前項の規定により申立てを却下する決定に對しては、執行抗告をすることができる。

4 執行裁判所から文書の送達を受けた者は、その住所、居所、営業所又は事務所を変更したときは、その旨を執行裁判所に届け出なければならない。

5 前項の規定による送達及びこの項において準用する同法第百七十条第二項の規定による送達について準用する。

6 前項の規定による送達は事件の記録に表れたその者の住所、居所、営業所又は事務所にあって書留郵便に付して発送すれば足りる。

7 民事訴訟法第百七十条の規定は第一項に規定する者について、同法第百七十三条の規定は前項の規定による送達及びこの項において準用する

8 第十四条 執行裁判所に對し民事執行の申立てをするときは、申立て人は、民事執行の手続に必要な費用として執行裁判所の定める金額を予納しなければならない。予納した費用が不足する場合において、執行裁判所が不足する費用の予納

9 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の

証明書の交付を請求することができる。ただし、閲覧又は謄写については、執行裁判所の執務に支障があるときは、この限りでない。

(官庁等に対する援助請求等)

第十八条 民事執行のため必要がある場合には、執行裁判所は、官庁又は公署に対し、援助を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、執行裁判所又は執行官は、民事執行の目的である財産に対して課される租税その他の公課について、所管の官庁又は公署に対し、必要な証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、民事執行の申立てをしようとする者がその申立てのため同項の証明書を必要とする場合について準用する。

(専属管轄) 第十九条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

(民事訴訟法の準用) 第二十一条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に関しては、民事訴訟法の規定を準用する。

(最高裁判所規則) 第二十二条 特別の定めがあるものはほか、民事執行の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二十三条 この法律に定めるもののはか、民事執行の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二章 強制執行

第一節 総則

(債務名義)

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの(以下「債務名義」という。)により行う。

一 確定判決
二 仮執行の宣言を付した判決
三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判(確定しなければその效力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。)

四 仮執行の宣言を付した支払命令
五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物

若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の記載されたもの(以下「執行証書」という。)

陳述が記載されているもの(以下「執行証書」号に掲げる裁判を除く。)

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決又は仲裁判断

七 確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)

(強制執行をすることができる者の範囲) 第二十三条 執行証書以外の債務名義による強制執行は、次に掲げる者に対し、又はその者たためにすることができる。

一 債務名義に表示された当事者
二 債務名義に表示された当事者が他人のために当事者となつた場合のその他の人

三 前二号に掲げる者の債務名義成立後の承継人(前条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては、口頭弁論終結後の承継人)

四 前二号に掲げる者の債務名義成立後の承継人(前条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては、口頭弁論終結後の承継人)

五 前二号に掲げる者の債務名義成立後の承継人(前条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては、口頭弁論終結後の承継人)

六 前二号に掲げる者の債務名義成立後の承継人(前条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては、口頭弁論終結後の承継人)

七 前二号に掲げる者の債務名義成立後の承継人(前条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては、口頭弁論終結後の承継人)

(外國裁判所の判決の執行判決) 第二十四条 外國裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

八 執行文は、債務名義の正本が數通必要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる。

九 執行文の付されれた債務名義の正本が数通必要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる。

十 執行文の再度付与等) 第二十八条 執行文は、債権の完全な弁済を得るために執行文の付された債務名義の正本が数通必要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる。

十一 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払命令の正本を更に交付する場合について準用する。

(債務名義等の送達)

第十九条 強制執行は、債務名義又は確定によ

り債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたとき限り、開始することができる。第二十七条

条の規定により執行文及び同条の規定により債務者が提出された場合においては、執行文及び同条の規定により債務者が提出された文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

四 執行判決においては、外國裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。

五 執行文は、申立てにより、執行証書の正本に基づいて実施する。ただし、仮執行の宣言を付した支払命令により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する。

六 執行文は、申立てにより、執行証書については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本を保存する公証人が付与する。

七 執行文の付与は、債務者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる場合に、その旨を債務名義の正本の末尾に付記する方法により行う。

八 執行文は、債務者に反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債務者が反対給付又はその提供のあったことを証明したとき限り、開始することができる。

九 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達成することができない場合に、他の給付に代えてすべきものであるときは、強制執行は、債務者が他の給付について強制執行の目的を達成することができなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。

十 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達成することができない場合に、他の給付に代えてすべきものであるときは、強制執行は、債務者が他の給付について強制執行の目的を達成することができなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。

十一 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債務者が反対給付又はその提供のあったことを証明したとき限り、開始することができる。

十二 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達成することができない場合に、他の給付に代えてすべきものであるときは、強制執行は、債務者が他の給付について強制執行の目的を達成することができなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。

十三 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達成することができない場合に、他の給付に代えてすべきものであるときは、強制執行は、債務者が他の給付について強制執行の目的を達成することができなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。

十四 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達成することができない場合に、他の給付に代えてすべきものであるときは、強制執行は、債務者が他の給付について強制執行の目的を達成することができなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。

十五 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達成することができない場合に、他の給付に代えてるべきものであるときは、強制執行は、債務者が他の給付について強制執行の目的を達成することができなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。

十六 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達成することができない場合に、他の給付に代えてるべきものであるときは、強制執行は、債務者が他の給付について強制執行の目的を達成することができなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。

十七 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達成することができない場合に、他の給付に代えてるべきものであるときは、強制執行は、債務者が他の給付について強制執行の目的を達成することができなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。

十八 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達成することができない場合に、他の給付に代えてるべきものであるときは、強制執行は、債務者が他の給付について強制執行の目的を達成することができなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。

十九 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達成することができない場合に、他の給付に代えてるべきものであるときは、強制執行は、債務者が他の給付について強制執行の目的を達成することができなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。

(強制執行の実施)

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。ただし、仮執行の宣言を付した支払命令により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する。

第二十六条 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本を保存する公証人が付与する。

第二十七条 執行文は、債務名義による強制執行は、債務者が債務者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する。

第二十八条 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる。

第二十九条 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる。

三十条 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる。

三十一条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債務者が反対給付又はその提供のあったことを証明したとき限り、開始することができる。

三十二条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債務者が反対給付又はその提供のあったことを証明したとき限り、開始することができる。

三十三条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債務者が反対給付又はその提供のあったことを証明したとき限り、開始することができる。

三十四条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債務者が反対給付又はその提供のあったことを証明したとき限り、開始することができる。

三十五条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債務者が反対給付又はその提供のあったことを証明したとき限り、開始することができる。

三十六条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債務者が反対給付又はその提供のあったことを証明したとき限り、開始することができる。

三十七条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債務者が反対給付又はその提供のあったことを証明したとき限り、開始することができる。

三十八条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債務者が反対給付又はその提供のあったことを証明したとき限り、開始することができる。

三十九条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債務者が反対給付又はその提供のあったことを証明したとき限り、開始することができる。

四十条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債務者が反対給付又はその提供のあったことを証明したとき限り、開始することができる。

(強制執行の停止)

四十一 条款

させてその続行を命ずることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの処分を命ずることができる。

3 第二項の規定による申立てについての裁判及び前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

4 前項に規定する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5 前各項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

(執行文付与の訴え)

第三十三条 第二十七条に規定する文書の提出をすることができないときは、債権者は、執行文の付与を求めるために、執行文付与の訴え提起することができる。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。

一 第二十二条第一号 第一审裁判所
から第三号まで又は
第六号に掲げる債務
名義及び同条第七号
に掲げる債務名義のうち次号に掲げるもの

の以外のもの
二 第二十二条第四号 仮執行の宣言を付したに掲げる債務名義及
び同条第七号に掲げ
る債務名義のうち和
解又は調停(上級裁
判所、地方裁判所若
しくは家庭裁判所(假
和解及び調停を除
く)に係るもの
三 第二十二条第四号
に係る請求の請
求が簡易裁判所の管轄
において成立した和解
若しくは調停に係る請
求が簡易裁判所の管轄
に属しないものである
ときは、その簡易裁判

所の所在地を管轄する
地方裁判所)

三 第二十二条第五号 債務者の普通裁判籍の
に掲げる債務名義 所在地を管轄する裁判
所(この普通裁判籍が
ないときは、請求の目
的又は差し押さえるこ
とができる債務者の財
産の所在地を管轄する
裁判所)

(執行文付与に対する異議の訴え)
第三十四条 第二十七条の規定により執行文が付された場合において、債権者の証明すべき事実の到来したこと又は債務名義に表示された当事者以外の者に対し、若しくはその者のために強制執行をすることができる。債務者は、その執行文付された債務名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるために、執行文付与に対する異議の訴え提起することができる。

2 异議の事由が数個あるときは、債務者は、同時に、これを主張しなければならない。

3 前項第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(請求異議の訴え)
第三十五条 債務名義(第二十二条第二号又は第四号に掲げる債務名義で確定前のものを除く。
以下この項において同じ。)に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴え提起することができる。裁判所において成立した和解及び調停を除く)に係るもの
2 確定判決についての異議の事由は口頭弁論の終結後に生じたものに限り、仮執行の宣言を付した支払命令についての異議の事由はその送達後に生じたものに限る。

3 第二十二条第二項及び前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行停止の裁判)

第三十六条 執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴え提起があつた場合において、異議のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事實上の点について疎明があつたときは、受訴裁判所は、申立てにより、終局判断において次条第一項の裁判をするまでの間、担保を立てさせた執行処分の取消しを命ぜ、若しくは担保を立てさせた既にした執行処分の取消しを命ぜることができる。

2 前項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴え提起することができる。

3 第二項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

4 前二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

(第三者異議の訴え)

第三十八条 強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対する強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴え提起することができる。

2 前項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴え提起することができる。

3 第二項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

4 前二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

(強制執行の停止)

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

2 前項の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

3 第二項に規定する事由がある場合において、急迫の事情があるときは、執行裁判所は、申立てにより、同項の規定による裁判の正本を提出すべき期間を定めて、同項に規定する処分を命ぜることができる。この裁判は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の提起前におりても、することができる。

4 前項の規定により定められた期間を経過したとき、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

5 第一項又は第三項の申立てについての裁判に対する異議の訴え又は請求異議の提起前におりても、することができる。

6 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本

7 強制執行を免れるための担保を立てたこと

8 債務者が、債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した

文書

6 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命

7 強制執行を免れるための担保を立てたこと

8 債務者が、債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した

文書

2 前項第八号に掲げる文書のうち弁済を受けた旨を記載した文書の提出による強制執行の停止

は、四週間に限るものとする。

3 第一項第八号に掲げる文書のうち弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書の提出による強制執行の停止は、二回に限り、かつ、通じて六月を超えることができない。

(執行処分の取消し)

第四十条 前条第一項第一号から第六号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分をも取り消さなければならぬ。

2 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

(債務者が死亡した場合の強制執行の続行)

第四十一条 強制執行は、その開始後に債務者が死亡した場合においても、続行することができる。

2 前項の場合において、債務者の相続人の存在又はその所在不明なときは、執行裁判所は、申立てにより、相続財産又は相続人のために、特別代理人を選任することができる。

3 民事訴訟法第五十六条第二項から第四項までの規定は、前項の特別代理人について準用する。(執行費用の負担)

第四十二条 強制執行の費用で必要なもの(以下、「執行費用」という。)は、債務者の負担とする。

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共

有持分は、不動産とみなす。

(執行裁判所)

5 前項の申立てについての決定に対しても、執行抗告ができる。

6 第四項の規定による決定は、確定しなければ始決定において、債務者のために不動産を差し押さえる旨を宣言しなければならない。

7 民事訴訟法第一百条第二項、第一百一条第一項及び第一百五条の規定は、第四項の申立てについて準用する。

第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

第一款 不動産に対する強制執行

第一目 通則

(不動産執行の方法)

第四十三条 不動産(登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。)に対する強制執行(以下「不動産執行」という。)は、強制競売又は強制管理の方法により行う。

これらの方針は、併用することができる。

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共

有持分は、不動産とみなす。

(執行裁判所)

第四十四条 不動産執行については、その所在地の定着物を除く。以下この節において同じ。)に対する強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共

有持分は、不動産とみなす。

(執行裁判所)

第四十五条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その開始決定において、債務者のために不動産を差し

押さえる旨を宣言しなければならない。

2 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。

3 強制競売の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

4 前項の規定による決定に対しても、執行抗告をすることができる。

2 第二日 強制競売

(開始決定等)

第四十五条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その開始決定において、債務者のために不動産を差し

押さえる旨を宣言しなければならない。

2 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。

3 強制競売の申立てを却下する決定に対しても、執行抗告をすることができる。

4 前項の規定による決定に対しても、執行抗告をすることができる。

5 前項の申立てを却下する決定に対しても、執行抗告をすることができる。

6 第四項の規定による決定は、確定しなければ始決定において、債務者のために不動産を差し

押さえる旨を宣言しなければならぬ。

7 民事訴訟法第一百条第二項、第一百一条第一項及び第一百五条の規定は、第四項の申立てについて変更が生ずるときは、この限りでない。

期までにされた申立てに係るものに限る。)に基づいて手続を続行する旨の裁判をすることができる。ただし、先の開始決定に係る強制競売又は競売の手続が取り消されたとすれば、第六十一条第二号に掲げる事項について変更が生ずるときは、この限りでない。

5 前項の申立てを却下する決定に対しても、執行抗告をすることができる。

6 第四項の規定による決定は、確定しなければ始決定において、債務者のために不動産を差し

押さえる旨を宣言しなければならぬ。

7 民事訴訟法第一百条第二項、第一百一条第一項及び第一百五条の規定は、第四項の申立てについて変更が生ずるときは、この限りでない。

第二日 強制競売

(催告を受けた者の債権の届出義務)

第五十条 前条第二項の規定による催告を受けた

同項第一号又は第二号に掲げる者は、配当要求

の終期までに、その催告に係る事項について届

出をしなければならない。

2 前項の届出をした者は、その届出に係る債権

の元本の額に変更があったときは、その旨の届

出をしなければならない。

3 前二項の規定により届出をすべき者は、故意

又は過失により、その届出をしなかつたとき、

又は不実の届出をしたときは、これによつて生

じた損害を賠償する責めに任ずる。

(配当要求)

第五十一条 第二十五条の規定により強制執行を

実施することができる債務名義の正本(以下「執

行力のある債務名義の正本」という。)を有する

債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登

記後に登記された仮差押債権者及び第八十一

条第一項各号に掲げる文書により一般の先取特

権を有することを証明した債権者は、配当要求

をすることができる。

2 配当要求を却下する裁判に対しては、執行抗

告をすることができる。

(配当要求の終期の変更)

第五十二条 配当要求の終期から、三月以内に売

却許可決定がされないとき、又は三月以内にさ

れた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を

失つたときは、配当要求の終期は、その終期

から三月を経過した日に変更されたものとみな

す。ただし、配当要求の終期から三月以内にさ

れた売却許可決定が効力を失つた場合において、第六十七条の規定による次順位受けの申出

について売却許可決定がされたとき(その決定

が取り消され、又は効力を失つたときを除く。)

は、この限りでない。

(不動産の滅失等による強制競売の手続の取消

し)

第五十三条 不動産の滅失その他の売却による不

産の移転を妨げる事情が明らかとなつたとき

は、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さ

なければならない。

(差押えの登記の抹消の嘱託)

第五十四条 強制競売の申立てが取り下げられた

とき、又は強制競売の手続を取り消す決定が効

力を生じたときは、裁判所書記官は、その開始

決定に係る差押えの登記の抹消を嘱託しなけれ

ばならない。

2 前項の規定による嘱託に要する登記免許税そ

の他の費用は、その取下げ又は取消決定に係る

差押債権者の負担とする。

(売却のための保全処分)

第五十五条 債務者又は不動産の占有者が、不動

産の価格を著しく減少する行為をするとき、又

はそのおそれがある行為をするときは、執行裁

判所は、差押債権者(配当要求の終期後に強制

競売又は競売の申立てをした差押債権者を除

く。次条において同じ。)の申立てにより、買受

人が代金を納付するまでの間、担保を立てさせ

又は立てさせないで、その行為をする者に対し、

これらの行為を禁止し、又は一定の行為を命ず

ることができる。

2 不動産を占有する債務者又は不動産の占有者

でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者

若しくは第五十九条第一項の規定により消滅す

る権利を有する者に対する抗辯ができないも

のが前項の規定による命令に違反した場合にお

いて、特に必要があるときは、執行裁判所は、

同項の命令を申し立てた者の申立てにより、買

受人が代金を納付するまでの間、担保を立てさ

れることができる。

(現況調査)

第五十六条 建物に対し強制競売の開始決定がさ

れた場合において、その建物の所有を目的とす

る地上権又は賃借権について債務者が地代又は

借賃を支払わないときは、執行裁判所は、申立

てにより、差押債権者がその不払の地代又は借

賃を債務者に代わつて弁済することを許可する

ことができる。

2 前条第八項の規定は、前項の申立てに要した

費用及び同項の許可を得て支払った地代又は借

賃について準用する。

(現況調査)

第五十七条 執行裁判所は、執行官に対し、不動

産の形狀、占有關係その他の現況について調査

を命じなければならない。

(最低売却価額の決定等)

第六十条 執行裁判所は、評価人の評価に基づい

て最低売却価額を定めなければならない。

2 執行裁判所は、必要があると認めるときは、

最低売却価額を変更することができる。

(一括売却)

第六十一条 執行裁判所は、相互の利用上不動産

を他の不動産(差押債権者又は債務者を異にするものを含む。)と一括して同一の買受人に買い

受けさせると相当であると認めるときは、

これらの不動産を一括して売却することを定め

ることができる。ただし、一個の申立てにより

強制競売の開始決定がされた数個の不動産のうち、あるものの最低売却価額で各債権者の債権

合について準用する。

(売却に伴う権利の消滅等)

第五十九条 不動産の上に存する先取特権、使用

及び収益をしない旨の定めのある質権並びに抵

当権は、売却により消滅する。

2 前項の規定により消滅する権利を有する者、差

押債権者又は仮差押債権者に対することがで

きない不動産に係る権利の取得は、売却によ

りその効力を失う。

3 不動産に係る差押え、仮差押債権者の執行及び第

一項の規定により消滅する権利を有する者、差

押債権者又は仮差押債権者に対することがで

きない仮処分の執行は、売却によりその効力を失う。

4 不動産の上に存する留置権並びに使用及び取

益をしない旨の定めのない質権で第二項の規定

の適用がないものについては、買受人は、これ

らによつて担保される債権を弁済する責めに任

ずる。

5 利害関係を有する者が最低売却価額が定めら

れる時までに第一項、第二項又は前項の規定と

異なる合意をした旨の届出をしたときは、売却

による不動産の上の権利の変動は、その合意に従う。

(評価)

第五十八条 執行裁判所は、評価人の選任し、不

動産の評価を命じなければならない。

2 評価人は、第六条第二項の規定により執行官

に対し援助を求めるには、執行裁判所の許可を

受けなければならない。

3 前条第二項の規定は、評価人が評価をする場

込みがある場合には、債務者の同意があるとき
に限る。

(物件明細書)

第六十二条 執行裁判所は、次に掲げる事項を記載した物件明細書を作成し、一般の閲覧に供するため、その写しを執行裁判所に備え置かなければならない。

一 不動産の表示

二 不動産に係る権利の取得及び仮処分の執行

で売却によりその効力を失わないもの

三 売却により設定されたものとみなされる地

上権の概要

(剩余を生ずる見込みのない場合の措置)

第六十三条 執行裁判所は、不動産の最低売却価額で執行費用のうち共益費用であるもの（以下「手続費用」という。）及び差押債権者（最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七条第四項の規定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう。以下この条において同じ。）の債権に優先する債権（以下この条において「優先債権」という。）を弁済して剩余を生ずる見込みがないと認めるときは、その旨を差押債権者に通知しなければならない。

2 差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、手続費用及び優先債権の見込額を超える額（以下この条において「申出額」という。）を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。ただし、差押債権者がその期間内に同項の剩余を生ずる見込みがあることを証明したときは、この限りでない。

一 差押債権者が不動産の買受けの申出額に達する買受けの申出がないときは、自ら申出額で不動産を買入受ける旨の申出及び申出額に相当する保

証の提供

二 差押債権者が不動産の買受けの申出額に達しないとき

とができない場合 は、申出額と買受けの申出の額との差額を負担する旨の申出及び申出額と最低売却価額との差額に相当する保証の提供

不許可決定の確定の日から二年を経過しない者

(明治四十年法律第四十五号)第九十五条から第九十六条ノ三まで、第一百九十七条から第一百九十七条ノ四まで又は第二百九十八条の規定により刑に処せられ、その裁判の確定の日から二年を経過しない者

ると認めるときは、売却不許可決定をしなければならない。

一 強制競売の手続の開始又は続行をすべきでないこと。

二 最高価買受申出人が不動産を買い受ける資格若しくは能力を有しないこと又はその代理人がその権限を有しないこと。

三 最高価買受申出人が不動産を買い受ける資格を有しない者の計算において買受けの申出をした者であること。

四 最高価買受申出人、その代理人又は自己の第一号に規定する行為をした者

ロ その強制競売の手続において、代金の納付をしなかつた者又は自己の計算において、代金の納付をさせた者が次のいずれかに該当すること。

五 第六十五条第二号又は第三号に掲げる者

イ その強制競売の手続において第六十五条第一号に規定する行為をした者

ロ その強制競売の手続において、代金の納付をしなかつた者又は自己の計算において、代金の納付をさせた者が次のいずれかに該当すること。

六 最低売却価額若しくは一括売却の決定、物

件明細書の作成又はこれららの手続に重大な誤りがあること。

七 売却の手続に重大な誤りがあること。

（売却の実施の終了後に執行停止の裁判等の提出があつた場合の措置）

第六十九条 執行裁判所は、売却決定期日を開き、売却の許可又は不許可に関する意見の陳述

第五第七十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

六 最低売却価額若しくは一括売却の決定、物

件明細書の作成又はこれららの手続に重大な誤りがあること。

八 第六十五条第二号又は第三号に掲げる者

イ その強制競売の手続において第六十五条第一号に規定する行為をした者

ロ その強制競売の手続において、代金の納付をしなかつた者又は自己の計算において、代金の納付をさせた者が次のいずれかに該当すること。

九 第七十二条 売却の実施の終了から売却決定期日の終了までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするとき

を除き、売却決定期日を開くことができない。

この場合においては、最高価買受申出人又は次

順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

十 売却決定期日の終了後前に前項に規定する文書

の提出があつた場合には、その期日にされた売

十一 執行裁判所は、次に掲げる事由があ

る。

十二 他の民事執行の手続の売却不許可決定にお

いて前号に該当する者と認定され、その売却

十三 売却不許可事由

第十七条 執行裁判所は、次に掲げる事由があ

一 他の者の買受けの申出を妨げ、若しくは不

当に価額を引き下げる目的をもつて連合する

等売却の適正な実施を妨げる行為をし、又は

その行為をさせた者

二 他の民事執行の手続の売却不許可決定にお

いて前号に該当する者と認定され、その売却

十三 売却不許可事由

第十八条 借款者は、買受けの申出をすること

四 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

五 第七十二条 売却の実施の終了から売却決定期日の終了までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするとき

を除き、売却決定期日を開くことができない。

この場合においては、最高価買受申出人又は次

順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

六 最低売却価額若しくは一括売却の決定、物

件明細書の作成又はこれららの手続に重大な誤りがあること。

七 売却の手続に重大な誤りがあること。

（売却の実施の終了後に執行停止の裁判等の提出があつた場合の措置）

第六十九条 執行裁判所は、売却決定期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならぬ。

（売却の許可又は不許可に関する意見の陳述）

八 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

九 第七十二条 売却の実施の終了から売却決定期日の終了までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするとき

を除き、売却決定期日を開くことができない。

この場合においては、最高価買受申出人又は次

順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

十 売却決定期日の終了後前に前項に規定する文書

の提出があつた場合には、その期日にされた売

十一 執行裁判所は、次に掲げる事由があ

る。

十二 他の民事執行の手続の売却不許可決定にお

いて前号に該当する者と認定され、その売却

十三 売却不許可事由

第十七条 執行裁判所は、次に掲げる事由があ

一 他の者の買受けの申出を妨げ、若しくは不

当に価額を引き下げる目的をもつて連合する

等売却の適正な実施を妨げる行為をし、又は

その行為をさせた者

二 他の民事執行の手続の売却不許可決定にお

いて前号に該当する者と認定され、その売却

十三 売却不許可事由

第十八条 借款者は、買受けの申出をすること

四 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

五 第七十二条 売却の実施の終了から売却決定期日の終了までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするとき

を除き、売却決定期日を開くことができない。

この場合においては、最高価買受申出人又は次

順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその期日にされた売却不許可決定が確定したときに限り、第三十九条の規定を適用する。

3 売却の実施の終了後に第三十九条第一項第八号に掲げる文書の提出があつた場合には、その売却に係る売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその売却に係る売却不許可決定が確定したときに限り、同条の規定を適用する。

(超過売却となる場合の措置)

第七十三条 数個の不動産を売却した場合において、あるものの買受けの申出の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができると見込みがあるときは、執行裁判所は、他の不動産についての売却許可決定を留保しなければならない。

2 前項の場合において、その買受けの申出の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがある不動産が数個あるときは、執行裁判所は、売却の許可をすべき不動産について、あらかじめ、債務者の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項の規定により売却許可決定が留保された不動産の最高価買受申出人又は次順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

4 売却許可決定のあつた不動産について代金が納付されたときは、執行裁判所は、前項の不動産に係る強制競売の手続を取り消さなければならぬ。(売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告)

第七十四条 売却の許可又は不許可の決定に対しても、その決定により自己の権利が害されることを主張するときに限り、執行抗告をすることができる。

2 売却許可決定に対する執行抗告は、第七十一各号に掲げる事由があること又は売却許可決

定の手続に重大な誤りがあることを理由としなければならない。

3 民事訴訟法第四百二十一条第一項各号に掲げる事由は、前二項の規定にかかわらず、売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告の理由とすることができる。

4 抗告裁判所は、必要があると認めるときは、抗告人の相手方を定めることができる。

5 売却の許可又は不許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(不動産が損傷した場合の売却の不許可の申出等)

第七十五条 最高価買受申出人又は買受人は、買受けの申出をした後天災その他自己の責めに帰することができない事由により不動産が損傷したことのできる見込みがある場合には、執行裁判所に対し、売却許可決定を留保しなければならない。

2 前項の規定による売却許可決定の取消しの申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

3 前項に規定する申立てにより売却許可決定を取消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

(買受けの申出後の強制競売の申立ての取下げ等)

第七十六条 買受けの申出があつた後に強制競売の申立てを取り下げるには、最高価買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意を得なければならない。

2 売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告

第七十七条 不動産を占有する債務者又は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対する抗告の陳述又は申出があつたときは、買受人は、直ちに、異議に係る部分に相当の行為をするおそれがあるときは、執行裁判所は、最高価買受申出人又は買受人の申立てにより、引渡命令の執行までの間、代金又はその額(買受けの申出の際に提供した保証が金銭であるときは、その額を控除した残額)に相当する金銭を納付させ、かつ、担保を立てさせ、又は立てさせないで、その行為をし、又はその行為をするおそれがある者に対し、これらの行為を禁止し、一定の行為を命じ、又は不動産に対する占有を解いて執行官に保管させるべきことを命ずることができる。

2 第五十五条第三項及び第五項から第七項までの規定は前項の規定による決定について、同条第四項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する第五十五条第三項の申立てについての裁判について準用する。

(代金の納付)

第七十七条 売却許可決定が確定したときは、買受人は、執行裁判所の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。

2 買受人が買受けの申出の保証として提供した金銭及び前条第一項の規定により納付した金銭は、代金に充てる。

(法定地上権)

第七十八条 売却許可決定が確定したときは、買受人は、執行裁判所の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。

(代金納付による登記の嘱託)

第七十九条 買受人が代金を納付したときは、裁判所書記官は、次に掲げる登記及び登記の抹消を嘱託しなければならない。

2 買受人の取得した権利の移転の登記

3 差押え又は仮差押えの登記の抹消

2 前項の規定による嘱託をするには、嘱託書に

を提出する場合について準用する。

(最高価買受申出人又は買受人のための保全処分)

第七十七条 不動産を占有する債務者又は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対する抗告の陳述又は申出があつたときは、買受人は、直ちに、異議に係る部分に相当の額について異議の陳述又は申出があつたときは、買受人は、直ちに、異議に係る部分に相当の行為をするおそれがあるときは、執行裁判所は、最高価買受申出人又は買受人の申立てにより、引渡命令の執行までの間、代金又はその額(買受けの申出の際に提供した保証が金銭であるときは、その額を控除した残額)に相当する金銭を納付しなければならない。

4 買受人は、売却代金から配当又は弁済を受けるべき債権者であるときは、売却決定期日の終了までに執行裁判所に申し出て、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日又は弁済金の交付の日に納付することができる。

この場合において、買受人の受けべき配当の額について異議の陳述又は申出があつたときは、買受人は、直ちに、異議に係る部分に相当の額について異議の陳述又は申出があつたときは、買受人は、直ちに、異議に係る部分に相当の行為をするおそれがあるときは、執行裁判所は、最高価買受申出人又は買受人の申立てにより、引渡命令の執行までの間、代金又はその額(買受けの申出の際に提供した保証が金銭であるときは、その額を控除した残額)に相当する金銭を納付しなければならない。

(不動産の取得の時期)

第七十九条 買受人は、代金を納付した時に不動産を取得する。

(代金不納付の効果)

第八十条 買受人が代金を納付しないときは、売却許可決定は、その効力を失う。この場合においては、買受人は、第六十六条の規定により提供した保証の返還を請求することができない。

2 前項前段の場合において、次順位買受けの申出があるときは、執行裁判所は、その申出について売却の許可又は不許可の決定をしなければならない。

(法定地上権)

第八十一条 土地及びその上にある建物が債務者の所有に属する場合において、その土地又は建物の差押えがあり、その売却により所有者が異なるに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合においては、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。

(代金納付による登記の嘱託)

第八十二条 買受人が代金を納付したときは、裁判所書記官は、次に掲げる登記及び登記の抹消

2 買受人の取得した権利の移転の登記

3 差押え又は仮差押えの登記の抹消

2 前項の規定による嘱託をするには、嘱託書に

売却許可決定の正本を添付しなければならない。

3 第一項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。

第八十三条 執行裁判所は、代金を納付した買受人の申立てにより、不動産の占有者に対し、不動産を買受人に引き渡すべき旨を命ずることができる。ただし、事件の記録上買受人に対抗することができる権原により占有していると認められたときは、前項の申立てをすることができない。

2 買受人は、代金を納付した日から六月を経過された者に対しては、この限りでない。

3 第一項の規定による決定をする場合には、その者を審尋しなければならない。ただし、事件の記録上その者が買受人に対抗することができる権原により占有しているものでないことが明らかであるとき、又は既にその者を審尋しているときは、この限りでない。

4 第一項の申立てについての裁判に対する抗告を除くことができる。

5 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判に対する抗告を除くことができる。

5 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

3 第一項の規定による決定をする場合には、その者を審尋しなければならない。ただし、事件の記録上その者が買受人に対抗することができる権原により占有しているものでないことが明らかであるとき、又は既にその者を審尋しているときは、この限りでない。

(売却代金の配当等の実施)

第八十四条 執行裁判所は、代金の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売却代金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、第六号までに掲げる文書の提出があつた場合において、他に売却代金の配当又は弁済金の交付(以下「配当等」という。)を受けるべき債権者

があるときは、執行裁判所は、その債権者のために配当等を実施しなければならない。

4 代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においても、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない。

(配当表の作成)

第八十五条 執行裁判所は、配当期日において、配当表を作成する。

2 配当期日には、第八十七条第一項各号に掲げる債権者及び債務者を呼び出さなければならぬ。

3 執行裁判所は、配当期日において、配当表の作成に關し、出頭した債権者及び債務者を審尋し、並びに即時に取り調べることができる書証の取調べをすることができる。

4 配当表には、売却代金の額のほか、各債権者について、債権の元本、利息その他の附帯の債権、執行費用の額及び配当の順位及び額を記載しなければならない。

5 前項に規定する配当の順位及び額は、配当期日においてすべての債権者間に合意が成立した場合にはその合意により、その他の場合には民法、商法その他の法律の定めるところにより記載しなければならない。

(売却代金)

第八十六条 売却代金は、次に掲げるものとする。

一 不動産の代金

二 第六十三条第二項第二号の規定により提供した保証のうち申出額から代金の額を控除した残額に相当するもの

三 第八十条第一項後段の規定により買受人が返還を請求することができない保証

2 第六十一条の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の最低売却価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。

3 第七十八条第三項の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方で提供されている場合の換算について準用する。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第八十七条 売却代金の配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。

一 差押債権者(配当要求の終期までに強制競売又は一般の先取特権の実行としての競売の申立てをした差押債権者に限る。)

二 配当要求の終期までに配当要求をした債権者

三 差押え(最初の強制競売の開始決定に係る登記された仮差押えの債権者)

四 差押えの登記前に登記された先取特権(第一号又は第二号に掲げる債権者が有する一般の先取特権を除く。)、質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者(その抵当権に係る抵当証券の所持人を含む。)

2 前項に掲げる債権者の権利が仮差押えの登記後に登記されたものである場合には、その債権者は、仮差押債権者が本案の訴訟において敗訴し、又は仮差押えがその効力を失つたときに限り、配当等を受けることができる。

3 差押えに係る強制競売の手続が停止され、第

四十七条第四項の規定による手続を続行する旨の裁判がある場合において、執行を停止された差押債権者がその停止に係る訴訟等において敗訴したときは、差押えの登記後続行の裁判に係る差押えの登記前に登記された第一項第四号に規定する権利を有する債権者は、配当等を受けられる。

4 第一項の訴えの判決においては、配当表を変更し、又は新たな配当表の調製のために、配当表を取り消さなければならない。

5 執行力のある債務名義の正本を有する債権者に対し配当異議の申出をした債務者は、請求異議の訴えを提起しなければならない。

6 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、配当期日(知れていない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知った日)から一週間以内に、執行裁判所に對し、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

(配当等の額の供託)

第八十八条 確定期限の到来していない債権は、配当等については、弁済期が到来したものとみ

2 前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限までの法定利率による利息との合算

額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。

(配当異議の申出)

第八十九条 配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、配当期日において、異議の申出(以下「配当異議の申出」という。)をすることができる。

2 執行裁判所は、配当異議の申出をした債権者に限り、配当を実施しなければならない。

(配当異議の訴え)

第九十条 配当異議の申出をした債権者及び執行裁判所が管轄する。

2 前項の訴えは、執行裁判所が提起しなければならない。

3 第一項の訴えは、原告が最初の口頭弁論期日に出頭しない場合には、その責めに帰すること

ができない事由により出頭しないときを除き、却下しなければならない。

4 第一項の訴えの判決においては、配当表を変更し、又は新たな配当表の調製のために、配当表を取り消さなければならない。

5 執行力のある債務名義の正本を有する債権者に対し配当異議の申出をした債務者は、請求異議の訴えを提起しなければならない。

6 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、配当期日(知れていない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知った日)から一週間以内に、執行裁判所に對し、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

(配当等の額の供託)

第九十一条 配当等を受けるべき債権者の債権に

ついて次に掲げる事由があるときは、裁判所書

記官は、その配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

一 停止条件付又は不確定期限付であるとき。

二 仮差押債権者の債権であるとき。

三 第三十九条第一項第七号に掲げる文書が提出されているとき。

四 その債権に係る先取特権、質権又は抵当権（以下この項において「先取特権等」という。）の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

五 その債権に係る先取特権等が仮登記されたものであるとき。

六 仮差押又は執行停止に係る差押えの登記後に登記された先取特権等があるため配当額が定まらないとき。

七 配当異議の訴えが提起されたとき。
裁判所書記官は、配当等の受領のために執行裁判所に出頭しなかつた債権者（知れていない権利確定等に伴う配当等の実施）に相当する金銭を供託しなければならない。

第八条 前条第一項の規定による供託がされた場合において、その供託の事由が消滅したときは、執行裁判所は、供託金について配当等を実施しなければならない。

2 前項の規定により配当を実施すべき場合において、前条第一項第一号から第五号までに掲げる事由による供託に係る債権者若しくは同項第六号に掲げる事由による供託に係る仮差押債権者若しくは執行を停止された差押債権者に対して配当を実施することができなくなつたとき、又は同項第七号に掲げる事由による供託に係る債権者が債務者の提起した配当異議の訴えにおいて敗訴したときは、執行裁判所は、配当異議の申出をしなかつた債権者のためにも配当表を変更しなければならない。

（開始決定等）
第三日 強制管理
第九十三条 執行裁判所は、強制管理の手続を開

始するには、強制管理の開始決定をし、その開始決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対し収益の処分を禁止し、及び収益の給付義務を負う第三者があるときは、その第三者に対し収益を管

理人に給付すべき旨を命じなければならない。

2 前項の収益は、既に収穫し、又は後に収穫すべき天然果実及び既に弁済期が到来し、又は後

に弁済期が到来すべき法定果実とする。

3 第一項に規定する第三者に対する同項の開始決定の効力は、開始決定がその第三者に送達された時に生ずる。

4 第一項の開始決定に対しては、執行抗告をすることができる。

（管理人の選任）
第九十四条 執行裁判所は、強制管理の開始決定と同時に、管理人を選任しなければならない。
2 信託会社、銀行その他の法人は、管理人となることができる。

（管理人の権限）
第九十五条 管理人は、強制管理の開始決定がされた不動産について、管理並びに収益の收取及び換価をすることができる。

2 管理人は、民法第六百二条に定める期間を超えて不動産を賃貸するには、債務者の同意を得なければならない。

3 管理人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、執行裁判所の許可を受けて、

（強制管理の停止）
第九十八条 強制管理により債務者の生活が著しく困窮することとなるときは、執行裁判所は、申立てにより、管理人に對し、収益又はその換価代金からその困窮の程度に応じ必要な金銭又は収益を債務者に分与すべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

（管理人の監督）
第九十九条 管理人は、執行裁判所が監督する。

（強制管理のための不動産の占有等）
第一百条 管理人は、善良な管理者の注意をもつて

2 管理人が前項の注意を怠つたときは、その管

理人は、利害關係を有する者に対し、連帯して損害を賠償する責めに任する。

2 管理人が前項の規定による分与をした後の収益又は

（配当要求）
第一百零一条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者は、執行裁判所に対し、配当要求をすることができる。

2 配当要求を却下する裁判に対しては、執行抗

告をすることができる。

（配当等に充てるべき金銭等）
第一百零二条 配当等に充てるべき金銭は、第九十八

条第一項の規定による分与をした後の収益又は

その換価代金から、不動産に對して課される租税その他の公課及び管理人の報酬その他の必要

な費用を控除したものとする。

り援助を求められた執行官について適用する。（建物使用の許可）

第九十七条 債務者の居住する建物について強制管理の開始決定がされた場合において、債務者が他に居住すべき場所を得ることができないと

きは、執行裁判所は、申立てにより、債務者及びその者と生計を一にする同居の親族（婚姻又は縁組の届出をしていないが債務者と事實上夫婦又は養親子と同様の関係にある者を含む。以下「債務者等」という。）の居住に必要な限度において、期間を定めて、その建物の使用を許可することができる。

2 債務者が管理人の管理を妨げたとき、又はは利害關係を有する者の申立てにより、又は職權で、管理人を解任することができる。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。

（計算の報告義務）
第一百三条 管理人の任務が終了した場合においては、利害關係を有する者は、遅滞なく、執行裁判所に計算の報告をしなければならない。

2 前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

3 前二項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

（強制管理の停止）
第一百四条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においては、強制管理は、配当等の手続を除き、その時の態様で継続することができる。この場合においては、

管理人は、配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

（強制管理の停止）
第一百四条 第三十九条第一項第七号又は第八号に

掲げる文書の提出があつた場合においては、強制管理は、配当等の手続を除き、その時の態様で継続することができる。この場合においては、

管理人は、配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

（強制管理の停止）
第一百四条 第三十九条第一項第七号又は第八号に

掲げる文書の提出があつた場合においては、強制管理は、配当等の手續を除き、その時の態様で継続することができる。この場合においては、

管理人は、配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

2

配当等に充てるべき金銭を生ずる見込みがないときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。

(管理人による配当等の実施)

第一百七条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに、配当等に充てるべき金銭の額を計算して、配当等を実施しなければならない。

2 債權者が一人である場合又は債權者が二人以上であつて配当等に充てるべき金銭で各債權者の債權及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、管理人は、債權者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

3 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債權者間に協議が調つたときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

4 配当等を受けるべき債權者は、第一項の期間の満了までに、強制管理の申立てをした差押債權者及び仮差押債權者並びに配当要求をした債權者とする。

5 第三項の協議が調わないとときは、管理人は、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。(管理人による配当等の額の供託)

第一百八条 配当等を受けるべき債權者の債權が、仮差押債權者の債權であるとき、又は第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出されている債權であるときは、管理人は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。債權者が配当等の受領のために出頭しなかつたときも、同様とする。

(執行裁判所による配当等の実施)

第一百九条 執行裁判所は、第一百七条第五項の規定による届出があつた場合には直ちに、第一百四条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には、供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

(弁済による強制管理の手続の取消し)

第一百十条 各債權者が配当等によりその債權及び執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。

(強制競売の規定の準用)

第一百十一条 第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第二項、第四项本文及び第五項、第四十八条、第五十三条、第四十四条、第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は強制管理について、第八十四条第一項及び第二項、第八十五条並びに第八十九条から第九十二条までの規定は第一百九条の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第一百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

第二款 船舶に対する強制執行

第一百十二条 総トン数二十トン以上の船舶(端舟その他るか又は主としてろかをもつて運転する舟を除く。以下この節において「船舶」という。)に対する強制執行(以下「船舶執行」という。)は、強制競売の方法により行う。

(船舶執行の方法)

第一百三十三条 船舶執行については、強制競売の開始決定の船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(執行裁判所)

第一百三十四条 執行裁判所は、強制競売の開始決定の船舶の所在地を管轄する地方裁判所とが、執行裁判所として管轄する。

(開始決定等)

第一百四十四条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、かつ、執行官に対し、船舶の国籍を証する文書その他船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)を取り上げて執行裁判所に提出すべきことを命じなければならない。ただし、その開始決定前にされた開始決定により船舶国籍証書等が取り上げられているときは、執行官に対する命令を要しない。

2 強制競売の開始決定においては、債權者のために船舶を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対し船舶の出航を禁止しなければならない。

3 前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる。(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡命令)

4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第百三十三条までの規定は、第一項の保管人について準用する。

5 第一項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

(保証の提供による強制競売の手続の取消し)

第一百七十七条 差押債權者の債權について、第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提出されている場合において、債務者が差押債權者及び保証の提供の時(配当要求の終期後にあつては、その終期)までに配当要求をした債權者及び保証の提供の時(配当要求の終期後にあつては、その終期)までに配当要求をした債權者及び執行費用の総額に相当する保証を提出する。

6 前項の規定による執行停止が実行される場合は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならない。

7 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(航行許可)

第一百八十八条 執行裁判所は、営業上の必要その他相当の事由があると認める場合において、各債權者並びに最高値買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意があるときは、債務者の

することができる。

2 前項の保管人が船舶のため必要とした費用(第四項において準用する第一百一条第一項の報酬を含む。)は、手続費用とする。

3 第一項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第百三十三条までの規定は、第一項の保管人について準用する。

5 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(保管人の選任等)

第一百六十六条 執行裁判所は、差押債權者の申立て、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が

金銭の供託以外の方法で提供されている場合の換価について準用する。

8 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

9 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

10 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

11 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

12 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

13 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

14 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

15 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

16 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

17 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

18 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

19 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

20 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

21 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

22 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

23 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

24 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

25 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

26 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

27 第一百五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

申立てにより、船舶の航行を許可することができる。

2 前項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

3 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

(事件の移送)

第一百九条 執行裁判所は、強制競売の開始決定がされた船舶が管轄区域外の地に所在することとなつた場合には、船舶の所在地を管轄する地方裁判所に事件を移送することができる。

2 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(船舶国籍証書等の取上げができない場合の強制競売の手続の取消し)

第一百二十条 執行官が強制競売の開始決定の発せられた日から二週間以内に船舶国籍証書等を取り上げることができないときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならない。

(不動産に対する強制競売の規定の準用)

第一百二十一條前款第二日(第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第五十四条第六条、第八十一条並びに第八十二条を除く)の規定は船舶執行について、第四十八条、第五十五条第二項、第六項及び第七項、第五十六条规定は船舶執行について、第四十八条、第五十五条第二項、第六項及び第七項、第五十六条、第八十一条並びに第八十二条を除く)の規定は船舶執行について、第四十八条、第五十五条及び第八十二条の規定は船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について準用する。

第三款 動産に対する強制執行

(動産執行の開始等)

第一百二十二条 動産(登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫することができるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。

2 動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領す

(債務者の占有する動産の差押え)

第一百二十三条 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。

2 執行官は、前項の差押えをするに際し、債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において、又は債務者の占有する金庫その他の容器について目的物を捜索することができます。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸及び金庫その他の容器を開くため必要な処分をすることができる。

3 執行官は、相当であると認めるときは、債務者に差し押された動産(以下「差押物」という。)を保管させることができる。この場合において、必要があるときは、差押えは、差押物について封印その他の方法で差押えの表示をしたときに限り、その効力を有する。

4 執行官は、前項の規定により債務者に差押物を保管させる場合において、相当であると認めることは、その使用を許可することができる。

5 執行官は、必要があると認めるときは、第三項の規定により債務者に保管させた差押物を貯蔵する。

4 第二項後段の規定により仮差押執行事件と動産執行事件とが併合されたときは、仮差押えの執行がされた動産は、併合の時に、動産執行事件において差し押さえられたものとみなす。

受けた債務者に対する執行の場所について更に動産執行の申立てがあつたときも、同様とする。

3 前項前段の規定により二個の動産執行事件が併合されたときは、後の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、先の事件において差し押さえられたものとみなし、後の事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。先の差押さえられたときは、配当要求の効力を生ずる。先の差押さえられたときは、配当要求の効力を生ずる。

2 差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならない。

3 差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならない。

2 差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならない。

(超過差押えの禁止等)

第一百二十八条 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

2 差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならない。

3 差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならない。

に類する水産物

六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者(前二号に規定する者を除く)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)

七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

八 仏像、位牌その他の礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

九 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類

十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名譽を表章する物

十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの

十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(差押禁止動産の範囲の変更)

第一百三十二条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、

申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命ずることができる。

3 前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで強制執行の停止を命

することができる。

4 第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しでは、執行抗告をすることができる。

5 第三項の規定による決定に対しでは、不服を申し立てることができない。

(先取特権者等の配当要求)

第百三十三条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。

第百三十四条 執行官は、差押物を売却するには、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。

(売却の場所の秩序維持等に関する規定の準用)

第百三十五条 第六十五条及び第六十八條の規定は、差押物を売却する場合について準用する。

(手形等の提示義務)

第百三十六条 執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券での権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)を要するもの(以下「手形等」といふ。)を差し押さえた場合は、債務者において、その期間の始期に到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。

(執行停止中の売却)

第百三十七条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができます。

2 執行官は、前項の規定により差押物を売却するまでに配当要求をした債権者とする。

(執行官の供託)

第百四十二条 第百三十九条第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合において、配當等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配當等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

1 停止条件付又は不確定期限付であるとき。

2 仮差押債権者の債権であるとき。

3 第三十九条第一項第七号に掲げる文書が提出されているとき。

(有価証券の裏書等)

第一百三十八条 執行官は、有価証券を売却したときは、買受人のために、債務者に代わって裏書

又は名義書換えに必要な行為をすることができる

(執行官による配当等の実施)

第百三十九条 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金・差押金を若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者が二人以上であつて売得金・差押金を債務者に交付する。

2 前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。

3 前項の協議が調わないときは、執行官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。2 執行裁判所による配当等の実施

第百四十二条 執行裁判所は、第百三十九条第三項の規定による届出があった場合には直ちに、前条第一項の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

2 第八十四条 第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

3 第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行

第百四十三条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。)に対する強制執行(以下「債権執行」という。)は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(債権執行の開始)

第百四十四条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 差し押さえるべき債権は、その債権の債務者があるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を

売却することができます。

2 執行官は、前項の規定により差押物を売却するまでに配当要求をした債権者とする。

(執行裁判所)

第百四十五条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

3 差押えに係る債権について更に差押命令が発せられた場合において、差押命令を発した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を

一時禁止する裁判の正本が提出されていると

き。

2 執行官は、配当等の受領のために出頭しなかつた債権者に対する配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

(執行裁判所による配当等の実施)

第百四十二条 執行裁判所は、第百三十九条第三項の規定による届出があつた場合には直ちに、前条第一項の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

2 第八十四条 第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

3 第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行

第百四十三条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。)に対する強制執行(以下「債権執行」という。)は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(債権執行の開始)

第百四十四条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 差し押さえるべき債権は、その債権の債務者があるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を

売却することができます。

2 執行官は、前項の規定により差押物を売却するまでに配当要求をした債権者とする。

(執行裁判所)

第百四十五条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

3 差押えに係る債権について更に差押命令が発せられた場合において、差押命令を発した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を

他の執行裁判所に移送することができる。

4 前項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。

(差押命令)

第一百四十五条 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

2 差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しないで発する。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。

4 差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。

5 差押命令の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

(差押えの範囲)

第一百四十六条 執行裁判所は、差し押さるべき債権の全部について差押命令を発することができる。

2 差し押された債権の価額が差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所は、他の債権を差し押さえてはならない。

(第三債務者の陳述の催告)

第一百四十七条 差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日から一週間以内に差押えに係る債権の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。

2 第三債務者は、前項の規定による催告に対して、故意又は過失により、陳述をしなかつたとき、又は不実の陳述をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(債権証書の引渡し)

第一百四十八条 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第一百六十八条规定に係る債権について証書が

十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方

法により前項の証書の引渡しを受けることができる。

(差押えが一部競合した場合の効力)

第一百四十九条 債権の一部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押え又は仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その債権の一部について差押命令が発せられたときのその差押えの効力も、同様とする。

(先取特權等によって担保される債権の差押えの登記等の嘱託)

第一百五十条 登記又は登録(以下「登記等」といいう。)のされた先取特權、質権又は抵當権によって担保される債権に対する差押命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権について差押えがされた旨の登記等を嘱託しなければならない。

(継続的給付の差押え)

第一百五十二条 紿料その他継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けけるべき給付に及ぶ。

(差押禁止債権)

第一百五十三条 執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押命令が取り消された債権を差し押さえ、又は同項の規定による差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押命令が取り消された債権を差し押さえ、又は同項の規定による差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 前二項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第三債務者に對し、支払その他の給付の禁止を命ずることができる。

4 第一項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てを却下する決定に對しては、執行抗告をすることができる。

5 第二項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。

(配当要求)

第一百五十四条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特權を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 前項の配当要求があつたときは、その旨を記載した文書は、第三債務者に送達しなければならない。

3 配当要求を却下する裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

(差押債権者の金銭債権の取立て)

第一百五十五条 金銭の支払を目的とする債権(以下「金銭債権」という。)を差し押さえた債権者は、債務者に対し差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権

部分は、差し押さえとはならない。

(差押禁止債権の範囲の変更)

第一百五十三条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消し、又は前項の規定により差し押さえはならない債権の部分について差押命令を発することができる。

2 差押債権者が第三債務者から支払を受けたときは、その債権及び執行費用は、支払を受けた額の限度で、弁済されたものとみなす。

3 差押債権者は、前項の支払を受けたときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならぬ。

(第三債務者の供託)

第一百五十六条 第三債務者は、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

2 第三債務者は、次条第一項に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、差押えに係る金銭債権のうち差し押さえられていない部分を超えて発せられた差押命令又は仮差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を、配当要求があつた旨を記載した文書の送達を受けたときは差し押さえられた部分に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

3 第三債務者は、前二項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

(取立訴訟)

第一百五十七条 差押債権者が第三債務者に対し差押さえた債権に係る給付を求める訴え(以下「取立訴訟」という。)を提起したときは、受訴裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押さえたものに對し、共同訴訟人として原告に参加すべきことを命ずることができる。

2 前項の裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

3 取立訴訟の判決の効力は、第一項の規定により参加すべきことを命じられた差押債権者が参加しなかつたものにも及ぶ。

4 前条第二項の規定により供託の義務を負う第

三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

2 差押債権者が第三債務者から支払を受けたときは、その債権及び執行費用は、支払を受けた額の限度で、弁済されたものとみなす。

3 差押債権者は、前項の支払を受けたときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならぬ。

(取立訴訟)

第一百五十七条 差押債権者が第三債務者に対し差押さえた債権に係る給付を求める訴え(以下「取立訴訟」という。)を提起したときは、受訴

裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債

権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押

さえたものに對し、共同訴訟人として原告に參

加すべきことを命ずることができる。

2 前項の裁判は、口頭弁論を経ないですること

ができる。

3 取立訴訟の判決の効力は、第一項の規定によ

り参加すべきことを命じられた差押債権者が参

加しなかつたものにも及ぶ。

4 前条第二項の規定により供託の義務を負う第

三債務者に対する取立訴訟において、原告の請

求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の本文に掲げなければならない。

5 強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。

(債権者の損害賠償)

第一百五十八条 差押債権者は、債務者に対し、差し押さえられた債権の行使を怠つたことによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(転付命令)

第一百五十九条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令(以下「転付命令」という。)を発することができる。

2 転付命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。

3 転付命令が第三債務者に送達される時までに、転付命令に係る金銭債権については、他の債権者が差押え、仮差押えの執行又は配当要求をしたときは、転付命令は、その効力を生じない。

4 第一項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

5 転付命令は、確定しなければその効力を生じない。

6 転付命令が発せられた後に第三十九条第一項(転付命令の効力)

第七号又は第八号に掲げる文書を提出したことを理由として執行抗告がされたときは、抗告裁判所は、他の理由により転付命令を取り消す場合を除き、執行抗告についての裁判を留保しなければならない。

第一百六十条 差押命令及び転付命令が確定した場合においては、差押債権者の債権及び執行費用は、転付命令に係る金銭債権が存する限り、その券面額で、転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなす。

(譲渡命令等)

第一百六十二条 差押された債権が、条件付若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令(以下「譲渡命令」という。)、取立てに代えて、執行裁判所の定める方法によりその債権の売却をする。

又は管理人を選任してその債権の管理を命ずる命令(以下「管理命令」という。)その他相当な方法による換価を命ずる命令を発することがで

執行官に命ずる命令(以下「売却命令」という。)又は代理人を選任してその債権の管理を命ずる命令(以下「管理命令」という。)その他相当な方法による換価を命ずる命令を発することができます。

2 執行裁判所は、前項の規定による決定をする場合には、債務者を審査しなければならない。

3 第一項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

4 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

5 執行官は、差し押さえられた債権を売却したときは、債務者に代わり、第三債務者に対し、確定日付のある証書によりその譲渡の通知をしなければならない。

6 第一百五十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令について、第一百五十九条第六項の規定は譲渡命令に対する執行抗告について、

第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に基づく執行官の売却について、第一百五十九条第二項の規定は管理命令について、第八十四条第一項、第九十五条第一項、第三項及び第四項、第一百八十八条から第一百四条まで並びに第一百六条から第一百十条までの規定は管理命令に基づく管理に

ついて準用する。この場合において、第八十四

条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第一百六十一条において準用する第一百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

る。

(船舶の引渡請求権の執行)

第一百六十二条 船舶の引渡請求権を差し押さえられた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に対し、船舶の所在地を管轄する地方裁判所の選任する保管人にその船舶を引き渡すべきことを請求することができる。

2 前項の規定により保管人が引渡しを受けた船舶の強制執行は、船舶執行の方法により行う。

3 第一項に規定する保管人が船舶の引渡しを受けた場合において、その船舶について強制競売の開始決定がされたときは、その保管人は、第一百六十二条第一項の規定により選任された保管人とみなす。

4 第一項に規定する保管人が引渡しを受けた船舶の引渡請求権の差押命令の執行は、債務者に対する負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

5 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

6 第一百六十五条 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる時までに差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とする。

一 第三債務者が第一百五十六条第一項又は第二項の規定による供託をした時

二 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時

三 売却命令により執行官が売却金の交付を受けた時

四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

五 動産引渡請求権に対する執行抗告にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

六 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

七 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

八 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

九 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

十 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

十一 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

十二 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

十三 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

十四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

十五 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

十六 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

十七 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

十八 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

3 第一項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、同項に規定する差押債権者又は買受人の負担とする。

4 第一百五十条の規定により登記等がされた場合において、差し押さえられた債権について支払又は供託があつたことを証する文書が提出されたときは、裁判所書記官は、申立てにより、そ

の登記等の抹消を嘱託しなければならない。債

権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差

押命令の取消決定が確定したときも、同様とす

る。

5 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、申立てにより、そ

の登記等の抹消を嘱託しなければならない。債

権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差

押命令の取消決定が確定したときも、同様とす

る。

6 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、申立てにより、そ

の登記等の抹消を嘱託しなければならない。債

権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差

押命令の取消決定が確定したときも、同様とす

る。

7 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、申立てにより、そ

の登記等の抹消を嘱託しなければならない。債

権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差

押命令の取消決定が確定したときも、同様とす

る。

8 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、申立てにより、そ

の登記等の抹消を嘱託しなければならない。債

権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差

押命令の取消決定が確定したときも、同様とす

る。

9 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、申立てにより、そ

の登記等の抹消を嘱託しなければならない。債

権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差

押命令の取消決定が確定したときも、同様とす

る。

10 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、申立てにより、そ

の登記等の抹消を嘱託しなければならない。債

権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差

押命令の取消決定が確定したときも、同様とす

第九十一条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

(その他の財産権に対する強制執行)

第一百六十七条 不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権（以下この条において「その他の財産権」という。）に対する強制執行については、特別の定めがあるもののほか、債権執行の例によること。

2 その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものは、強制執行の管轄については、その登記等の地にあるものとする。

3 その他の財産権で第三債務者又はこれに準ずる者がないものに対する差押えの効力は、差押

令が債務者に送達された時に生ずる。

4 その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて差押えの登記等が差押命令の送達前にされた場合には、差押えの効力は、差押えの登記等がされた時に生ずる。ただし、その他の財産権で権利の処分の制限について登記等をしなければその効力が生じないものに対する差押えの効力は、差押えの登記等が差押命令の送達後にされた場合においても、差押えの登記等がされた時に生ずる。

5 第四十八条、第五十四条及び第八十二条の規定は、他の財産権の強制執行に関する登記等について準用する。

第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行

(不動産の引渡し等の強制執行)
第一百六十八条 不動産又は人の居住する船舶等の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の目的物に対する占有を解いて債権者にその占有を取得させる方法により行う。

2 前項の強制執行は、債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、することができる。

3 執行官は、第一項の強制執行をするに際し、

債務者の占有する不動産又は船舶等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

4 執行官は、第一項の強制執行においては、そ

の目的物でない動産を取り除いて、債務者、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さなければならぬ。この場合において、その動産をこれらの方に引き渡すことができないと

い。

5 前項の規定による保管の費用は、執行費用と

6 第四項に規定する者に同項の動産を引き渡すことができないときは、執行官は、動産執行の売却の手続によりこれを売却することができる。

7 前項の規定により動産を売却したときは、執

行官は、その売得金から売却及び保管に要した費用を控除し、その残余を供託しなければならない。

(不動産の引渡しの強制執行)

第一百六十九条 前条第一項に規定する動産以外の動産（有価証券を含む。）の引渡しの強制執行は、執行官が債務者からこれを取り上げて債権者に

引渡す方法により行う。

2 第百二十二条第二項、第一百二十三条第二項及び前条第四項から第七項までの規定は、前項の強制執行について準用する。

3 第百七十条 第三者が強制執行の目的物を占有している場合においてその物を債務者に引き渡す

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を変更することができる。

3 執行裁判所は、前二項の規定による決定をする場合には、申立ての相手方を審尋しなければならない。

4 第一項の規定により命じられた金銭の支払があつた場合において、債務不履行により生じた損害の額が支払額を超えるときは、債権者は、

第一百四十八条、第一百五十五条第一項及び第二項並びに第一百五十八条の規定は、前項の強制執行について準用する。

(作為又は不作為の強制執行)

第一百七十二条 民法第四百四十四条第二項本文又は第三項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定をする方法により行う。

2 前項の執行裁判所は、第三十三条第二項第一号又は第二号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所とする。

3 執行裁判所は、第一項の決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。

4 執行裁判所は、第一項の決定をする場合には、申立てにより、債務者に対し、その決定に掲げた行為をするために必要な費用をあらかじめ債権者に支払うべき旨を命ずることができる。

5 第一項の強制執行の申立て又は前項の申立てについての裁判に対する抗告をすることができる。

6 第六条第二項の規定は、第一項の決定を執行する場合について準用する。

7 第七十二条 作為又は不作為を目的とする債務で前条第一項の強制執行ができないものについての強制執行は、執行裁判所が、債務者に対し、債務の履行その他の債務者の證明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

2 債務者の意思表示が反対給付との引換えによる場合においては、執行文は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

3 債務者の意思表示が債務者の證明すべき事実のないことに係る場合において、執行文の付与又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときには、裁判所書記官は、債務者に対し一定の期間を定めてその事実を証明する文書を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書を提出しないときに限り、執行文を付与することができる。

4 第一項の規定により命じられた金銭の支払があつた場合において、債務不履行により生じた損害の額が支払額を超えるときは、債権者は、

その超える額について損害賠償の請求をすることがができる。

5 第一項の強制執行の申立て又は第二項の申立てについての裁判に対する抗告をする

(意思表示の擬制)

第一百七十三条 意思表示をすべきことを債務者に命する判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾若しくは調停に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事実の到来に係るときは第二十七条第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他の債務者の證明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

2 債務者の意思表示が反対給付との引換えによる場合においては、執行文は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

3 債務者の意思表示が債務者の證明すべき事実のないことに係る場合において、執行文の付与又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときには、裁判所書記官は、債務者に対し一定の期間を定めてその事実を証明する文書を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書を提出しないときに限り、執行文を付与することができる。

4 第百七十四条 仮差押えの執行は、仮差押命令の正本に基づいて実施する。ただし、仮差押命令に表示された当事者以外の者に対し、又はそのためにする仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

5 第百七十五条 仮差押えの執行の要件

第一百七十五条 仮差押えの執行は、仮差押命令の正本に基づいて実施する。ただし、仮差押命令に表示された当事者以外の者に対し、又はそのためにする仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

6 第百七十六条 仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

7 第百七十七条 仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

8 第百七十八条 仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

9 第百七十九条 仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

10 第百八十一条 仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

11 第百八十二条 仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

12 第百八十三条 仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

13 第百八十四条 仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

14 第百八十五条 仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

15 第百八十六条 仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

16 第百八十七条 仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

17 第百八十八条 仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

行異議の申立てにおいては、債務者又は不動産の所有者(不動産とみなされるものにあつては、その権利者は、担保権の不存在又は消滅を理由とすることができる。

(不動産競売の手続の停止)
第百八十三条 不動産競売の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む)。次号において同じ。の謄本

二 第百八十一条第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の謄本

三 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債務者が担保権によつて担保される債権の弁済を受け、若しくはそ

れを了承した旨を記載した裁判上の和解の調書その他の公文書の謄本

四 担保権の登記の抹消されている登記簿の謄本

五 担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本

2 前項第一号から第四号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所は、既にした執行処分を取り消さなければならない。

3 第十二条の規定は、前項の規定による決定については適用しない。

(代金の納付による不動産取得の効果)

第百八十五条 代金の納付による買受人の不動産の取得は、担保権の不存在又は消滅により妨げられない。

(増価競売の請求に基づく不動産競売の申立て)
第百八十五条 民法第三百八十四条第二項に規定する増価競売の請求に基づく不動産競売の申立ては、第三取得者に増価競売の請求を発した日から一週間以内にしなければならない。

2 債権者が、前項の申立てをした日から一週間

以内に、民法第三百八十四条第一項に規定する

期間内に増価競売の請求をしたことと証明しないときは、その申立ては、取り下されたものとみなす。

(増価競売の請求に基づく不動産競売における保証の提供)
第百八十六条 前条第一項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、申立人(申立人が数人あるときは、最初の申立人)に対し、期間を定めて、第三取得者が提供した金額にその十分の一の額を加えた額に相当する保証の提供を命じなければならぬ。ただし、申立人が不動産を取得する資格を有しないときは、第三取得者の提供した金額の十分の一の額に相当する保証の提供を命じるものとする。

2 前項の保証の提供がないときは、執行裁判所は、不動産競売の申立てを却下しなければならない。

3 次条後段の場合において、他に増価競売の請求に基づく不動産競売の申立てがあるときは、執行裁判所は、申立ての順序により、申立人に對し、期間を定めて、第一項の保証の提供を命じなければならない。

4 第六十三条第四項の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が金銭の納付以外の方法で提供されいる場合について準用する。

(増価競売の請求の失効)
第百八十七条 増価競売の請求をした債務者が第一項に定める期間内に不動産競売の申立てをしていないときは、増価競売の請求は、その効力を失う。その申立てを取り下げたとき、又は申立ての却下決定若しくは不動産競売の手続の取消決定が確定したときも、同様とする。

(不動産の強制競売の規定の準用)
第百八十八条 第四十四条及び第二章第二節第一項の規定が確定したときは、不動産競売の手続の取消決定が確定したときも、同様とする。

2 第百九十条 第二百二十二条第一項に規定する動産(以下「動産」という。)を目的とする担保権の実行としての競売(以下「動産競売」という。)は、債務者が執行官に対し、動産を提出したとき、又は動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書を提出したときに限り、開始する。

(動産競売の要件)
第百九十二条 第二百二十二条第一項に規定する動産(以下「動産」という。)を目的とする担保権の実行としての競売(以下「動産競売」という。)は、債務者が執行官に対し、動産を提出したとき、又は動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書を提出したときに限り、開始する。

(動産の差押えに対する執行異議)
第百九十二条 動産競売に係る差押えに対する執行異議の申立てにおいては、債務者又は動産の所有者は、担保権の不存在若しくは消滅又は担保権によつて担保される債権の一部の消滅を理由とすることができる。

(動産の執行の規定の準用)

第百九十二条 第三百八条、第四十一条及び第四

十二条の規定は、担保権の実行としての競売並びに前条第一項に規定する担保権の実行及び行使について準用する。

(留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売)
第百九十四条 第三十八条、第四十一条及び第四

十二条の規定は、担保権の実行としての競売並

びその他の法律の規定による換価のための競売に

ついては、担保権の実行としての競売の例によ

る。

(留置権による競売及び民法、商法その他の法律

の規定による換価のための競売)
第百九十五条 留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売に

ついては、担保権の実行としての競売の例によ

る。

(過料)
第五章 裁則

第百九十六条 次の各号に掲げる場合において

は、その行為をした民事執行の当事者(担保権の

実行としての競売の場合の債務者を含む)は、

十万円以下の過料に処する。

の項において「その他の財産権」という)を目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書(権利の移転について登記等を要するその他財産権を目的とする担保権で一般の先取特権以外のものについては、第百八十二条第一項第一号から第三号まで、第二項又は第三項に規定する文書)が提出されたときに限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、減失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設定若しくは土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)による収用その他の行政処分により債務者が受けるべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定によってするその権利の行使についても、同様とする。

2 第二章第二節第四款(第百四十六条第二項、第

百五十二条及び第百五十三条を除く。)及び第百

八十二条から第百八十四条までの規定は前項に

規定する担保権の実行及び行使について、第百

五十二条及び第百五十三条の規定は同項に規定する一般的の先取特権の実行及び行使について準用する。

(担保権の実行についての強制執行の総則規定の準用)

第百九十四条 第三十八条、第四十一条及び第四

十二条の規定は、担保権の実行としての競売並

びその他の法律の規定による換価のための競賣に

ついては、担保権の実行としての競賣の例によ

る。

(過料)

第五章 裁則

第百九十六条 次の各号に掲げる場合において

は、その行為をした民事執行の当事者(担保権の

実行としての競賣の場合の債務者を含む)は、

十万円以下の過料に処する。

一 物件明細書の作成に關し、執行裁判所の呼出しを受けた審尋の期日において、正当な理由がなくて、出頭せず、若しくは陳述を拒み、

第一百九十八条 前二条に規定する過料の事件は、執行裁判所の管轄とする。

第四百六十四条から第四百九十七条までを次
のように改める。

三者に属する所有権その他の権利の移転等をすることを目的としてされた代物弁済の予約、停止条件付代物弁済契約その他の契約で、その契約による権利について仮登記又は仮登録のできるもの（以下「仮登記担保契約」という。）の効力

の提出の要求に対し、正当な理由がなくて、

第一
条

法律は、昭和五十五年十月一日から

第六編 仮差押及ビ仮処免

所有権移の効力の制限等

第一百九十七条 前条に掲げる者以外の者が、物件

第二条 競売法(明治三十一年法律第十五号)は、
廃止する。

この法律の施行前にした前条の規定による改
執行の事件については、なお従前の例による。

約において所有権を移転

(管轄等) 出頭せず、若しくは陳述を拒み、又は虚偽の陳述をしたときは、五万円以下の過料に処する。

第三条 民事訴訟法の一部を次のよろに改正す。
る。

廃止前の競売法の規定による執行処分その他の行為は、この法律の適用については、この法律の相当規定によつてした執行処分その他の行為とみなす。

日以後に、債権者が次条に規定する清算金の見積額(清算金がないと認めるときは、その旨)をその契約の相手方である債務者又は第三者(以下「債務者等」という。)に通知し、かつ、その通知(債務者等に別途して)から二月を経過しなれば、債務者等に別途して

第六編
第一章 強制執行
第二章 総則
第一節 金銭債権の付テノ強制執行
第一款 動産ニ対スル強制執行
第二款 通則

民事訴訟法目錄中

判決ノ確定及ビ執行停止に改める。

第六編中「第一章 総則」を削る。
第四百九十七条ノ二を削る。

第七百四十八条乃至第七百五十四条 のように改める。
第七百五十八条第三項を削る。

五百十四条から五百六十三条まで並びに
第六篇第二章及び第三章を次のようて改め

え。」

第五百四十四条乃至第七百三十六条 削除
「第四章 仮差押及ビ仮処分」を削る。

**第七百六十三条ノ二 本編ニ定メタル裁判所ノ
管轄ハ專属トス**

仮登記担保契約に関する法律案
仮登記担保契約に関する法律

趣旨) 第一条 この法律は、金銭債務を担保するため、その不履行があるときは債権者に債務者又は第3者(強制執行)と競売法を統合した民事執行に関する手続の基本法を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(清算金)

第三条 債権者は、清査期間が経過した時の土地等の価額がその時の債権等の額を超えるときには、その超える額に相当する金銭(以下「清算金」という。)を債務者等に支払わなければならぬ。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百三十三条の規定は、清算金の支払の債務と土地等の所有権移転の登記及び引渡しの債務の履行について準用する。

3 前二項の規定に反する特約で債務者等に不利なものは、無効とする。ただし、清査期間が経過した時は、債務者等に支払わなければならぬ。

過した後にされたものは、この限りでない。

(物上代位)

第四条 第二条第一項に規定する場合において、債権者のために土地等の所有権の移転に関する登記がされているときは、その登記(以下「担保登記」という。)後に登記(登記を含む。)がされた先取特権、質権又は抵当権を有する者は、その順位により、債務者等が支払を受けるべき清算金(同項の規定による通知に係る清算金の見積額を限度とする。)に対しても、その権利を行うことができる。この場合には、清算金の払渡し前に差押えをしなければならない。

2 前項の規定は、担保登記後にされた担保登記(第十四条の担保登記を除く。以下「後順位の担保登記」という。)の権利者について準用する。

3 第十三条第二項及び第三項の規定は、後順位の担保登記の権利者が前項の規定によりその権利を行う場合について準用する。

第五条 第二条第一項の規定による通知が債務者等に到達した時ににおいて、担保登記後に登記(登記を含む。)がされている先取特権、質権若しくは抵当権を有する者又は後順位の担保登記の権利者があるときは、債務者は、遅滞なく、これらの者に対し、同項の規定による通知をした旨、その通知が債務者等に到達した日及び同条の規定により債務者等に通知した事項を通知しなければならない。

2 第二条第一項の規定による通知が債務者等に到達した時において、担保登記に基づく本登記につき登記上利害関係を有する第三者(前項の規定による通知を受けるべき者を除く。)があるときは、債権者は、遅滞なく、その第三者に對し、同条第一項の規定による通知をした旨及び同条の規定により債務者等に通知した債権等の額を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、通知を受ける者

の登記簿上の住所又は事務所にあてて発すれば足りる。

(清算金の支払に関する処分の禁止)

第六条 清算金の支払を目的とする債権については、清算期間が経過するまでは、譲渡その他の処分をすることができない。

2 清算期間が経過する前に清算金の支払の債務が弁済された場合には、その弁済をもつて第四条第一項の先取特権、質権若しくは抵当権を有する者又は後順位の担保登記の権利者に対する者がされないで清算金の支払の債務が弁済された場合も、同様とする。

(清算金の供託)

第七条 債権者は、清算金の支払を目的とする債権につき差押え又は仮差押えの執行があつたときは、清算期間が経過した後、清算金を債務履行地の供託所に供託して、その限度において債務を免れることができる。

2 前項の規定により供託がされたときは、債務者等の供託金の還付請求権につき、同項の差押え又は仮差押えの執行があつたとみなす。

3 債権者は、第十五条第一項に規定する場合を除き、供託金を取り戻すことができない。

4 債権者は、債務者等のほか、差押債権者又は仮差押債権者に対して、遅滞なく、供託の通知をしなければならない。

(通知の拘束力)

第八条 債権者は、清算金の額が第二条第一項の規定により通知した清算金の見積額に満たないことを主張することができない。

2 第四条第一項の先取特権、質権若しくは抵当権を有する者又は後順位の担保登記の権利者は、清算金の額が前項の見積額を超えることを主張することができない。

(債権の一部消滅)

第九条 清算期間が経過した時の土地等の価額が反対の特約がない限り、その価額の限度において

て消滅する。

(法定借地権)

第十条 土地及びその上にある建物が同一の所有者に属する場合において、その土地につき担保登記がされたときは、その登記に基づく本登記がされる場合につき、その建物の所有を目的として土地の賃貸借がされたものとみなす。

この場合において、その存続期間及び借賃は、当事者の請求により、裁判所が定める。

(受戻権)

第十一條 債務者等は、清算金の支払の債務の弁済を受けるまでは、債権等の額の債権が消滅しなかつたものとすれば、債務者が支払うべき債権等の額をいう。に相当する金額を債務者に提供して、土地等の所有権の受戻しを請求することができる。ただし、清算期間が経過した時から五年が経過したとき、又は第三者が所有権を取得したときは、この限りでない。

(競元の請求)

第十二条 第四条第一項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、清算期間内は、これらの権利によつて担保される債権の弁済期の到来前であつても、土地等の競元を請求することができるのである。

2 前項の強制競売等の開始の決定があつた場合において、その決定が清算金の支払の債務の弁済後(清算金がないときは、清算期間の経過後)にされた申立てに基づくときは、担保登記の権利者は、その登記に基づく本登記の請求をすることができない。

3 前項の強制競売等の開始の決定があつた場合において、その決定が清算金の支払の債務の弁済後(清算金がないときは、清算期間の経過後)にされた申立てに基づくときは、担保登記の権利者は、その土地等の所有権の取得をもつてその登記に基づく本登記の請求をすることができる。

(優先弁済請求権)

第十三条 担保登記がされている土地等に対する強制競売、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行手続(以下「強制競売等」という。)においては、その担保登記の権利者は、他の債権者に先立つて、その債権の弁済を受けられることがある。この場合における順位に關しては、その担保登記に係る権利を抵当権とみなさないし、その担保登記のされた時にその抵当権の設定の登記がされたものとみなす。

2 前項の場合において、担保登記の権利者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてのみ、同項の規定による権利を行なうことができ

3 前項の規定は、担保登記の権利者が債務の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の二年分についても、これを適用する。ただし、利息その他の定期金と通算して二年分を超えることができない。

4 第十四条の仮登記担保契約で、消滅すべき金銭債務がその契約の時に特定されていないものに基づく担保登記は、強制競売等においては、その効力を有しない。

5 第十五条の担保登記がされている土地等につき強制競売等の開始の決定があつた場合において、その決定が清算金の支払の債務の弁済後(清算金がないときは、清算期間の経過後)にされた申立てに基づくときは、担保登記の権利者は、その土地等の所有権の取得をもつてその登記に基づく本登記の請求をすることができる。

(強制競売等の場合はの担保登記)

6 第十六条の担保登記がされている土地等につき強制競売等が行われたときは、担保登記に係る権利者は、その土地等の所有権の取得をもつてその登記に基づく本登記の請求をすることができる。

7 第十七条 所有权の移転に関する仮登記がされていいる土地等につき強制競売等の開始の決定をしたときは、執行裁判所は、仮登記の権利者に対し、その仮登記が担保登記であるか否か及び担保登記であるときはその債権の内容を聴明して届け出るべき旨を期間を定めて催告しなければならない。

(不動産登記の特別)

第十八条 担保登記の権利者は、清算金を供託

した日から一月を経過した後にその担保仮登記に基づき不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第一百五条第一項に規定する本登記を申請する場合には、同項において準用する同法第四十六条第一項の規定にかかるらず、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者又は後順位の担保仮登記の権利者が第四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の差押えをしたこと及び清算金を供託したことを証する書面をもつてこれらの者の承諾書に代えることができる。ただし、その本登記の申請に係る土地等につきこれらの者のために担保権の実行としての競売の申立ての登記がされているときは、この限りでない。

(破産等の場合の担保仮登記)

第十九条 破産財團に属する土地等についてされている担保仮登記(第十四条の担保仮登記を除く。第三項において同じ。)の権利者については、破産法(大正十一年法律第七十一号)中抵当権を有する者に関する規定を適用する。

2 破産法第九十七条の規定は、破産財團に属しない破産者の土地等についてされている担保仮登記の権利者について準用する。

3 担保仮登記に係る権利は、会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の適用に関しては、抵当権とみなす。

4 第十四条の担保仮登記は、破産手続及び更生手続においては、その効力を有しない。

(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用)

第二十条 第二条から前条までの規定は、仮登記担保契約で、土地等の所有権以外の権利(先取特権、質権、抵当権及び企業担保権を除く。)の取得を目的とするものについて準用する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布

の日から施行する。

(経過措置)

第十二条 この法律の規定は、この法律の施行前に申請する場合には、同項において準用する同法第四十六条第一項の規定にかかるらず、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者又は後順位の担保仮登記の権利者が第四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の差押えをしたこと及び清算金を供託したことを証する書面をもつてこれらの者の承諾書に代えることができる。ただし、その本登記の申請に係る土地等につきこれらの者のために担保権の実行としての競売の申立ての登記がされているときは、この限りでない。

(国税徴収法の一部改正)

第四条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「及び第十九条から第二十一条まで(先取特権等の優先)」を「第十九条から第二十一条まで(先取特権等の優先)及び第二十三条(法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等)」に、「先立つて」を「先立つて」に改める。

第二十一条第一項中「又は先取特権を」を「先立つて」に改める。

先取特権又は第二十三条第一項(法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先)に規定する担保のための仮登記」に、「先立つて」を「先立つて」に改める。

3 担保仮登記に係る権利は、会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の適用に関しては、抵当権とみなす。

4 第十四条の担保仮登記は、破産手続及び更生手続においては、その効力を有しない。

(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用)

第二十条 第二条から前条までの規定は、仮登記担保契約で、土地等の所有権以外の権利(先取特権、質権、抵当権及び企業担保権を除く。)の取得を目的とするものについて準用する。

第二十三条 国税の法定納期限等以前に納税者の財産につき、その者を登記義務者(登録義務者を含む。)として、仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第一号)第一

する。

2 担保のための仮登記がされている納税者の財産上に、第十九条第一項各号(不動産保存の先取特権等の優先)に掲げる先取特権があるとき、国税の法定納期限等以前から第二十条第一項各号(法定納期限等以前にある不動

産賃貸の先取特権等の優先)に掲げる先取特権があるとき、又は国税の法定納期限等以前に質権若しくは抵当権が設定され、若しくは担保のための仮登記がされているときは、その国税は、仮登記担保契約に関する法律第三条第一項(清算金)(同法第二十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用)において準用する場合を含む。)に規定する清算金に係る換価代金につき、同法第四条第一項(物上代位)(同法第二十条において準用する場合を含む。)の規定により権利が行使されたこれらの先取特権、質権及び抵当権並びに同法第四条第二項(同法第二十条において準用する場合を含む。)において準用する同法第四条第一項の規定により権利が行使された同条第二項に規定する後順位の担保仮登記により担保される債権に次いで徴収する。

第五十二条の二 仮登記担保契約に関する法律第二十条の次に次の二条を加える。

(担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力)

第二十二条(強制競売等の場合の担保仮登記) 条の担保仮登記については、政令で定める日までに仮登記担保契約に基づき消滅すべき債務が特定されたときは、その契約の時にその債務が消滅すべきものと定められていたものとみなす。

下同じ。」を加え、「差し押えた」を「差し押さえた」に改める。

第五十二条の次に次の二条を加える。

第五十二条の二 仮登記担保契約に関する法律第二十条の次に次の二条を加える。

(担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力)

第二十二条(強制競売等の場合の担保仮登記)

同法第二十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用)において準用する場合を含む。)の規定は、担保のための仮登記がある財産が差し押さえられた場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項「その決定」とあるのは「その差押え」と、「申立てに基づく」とあるのは「ものである」と読み替えるものとする。

第五十五条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条各号別記以外の部分中「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同条第一号中「第三者の権利」の下に「(担保のための仮登記に係る権利を除く。)」を加え、同条第三号中「仮差押」を「仮差押え」に改める。

第五十五条第二号(仮登記の権利者に対する差押の目的)でされた仮登記と国税の通知を「第二

五十五条第二号(仮登記の権利者に対する差押の目的)でされた仮登記と国税の通知(担保のための仮登記に係る権利を除く。)に改める。

第五十六条第三項中「第二十三条第二項(担保のための仮登記による差押の目的)の通知(担保のための仮登記に係る権利を除く。)に改める。

第五十七条第一項(譲受前に設定された質権又は抵当権の優先)の規定は、納税者が担保のための仮登記がされている財産を譲り受けたときについて、前条(第三項を除く。)の規定は、納税者が他に国税に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその国税の法定納期限等後に担保のための仮登記をして財産を譲渡したときについて、それそれを準用する。

第五十八条第一項(譲受前に設定された質権又は抵当権の優先)の規定は、納税者がその契約の時特定されていらないものに基づく仮登記及び仮登記は、国税の滞納処分においては、その効力を有しない。

第五十九条第三項中「第二十三条第二項(担保のための仮登記による差押の目的)の通知(担保のための仮登記に係る権利を除く。)に改め、同条第一項中「並びに担保のための仮登記に係る権利及び担保のための仮登記に係る権利を除く。」に改める。

第五十五条第二号(仮登記の権利者に対する差押の目的)でされた仮登記と国税の通知(担保のための仮登記に係る権利を除く。)に改め、同条第一項中「並びに担保のための仮登記に係る権利及び担保のための仮登記に係る権利を除く。」に改め、同条第三号中「又は留置権」を「押え」に改め、同項第三号中「又は留置権」を

の権利者を含む。以下第百三十二条（配当計算書）において同じ。」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「並びに」を「、前項並びに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 挿価財産上に担保のための仮登記がある場合における当該仮登記により担保される債権

に対する配当については、仮登記担保契約に合における当該仮登記により担保される債権

に関する法律第十三条（優先弁済請求権）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定を準用する。

第百三十条第二項第一号中「又は先取特權」を「若しくは先取特權」に改め、「債権」の下に「又は担保のための仮登記により担保される債権」を加える。

第百三十三条第三項中「停止条件附である場合又は換価代金等が担保の目的でされている仮登記がある財産に係るものである場合（その仮登記に基く本登記が換価の時までにされている場合を除く。）」を「停止条件付である場合又は換価代金等を配当すべき債権が仮登記がされた質権、抵当権若しくは先取特權により担保される債権である場合」に改める。（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 前条の規定による改正後の国税徴収法（以下この条において「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行後に仮登記担保契約において土地等の所有権又はその所有権以外の権利を取得するものとされている日（以下この項において「取得日」といいう。）が到来する当該契約に基づく仮登記及び仮登記について適用し、この法律の施行前に取得日が到来している当該契約に基く仮登記及び仮登記については、なお從前の例による。

2 新法第百三十三条第三項（仮登記がされた質権、抵当権又は先取特權により担保される債権に限る。）の規定は、この法律の施行後に新法第百三十三条第一項に規定する債権現

在額申立書の提出期限が到来する場合における新法第二十九条第一項に規定する換価代金等の交付について適用し、この法律の施行前に当該期限が到来する場合における当該換価代金等の交付については、なお從前の例による。

4 挿価財産上に担保のための仮登記がある場合における当該仮登記により担保される債権

に対する配当については、仮登記担保契約に

合における当該仮登記により担保される債権

に対する配当については、仮登記担保契約に

在額申立書の提出期限が到来する場合における新法第二十九条第一項に規定する換価代金等の交付について適用し、この法律の施行前に当該期限が到来する場合における当該換価代金等の交付については、なお從前の例による。

（国税通則法の一部改正）

第六条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「開始されたとき」の下に「（仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第六十六号）第二条第一項（所有権移転の効力の制限等）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）」を加える。

（地方税法の一部改正）

第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「すでに」を「既に」に改め、同項第一号中「開始されたとき」の下に「（仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第六十六号）第二条第一項（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）」を加える。

（地方税法の一部改正）

第六号の部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「すでに」を「既に」に改め、同項第一号中「開始されたとき」の下に「（仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第六十六号）第二条第一項（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）」を加える。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 前条の規定による改正後の地方税法の規

定は、この法律の施行後に仮登記担保契約において土地等の所有権又はその所有権以外の権利

等以前に質権若しくは抵当権が設定され、

若しくは担保のための仮登記がされているときは、その地方団体の徴収金は、仮登記担保

契約に関する法律第三条第一項（同法第二十

条において準用する場合を含む。）に規定する

清算金に係る換価代金につき、同法第四条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により権利が行使されたこれら

の先取特權、質権及び抵当権並びに同法第四

条第二項（同法第二十条において準用する場

合を含む。）において準用する同法第四条第一項の規定により権利が行使された同条第二項に規定する後順位の担保仮登記により担保さ

れるべき十分な財産がない場合において、そ

者がその地方団体の徴収金に充てられることについて、それぞれ準用する。

（不動産登記法の一部改正）

第九条 不動産登記法の一部を次のように改正す

る。

第二十九条ただし書を削る。

（不動産登記法の一部改正）

第九条 不動産登記法の一部を次のように改正す

る。

づく仮登記及び仮登録は、地方団体の徴収金の滞納処分においては、その効力を有しない。

第十四条の十九第一項中「買戻の」を「買戻しの」に改め、「仮登記」の下に「（仮登録を含む。）」を加え、「差し押えた」を「差し押さえた」に改める。

（地方税法の一部改正）

第一条 前条の規定による改正後の地方税法の規

定は、この法律の施行後に仮登記担保契約において土地等の所有権又はその所有権以外の権利

等以前に質権若しくは抵当権が設定され、

若しくは担保のための仮登記がされているときは、その地方団体の徴収金は、仮登記担保

契約に関する法律第三条第一項（同法第二十

条において準用する場合を含む。）に規定する

清算金に係る換価代金につき、同法第四条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により権利が行使された同条第二項に規定する後順位の担保仮登記により担保さ

れるべき十分な財産がない場合において、そ

者がその地方団体の徴収金に充てられることについて、それぞれ準用する。

（不動産登記法の一部改正）

第一条 前条の規定による改正後の地方税法の規

定は、この法律の施行後に仮登記担保契約において土地等の所有権又はその所有権以外の権利

等以前に質権若しくは抵当権が設定され、

若しくは担保のための仮登記がされているときは、その地方団体の徴収金は、仮登記担保

契約に関する法律第三条第一項（同法第二十

条において準用する場合を含む。）に規定する

清算金に係る換価代金につき、同法第四条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により権利が行使された同条第二項に規定する後順位の担保仮登記により担保さ

れるべき十分な財産がない場合において、そ

者がその地方団体の徴収金に充てられることについて、それぞれ準用する。

（不動産登記法の一部改正）

第一条 前条の規定による改正後の地方税法の規

定は、この法律の施行後に仮登記担保契約において土地等の所有権又はその所有権以外の権利

等以前に質権若しくは抵当権が設定され、

若しくは担保のための仮登記がされているときは、その地方団体の徴収金は、仮登記担保

契約に関する法律第三条第一項（同法第二十

条において準用する場合を含む。）に規定する

清算金に係る換価代金につき、同法第四条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により権利が行使された同条第二項に規定する後順位の担保仮登記により担保さ

れるべき十分な財産がない場合において、そ

者がその地方団体の徴収金に充てられることについて、それぞれ準用する。

士の業務又は制度について、法務大臣に建議し、又はその請問に答申することができる。

第十八条中「認可」を「試験、資格の認定、登録」に改める。

第十九条第一項中「第一条」を「第二条」に、「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改める。

第二十四条中「第十七条の三」を「第十七条の四」に、「二万円」を「十万円」に改め、同条を第二十五条とし、第二十三条第一項中「一万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五千円」を「五万円」に改め、同条を第二十四条とし、第二十二条第一項中「第十条」を「第十一条」に、「五千円」を「五万円」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条中「第九条」を「第十条」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条を第二十二条とし、第二十条の前の見出しを削り、同条中「第六条」を「第八条」に、「二万円」を「二十万円」に改め、同条を第二十二条とし、第十九条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第二十条 司法書士となる資格を有しない者が、法務局又は地方法務局の長に対し、その資格につき虚偽の申請をして司法書士名簿に登録せたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年一月一日から施行する。

(従前の司法書士に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に司法書士である者は、改正後の司法書士法(以下「新法」という。)の規定による司法書士となる資格を有する者とみなす。

3 前項に規定する者でこの法律の施行の際現に司法書士会に入会しているものは、新法第六条の登録を受け当該司法書士会に入会している司法書士とみなす。この場合において、その者が、

この法律の施行の日から三月の期間内に、法務省令で定めるところにより、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、氏名、事務所の所在地その他の法務省令で定める事項を届け出ないとときは、その期間の満了の時に、その者について登録の取消しがあつたものとみなす。

(欠格事由に関する経過措置)

4 この法律の施行の際新法第四条各号の一に該当する者で改正前の司法書士法(以下「旧法」という。)第三条に該当しないものに対しては、当該事由について、新法第四条の規定は、適用しない。

5 新法第四条第五号の適用については、旧法第十二条の規定による認可の取消しの処分は、新法第十二条の規定による登録の取消しの処分とともにみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(土地家屋調査士法の一部改正)

7 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「認可の取消」を「登録の取消し」に改める。

(土地家屋調査士法の一部改正)

8 この法律による改正後の土地家屋調査士法第四条第七号の適用については、旧法第十二条の規定による認可の取消しの処分は、新法第十二条の規定による登録の取消しの処分とみなす。

(税理士法の一部改正)

9 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「認可」を「登録」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

10 この法律による改正後の税理士法第四条第八号の適用については、旧法の規定による懲戒处分の規定による税理士の認可の取消しの処分は、新法の規定による懲戒処分である司法書士の登録

の取消しとみなす。

(法務府設置法等の一部を改正する法律の一部改正)

11 法務府設置法等の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百六十八号)の一部を次のよう改訂する。

附則第四項中「第二条」を「第三条」に改め

(登録免許税法の一部改正)

12 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中「免許若しくは認可」を「若しくは免許」に改め、同号中「第四条第一項(認可)の司法書士の認可」を「第六条(登録)の司法書士の登録」に、「認可件数」を「登録件数」に改める。

第九百条第二号中「配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各二分の一」と

「だし書中「但し」を「ただし」に改め、同号を同条第三号とする。

第九百一条第二項中「第八百八十九条第二項」を「第八百九十条の二第二項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

前項の場合にこれを準用する。

第九百条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 配偶者及び子が相続人であるときは、配偶者の相続分及び子の相続分は、各二分の一と

する。

第九百条第二号中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 配偶者及び子が相続人であるときは、配偶者の相続分及び子の相続分は、各二分の一と

する。

昭和五十三年六月十日印刷

昭和五十三年六月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

W